

## これからの 社会に向かって



納税が、私たちの生きる  
「未来」につながる。

## 令和6年度 「税を考える週間」 講演会・説明会資料

令和6年10月  
国税庁 広報広聴室

国税庁  
NATIONAL TAX AGENCY

皆様、こんにちは。

本日の講演会では、「税の役割」や「税制の現状」といった税に関する基本的な情報から、「国税庁の使命」や「税務署の仕事」といった国税当局の組織の機構に関するここと、更には、国税当局の取組である「適正・公平な税務行政の推進」、「納税者サービスの充実」、「災害への対応」、「酒税及び酒類行政」の内容について、ご説明させていただきます。

そのほか、「政策評価と税務行政の改善」、「国税庁の取組紹介動画」についても、順をおってご説明させていただきます。

## はじめに

### 「税を考える週間」とは

実施期間 11月11日～17日

趣 旨 税の意義や役割について能動的に考えてもらい、税に対する理解を深めてもらう

テ マ 「これからの社会に向かって」

#### 「週間」の変遷

昭和29年～	「納税者の声を聞く月間」
昭和31年～	「納税者の声を聞く旬間」
昭和49年～	「税を知る週間」
平成16年～	「税を考える週間」

1

## はじめに

はじめに、国税庁で実施している「税を考える週間」についてご説明します。

国税庁では、国民の皆様に自発的かつ適正に納税義務を履行していただくために、日頃から租税の意義や役割、税務行政に対する知識や理解を深めていただくなどの納税意識の向上に向けた施策を行っています。

特に、毎年11月11日から11月17日までの一週間を「税を考える週間」とし、この期間を中心に様々な広報活動を行うとともに、税務行政に対するご意見やご要望をお寄せいただく機会としております。

今年の「税を考える週間」では、「これからの社会に向かって」をテーマといたしまして、国民の皆様に適正・公平な課税及び徴収の実現に向けた国税庁の取組をご紹介することとしております。

この「税を考える週間」の歴史を申し上げますと、昭和29年に、納税者の皆様の声を税務行政に反映させるため、「納税者の声を聞く月間」を設けたことから始まります。

そして、昭和31年からは、苦情相談を重点項目として期間を「月間」から「旬間」に改め、税務行政に対する納税者の皆様の意見や要望を積極的に聴き、各種の行事を通じて納税者の皆様との信頼を深め、納税者の皆様にとって近づきやすい税務署というイメージを作り、納税意識の向上を図ることを目的に実施しておりました。

また、昭和49年には、「旬間」の全般的な見直しを行い、毎年同じ時期に行うこととして「税を知る週間」に改称しました。

「週間」の実施に当たっては、税を社会全体の役割の中で捉える見地から、納税者の皆様だけでなく国民各層が、税のよき理解者、協力者であるべきことを改めて認識し、広報広聴の対象とともに、各種の施策を通じて、声を聞くという受身の姿勢だけでなく、積極的に税の重要性、執行の公平性等を広報することを目的に実施しました。

そして、平成16年からは、国民一人一人が、我が国をどのようにして支えていくのか、公的サービスと負担をどのように選択するのかを含めて、税の在り方、国の有り様を真剣に考えていただく時期に来ているという観点から、単に税を知るだけでなく、能動的に税の仕組みや目的を考えてもらい、国の基本となる税に対する理解を深めていただくことを明確にするため「税を考える週間」に改称しております。

このように、この取組は大変歴史のあるものです。

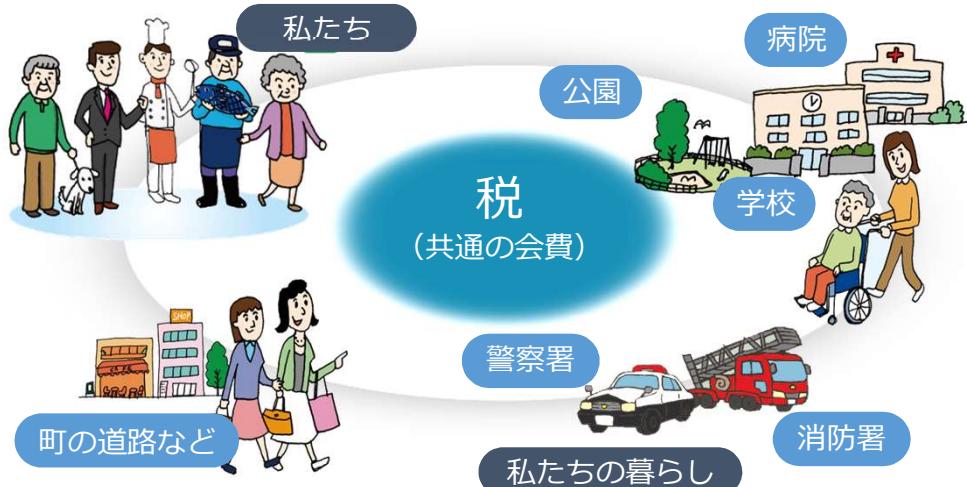
## 税の役割

- 「社会の会費」である税とそのゆくえ
- 財政の現状
- 社会資本整備と公共サービスの費用
- 教育費
- 税の歴史と変遷

2

税の役割について、ご覧のような項目をご説明いたします。

## 「社会の会費」である税とそのゆくえ ～支え合いにより成り立っている社会～



3

## 「社会の会費」である税とそのゆくえ ～支え合いにより成り立っている社会～

私たちの身の回りには、私たちが健康で文化的な生活を送るため、国や地方公共団体による多くの公共サービスが存在しています。

公共サービスの内容は様々ですが、その費用は、主に税金によって賄われています。

つまり、必要な費用を、共通の会費として私たちが負担しているのです。

その会費を、私たちがどのように負担するかは、法律によって定めることとされています。

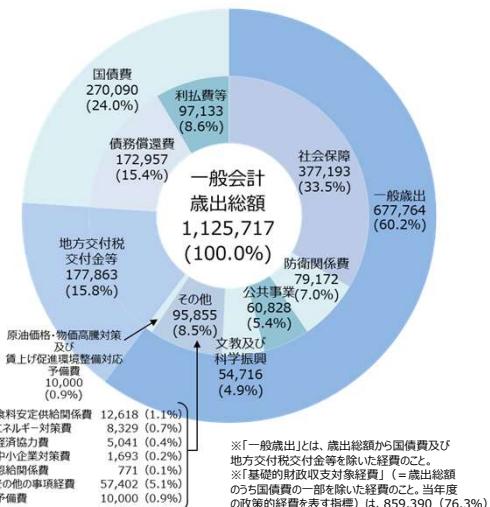
これが、租税法律主義です。

日本国憲法第30条において「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負う」、第84条において「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする」と定められています。

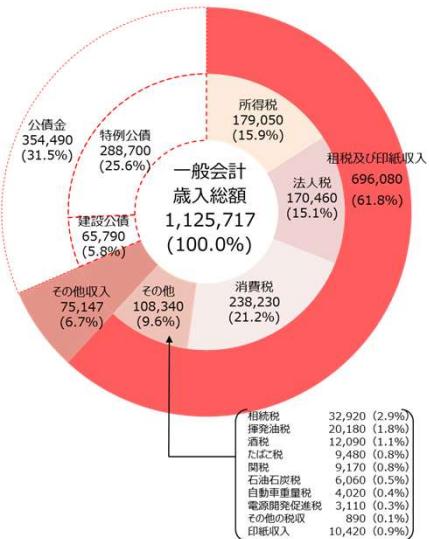
私たちが、法律によって割り振られた負担をきちんと引き受けること、納税の義務を果たすことによって、様々な公共サービスは維持され、社会が成り立っています。

## 財政の現状 ～歳出と歳入（令和6年度一般会計予算）～

国の一般会計歳出内訳 (単位: 億円)



国の一般会計歳入内訳(単位: 億円)



4

### 財政の現状

#### ～歳出と歳入（令和6年度一般会計予算）～

我が国の歳出と歳入の図になります。

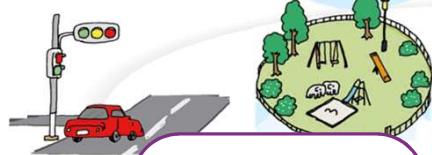
令和6年度当初予算の歳出は112兆5,717億円であり、そのうち約33.5%は私たちが安心して生活していくために必要な医療、年金、介護、生活保護、こども・子育てなどに使われる「社会保障関係費」、約24.0%が国の借金である国債の元利払いに充てられる費用「国債費」となっています。

そのほかの主な支出には、地方公共団体の財政力の違いに応じ、公共サービスに格差が生じないよう調整するために支出する「地方交付税交付金等」、住宅対策や市街地、道路、上下水道などの整備、災害が起こったときの復旧事業のために使われる「公共事業関係費」、教育などに関わる「文教及び科学振興費」などがあります。

次に、国の歳入のうち約61.8%は所得税、消費税、法人税などの「租税及び印紙収入」で賄われ、約31.5%は将来世代の負担となる国の借金「公債金」に依存しています。

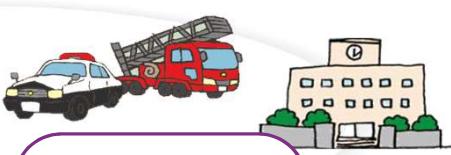
## 社会資本整備と公共サービスの費用 ～警察・消防、福祉、上下水道、道路、年金・医療費～

道路、上下水道、公園など



社会資本

警察・消防、教育、福祉など

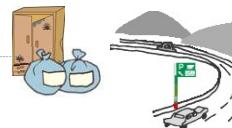


公共サービス

サービス内容に応じて、  
利用する人が、  
料金として費用を負担

粗大ごみの収集

高速道路の利用 など



豊かで安心して暮らせる未来のために、租税負担と給付の関係について  
私たち一人一人が考えることが大切

5

## 社会資本整備と公共サービスの費用 ～警察・消防、福祉、上下水道、道路、年金・医療費～

私たちの生活に欠かせない、道路、上下水道、公園などの公共施設、いわゆる「社会資本」や、警察・消防、教育、福祉などの充実した「公共サービス」を利用する際に利用料がかからないのは、利用の有無に関わらず、「税」という形で私たちが負担し合っているからです。

一方、粗大ごみの収集や、高速道路の利用など、一般のごみの収集や、一般道路の利用といった通常の公共サービスと異なる場合は、そのサービス内容に応じて、利用する人が料金として費用を負担する必要があります。

これからの日本社会と税を考えてみると、少子高齢化社会の進行に伴い、例えば高齢者が増えることによる社会保障関係費が増える一方で、その費用である社会保険料を負担する働き手が減り、税等による負担が増えるかもしれません。

このように、今後、豊かで安心して暮らせる未来のために、租税負担と給付の関係について私たち一人一人が考えることが大切となってきます。

(参考)

身近な財政支出

警察・消防費（令和4年度） 5兆3,177億円 一人当たり 約42,560円

ごみ処理費用（令和4年度） 2兆4,726億円 一人当たり 約19,789円

国民医療費の公費負担額（令和3年度） 17兆1,025億円 一人当たり 約136,273円

## 教育費 ～小学生、中学生、高校生一人当たりの教育費～

令和3年度



小学生  
約92万円



中学生  
約107万円



高校生（全日制）  
約113万円



税は、学校教育や科学技術の発展のために役立っている

6

## 教育費

### ～小学生、中学生、高校生一人当たりの教育費～

税は、私たちの学校教育や科学技術の発展のためにも役立てられています。

歳出のうち「文教及び科学振興費」が、学校教育や科学技術のために使われる予算です。

例えば、教科書の無償配付や全国学力調査の実施、国立大学法人・私立学校の助成、スポーツ振興などのための「教育振興助成費」、公立学校の校舎改築などのための「文教施設費」、経済的理由により修学が困難である優れた学生などのための「育英事業費」、将来に渡る持続的な研究開発などの科学技術の振興を図るための「科学技術振興費」などが含まれています。

ところで、公立学校の児童・生徒一人当たりの年間教育費の負担額はどのようにになっているのでしょうか。

令和3年度の調査では、公立学校の小学生では一人当たり約92万円、公立学校の中学生では一人当たり約107万円、公立学校の高校生では一人当たり約113万円となっています。

(参考：高校卒業までの期間中における公費負担額のイメージ)

小学生	約921,000円×6年間	= 約5,526,000円
中学生	約1,067,000円×3年間	= 約3,201,000円
高校生	約1,129,000円×3年間	= 約3,387,000円
合 計		約12,114,000円

## 税の歴史と変遷 ～大宝律令と租・庸・調～

租  
(そ)

男女の農民が納付する税  
税率は収穫の約3%



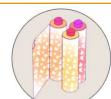
庸  
(よう)

都での年間10日間の労働する税  
又は布を納める税



調  
(ちょう)

布や絹などの諸国の特産物を納める税



「庸」と「調」は、男子のみに課税され、  
その税は農民の手で都に運ばれました。

飛鳥時代（701年）に成立した大宝律令に規定

7

## 税の歴史と変遷

### ～大宝律令と租・庸・調～

税の仕組みができたのは、701年の飛鳥時代まで遡ります。

その時代に成立した大宝律令には、「租・庸・調」という税の制度が盛り込まれました。

「租」は、男女の農民に課税され、税率は収穫の約3%でした。

「庸」は、都での年間10日間の労働、又は布を納める税でした。

「調」は、布や絹などの諸国の特産物を納める税でした。

「庸」と「調」は、男子のみに課税され、農民の手で都に運ばれました。

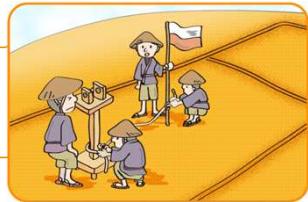
## 税の歴史と変遷 ～明治時代の税（地租改正）～

### 地租改正

明治政府は歳入の安定を図るため、  
1873年に地租改正を実施

### 地租とは

地租とは、地価を課税基準として賦課された税



江戸時代に年貢を免除されていた  
武家地や町地なども課税の対象となりました。

地価の3%を地租として貨幣で納めた

8

## 税の歴史と変遷

### ～明治時代の税（地租改正）～

明治時代、政府は歳入の安定を図るため、廢藩置県に伴い1873年（明治6年）に地租改正を実施しました。

その内容とは、年貢を廃止して、地価を課税基準として地租を賦課し、貨幣で納めさせるもので、税率は地価の3%とされました。

江戸時代には、年貢を免除されていた武家地や町地なども課税の対象となりました。

この地租改正事業は、地価の決定のために、土地の測量や地価の見積りを行う必要があったことから、数年間に渡って行われました。

これにより土地に課税されることが一般的となり、このことが、土地私有制の基礎となりました。

## 税の歴史と変遷 ～シャウプ勧告と新しい時代の税制～



昭和24年にシャウプ使節団が来日



シャウプ勧告書

シャウプ勧告書の基本原則を、税制改正に反映

### 国税と地方税に渡る税制の合理化・負担の適正化

基礎控除額を引き上げて  
負担を軽減

富裕税を創設

青色申告制度導入

納税貯蓄組合制度導入

9

## 税の歴史と変遷

### ～シャウプ勧告と新しい時代の税制～

日本における長期的・安定的な税制と税務行政の確立を図るため、昭和24年、カール・シャウプ博士を中心に7人で構成された税制使節団が来日しました。これがシャウプ使節団です。

シャウプ使節団は、全国各地を周って日本の課税の実情を調べ、8月にはシャウプ勧告をまとめ、9月に発表されました。

そのシャウプ勧告には、国及び地方公共団体の税に対する、税制面、財源配分面などについての体系的な改革案が示されていました。

その内容は、所得税を税制の根幹に据え、基礎控除額を引き上げて負担の軽減を図ると同時に、その減収分は高額所得者へ富裕税として課税されるというものでした。

また、申告納税制度の水準の向上を図るために青色申告制度や、確実な納付のための納税貯蓄組合制度も導入されました。

## 税制の現状

- 税の分類 1
- 税の分類 2
- 税収の推移
- 消費税の概要



10

税制の現状について、ご覧のような項目をご説明いたします。

## 税の分類 1

### ～直接税と間接税、国税と地方税、代表的な税目～

#### 直接税

税を納める義務のある人と、その税を負担する人が同じである税

国 税	所得税	法人税	相続税	贈与税
地 方 税	道府県税	県民税	事業税	自動車税
市町村税	市町村民税	固定資産税	軽自動車税	

#### 間接税

税を納める義務のある人と、その税を負担する人が異なる税

国 税	消費税	酒税	揮発油税	たばこ税
地 方 税	道府県税	地方消費税	道府県たばこ税	ゴルフ場利用税
市町村税	市町村たばこ税	入湯税		軽油引取税

#### 納め方による分類・どこに納めるかによる分類

11

## 税の分類 1

### ～直接税と間接税、国税と地方税、代表的な税目～

税の納め方によって分類すると、直接税と間接税に分類できます。

直接税とは、所得税や法人税などのように、税を納める義務のある人と、その税を負担する人が同じである税金をいいます。

間接税とは、消費税などのように、税を納める義務のある人と、その税を負担する人が異なる税金をいいます。

つまり、間接税は、税を納める義務のある人の納めた税が、物やサービスの価格に上乗せされて消費者の負担に移っていきます。

これを「租税の転嫁」といいます。

また、税をどこに納めるかによって分類すると、国税と地方税に分類できます。

国税とは、国に納める税金をいい、地方税とは、地方公共団体に納める税金をいい、更に道府県税と市町村税に区分されます。

## 税の分類2 ～所得課税、消費課税、資産課税等～

### 所得に対する税

#### 所得課税



所得税、法人税、  
復興特別所得税など

所得税や法人税などのように、  
利益（所得）を対象として課税

### 消費に対する税

#### 消費課税



消費税、酒税、たばこ税、  
揮発油税、自動車重量税など

消費税などのように、物品の消費  
やサービスの提供などを対象として  
課税

### 資産等に対する税

#### 資産課税等



相続税、贈与税  
登録免許税、印紙税など

相続税や登録免許税などのように、  
資産等を対象として課税

何に対して課税するかによる分類

12

## 税の分類2

### ～所得課税、消費課税、資産課税等～

税を何に課税するかによって分類すると、所得課税、消費課税、資産課税等に区分されます。

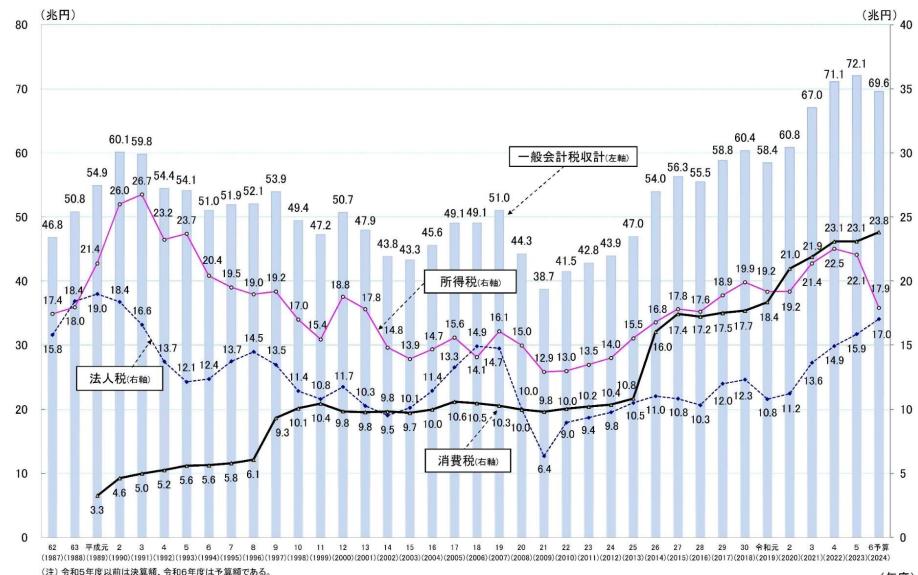
所得課税とは、個人に対する所得税や会社に対する法人税などのように、所得と言われる利益の部分に税を負担する能力を見出して、所得の大きさに応じて税負担を求めるものです。

消費課税とは、消費税や酒税、たばこ税等のように、物品の消費やサービスの提供などを対象として課税される税をいいます。

資産課税等とは、相続税や贈与税、登録免許税、印紙税等のように、資産の取得や保有などに着目して課税される税をいいます。

## 税収の推移 ～税目別税収の推移グラフ～

税目別の税収の推移



13

## 税収の推移 ～税目別税収の推移グラフ～

税収は、景気の動向や税制改正といったものの影響により変動します。

所得税や法人税の税収は景気動向に左右されやすい一方、消費税の税率によって変動はあるものの、比較的安定しています。

所得税は、これまで行われてきた度重なる税率構造の累進性の緩和や各種控除の拡充などにより、個人所得課税の負担は大きく軽減されてきています。

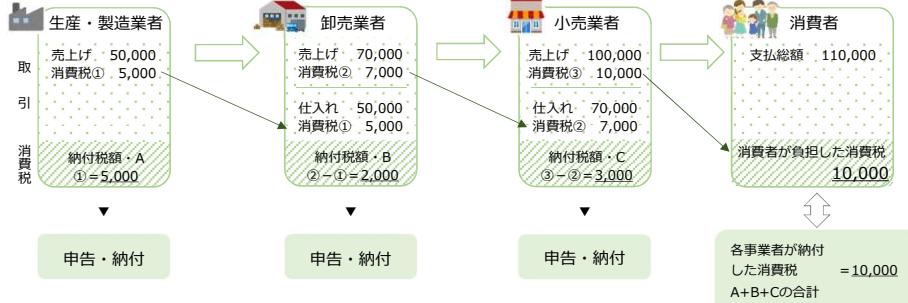
昭和61年当時70%だった最高税率は、平成27年分以降は45%となっています。

法人税の基本税率は、グローバル化に対応するとともに国際競争力を強化する観点から、税率を引き下げてきました。

また、リーマンショック後の景気の低迷により税収が落ち込むなど、法人税収は景気の動向により大きく変動しています。

## 消費税の概要 ～基本的な仕組み～

消費税は、広く商品・製品の販売やサービスの提供などの取引に対して課される税であり、事業者が販売する商品やサービスの価格に含まれて転嫁され、最終的に商品等を消費し又はサービスの提供を受ける消費者が負担し、事業者が納付します。



※消費税と地方消費税を合わせた税率（10%）で計算しています。（単位：円）

### 税率（令和元年10月～）

区分	標準税率	軽減税率
消費税率	7.8%	6.24%
地方消費税率	2.2%	1.76%
合計	10.0%	8.0%

### 軽減税率の適用対象

➢ 軽減税率は、次の①及び②を対象としています。

- ① 飲食料品の譲渡（※）
- ② 週2回以上発行される新聞の譲渡（定期購読契約に基づくもの）

※ 酒類の譲渡及び外食やケータリングのような一定のサービスを伴う飲食料品の提供は、軽減税率の適用対象外です。

14

## 消費税の概要

### ～基本的な仕組み～

消費税は、広く商品・製品の販売やサービスの提供などの取引に対して課されます。

また、消費税は税を納める義務のある人と、その税を負担する人が異なる間接税です。

具体的には、事業者が販売する商品やサービスの価格に含まれて転嫁され、最終的に商品を消費し又はサービスの提供を受ける消費者が負担しますが、申告と納付は事業者が行います。

これを図を用いて説明すると、

まず一番左の生産・製造業者は、製品を卸売業者に販売し、税込の売上55,000円を受取り、そのうちの消費税5,000円を国に納付します。

次に、卸売業者は、仕入れた商品を小売業者に販売し、税込の売上77,000円を受け取ります。

そのうち7,000円が消費税ですが、仕入れの際に製造業者に対して消費税5,000円を支払っています。

そのため、7,000円から5,000円を差し引いた2,000円を国に納付します。

このように、事業者は、その売上げに対して課税されますが、税の累積を排除するため、売上げに係る税額から仕入れに係る税額を控除した差引税額を国に納付することとなります。

そうしますと、最終的に、消費者の皆様が負担する10,000円は、製造業者、卸売業者、小売業者の各取引段階で、それぞれ国に納付された金額、すなわち図中のAからCの合計額10,000円と一致することとなります。

以上のように、消費税は、製造、卸、小売といった取引の各段階で、販売価格に含まれて転嫁されていくことが重要ですので、消費税の転嫁拒否を含む買いたたき等については、関係省庁において厳正に対処することとしています。

なお、参考ですが、消費税は、国内の消費者に最終的な負担を求める税です。

このため、輸出取引については、輸出国側では免税とし、輸入取引については、輸入国側が輸入の際に課税する仕組みとなっています。

また、左下の表のとおり、令和元年10月以降、国と地方を合わせた消費税の税率は標準税率10%、軽減税率8%となります。

この軽減税率の適用対象について、簡単に説明します。

軽減税率は、①飲食料品の譲渡と、②週2回以上発行される新聞の譲渡を対象としています。

この飲食料品の譲渡のうち、酒類の譲渡や外食やケータリングのような一定のサービスを伴う飲食料品の提供は、軽減税率の適用対象外とされています。

## 消費税の概要 ～税と社会保障の一体改革～

### 消費税率の引上げ

少子高齢化が急速に進み、社会保障費が増え続けている中、安定的な財源を確保し、社会保障制度を次世代に引き継ぎ、全世代型に転換する必要があったことから、消費税率が5%から10%に段階的に引き上げられました。

- 平成26年4月 → 8 %
- 令和元年10月 → 10 %
- 軽減税率 8 %
- 飲食料品など
- なぜ消費税？
- ・税収が安定しています
  - ・経済活動に中立的です
  - ・負担が世代間で公平です
  - ・高い財源調達力があります
- この消費税率の引き上げによる増収分については、すべて社会保障に充て、待機児童の解消や幼児教育・保育の無償化など子育て世代のためにも充当されることとなりました。

消費税の増収分は全額を社会保障に充当し、「全世代型」の社会保障制度に転換



15

## 消費税の概要 ～税と社会保障の一体改革～

少子高齢化が急速に進み、社会保障費が増え続けている中、安定的な財源を確保し、社会保障制度を次世代に引き継ぎ、全世代型に転換する必要があったことから、消費税率が5%から10%に段階的に引き上げられました。

そして、この消費税率の引き上げによる増収分については、すべて社会保障に充て、待機児童の解消や幼児教育・保育の無償化など子育て世代のためにも充当されることとなりました。

また、この消費税率の10%への引上げと同時に、所得の低い方々への配慮の観点から、食料品などに対して軽減税率が導入され10%と8%の2つの税率が混在することになりました。

そのため、正しい消費税の納税額を算出するためには、どの取引や商品に、どちらの税率が適用されるかを明確にする必要があります。

そこで、売手が発行する請求書に「消費税率」や「消費税額等」を明記するインボイス制度が実施されることになりました。

インボイス制度について、次のページをご覧ください。

# 消費税の概要

## ～インボイス制度について～

### インボイス制度とは

- 複数税率に対応したものとして、令和5年10月1日に開始した仕入税額控除の方式です。
- インボイスとは、「売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、登録番号のほか、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類するものをいいます。

### 消費税額の計算方法等

- 課税売上げに係る消費税額から、課税仕入れ等に係る消費税額を差し引いて(仕入税額控除)計算します。

計算方法

納付税額 = 売上税額

- 仕入税額



仕入税額控除の要件

	令和5年10月～ インボイス制度
帳簿	一定の事項が記載された 帳簿の保存
請求書等	インボイス等 の保存

### インボイス制度特設サイト

- 国税庁HPに特設サイトを設け、制度の概要やQ & Aなど各種資料等を掲載しています。

(※画像は令和6年7月2日現在のもの)  
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraben/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>



※

16

# 消費税の概要

## ～インボイス制度について～

現在の消費税率は、先ほど説明した通り、標準税率の10%と軽減税率8%の複数税率となっています。

インボイス制度は、この複数税率下において適正な課税を確保する観点から令和5年10月1日に開始した、仕入税額控除の方式です。

このインボイス制度によって、消費税等を正確に把握することができるようになるほか、売手は納税が必要な消費税額を受け取り、買手は納税額から控除される消費税額を支払うという対応関係が明確となり、消費税の転嫁がしやすくなる面もあると考えられます。

このように、インボイス制度は、社会保障の充実・安定化のために活用されている消費税を、事業者の方に正確に納めていただくために必要な仕組みです。

ここで「仕入税額控除」とは何かを説明するために、2ページ前でも少し触れましたが、消費税の基本的な仕組みについて改めて確認します。

消費税の納付税額は、商品の販売やサービスの提供といった、課税売上げに係る消費税額（売上税額）から、商品の仕入れや事務所の家賃、支払手数料といった課税仕入れに係る消費税額（仕入税額）を差し引いて計算します。

前のページで用いた数値を例に、卸売業者における消費税額の計算方法を説明すると、売上税額7,000円から仕入税額5,000円を差し引いた2,000円が納付税額となり、この仕入税額5,000円を差し引くことを「仕入税額控除」といいます。

この仕入税額控除の適用を受けるためには、一定の要件を満たす必要があります。

具体的には資料の下の方に記載しているとおり、一定の事項が記載された帳簿と、インボイスの保存が仕入税額控除の要件となります。

また、国税庁のホームページに「インボイス制度特設サイト」を設けております。

特設サイトでは、①インボイス制度の概要を紹介しているほか、②インボイス制度について解説した動画（国税庁動画チャンネル）、③インボイス制度に関する取扱通達やQ & Aなどを掲載しています。

必要に応じてご参照ください。

## 国税庁の使命

- 国税庁の組織理念
- 税務行政の将来像
  - ▶ 税務行政のデジタル・トランスフォーメーション
  - ▶ 税務を起点とした社会全体のDXの推進
  - ▶ 事業者のデジタル化
  - ▶ “納税者目線”的徹底
  - ▶ AI・データ分析の活用

17

国税庁の使命について、ご覧のような項目をご説明いたします。

## 国税庁の組織理念

使命	納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する。
任務	<ul style="list-style-type: none"><li>内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現</li><li>酒類業の健全な発達</li><li>税理士業務の適正な運営の確保</li></ul>
組織として目指す姿	<u>信頼で 国の財政 支える組織</u> <ul style="list-style-type: none"><li>経済社会の変化に柔軟に対応し、納税者の利便性を向上させ、絶えず進化し続ける組織。</li><li>課税・徴収を効率化・高度化し、幅広い関係者と連携しながら、厳正かつ的確に調査・滞納処分を行う組織。</li><li>職員一人一人の多様性を尊重し、明るく風通しが良く、チームワークで高いパフォーマンスを発揮する組織。</li></ul>
行動規範	<u>使命感を胸に挑戦する 税のプロフェッショナル</u> <ul style="list-style-type: none"><li>職務上知り得た秘密を守り、綱紀を保持します。不正を断固として許さず、公正かつ誠実に職務を遂行します。</li><li>参加意識とチャレンジ精神をもって、常に業務を見直し、事務を効率化・高度化します。</li><li>専門的な知識や技術の習得に努め、自らの能力を最大限に発揮します。</li></ul>

18

### 国税庁の組織理念

我が国の税金は、納税者の一人一人が、自ら税務署へ所得などの申告を行うことにより税額が確定し、この確定した税額を納税者が自ら納付する申告納税制度を採用しています。

この申告納税制度が適正に機能するためには、第一に納税者が高い納税意識を持ち、憲法・法律に定められた納税義務を自発的かつ適正に履行することが必要です。

そのため、国税庁の「使命」は、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する。」とされています。

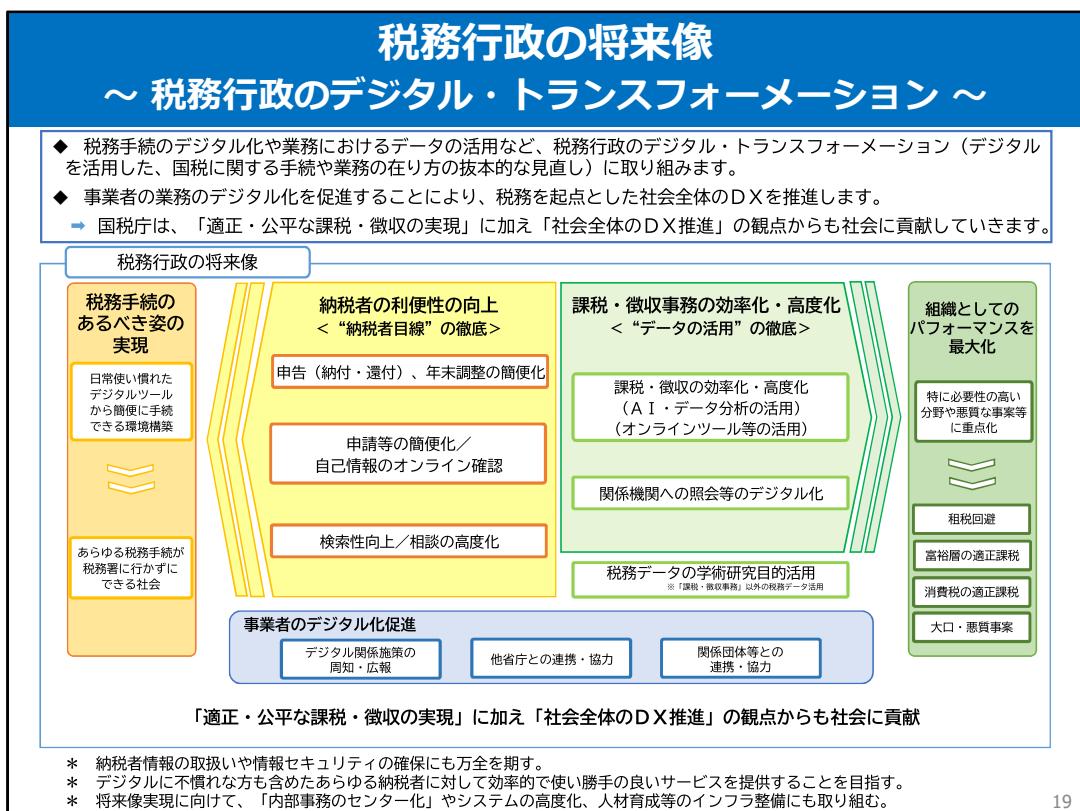
国税庁がその「使命」を果たすため、遂行すべき「任務」は、「内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現」、「酒類業の健全な発達」及び「税理士業務の適正な運営の確保」を図ることとされています。

国税庁がその「使命」や「任務」を果たすため、どのような組織を目指して組織運営を行っていくべきかを示す「組織として目指す姿」や、個々の職員が日々の職務を行うに当たって重視すべき規範・価値観を示す「行動規範」を取りまとめ、「国税庁の組織理念」として職員に示すとともに、公表しています。

平成13年に「国税庁の組織理念（国税庁の使命）」が制定されてから約20年が経過し、この間、国税組織を取り巻く環境は大きく変化しました。

国税庁では、こうした変化を踏まえ、令和3年4月に新たな「国税庁の組織理念」を制定しました。

国税職員が力を合わせ、国税庁の使命・任務を果たすため、「使命感を胸に挑戦する税のプロフェッショナル」として日々の職務を遂行し、新しい組織理念を実践してまいります。



19

## 税務行政の将来像 ～税務行政のデジタル・トランスフォーメーション～

黄色部分、「納税者の利便性の向上」については、これまで以上に「納税者目線」を大切に、各種施策を講じることで、スマートフォン、タブレット、パソコンなど日常使い慣れたツールから簡単・便利に手続を行うことができる環境を構築し、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」の実現を目指しています。

緑色部分、「課税・徴収事務の効率化・高度化」については、業務に当たってAIやデータ分析、オンラインツール等を積極的に活用するほか、地方公共団体等、他の機関への照会等もデジタル化を進めることで、特に必要性の高い分野や悪質な事案等に事務量を振り向け、組織としてのパフォーマンスの最大化を目指すことを示しています。

なお、データ活用という観点では、税務データの学術研究目的の活用についても検討を進めています。

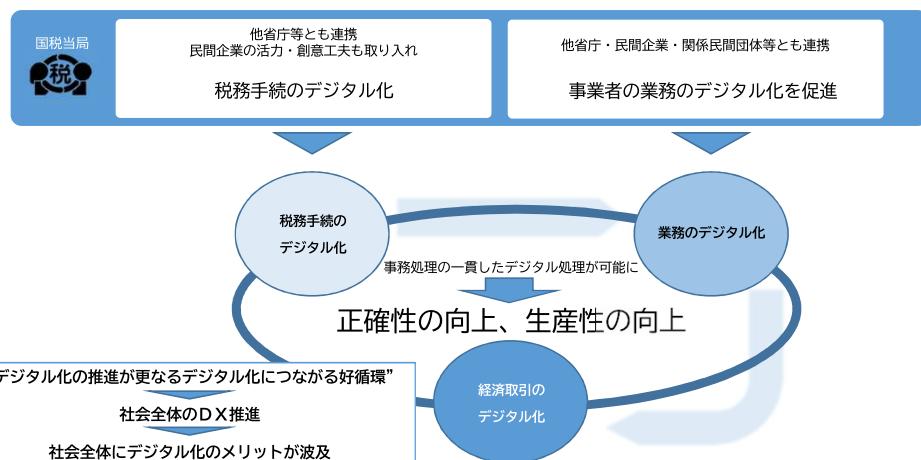
最後に青色部分、「事業者のデジタル化促進」については、デジタル関係施策の網羅的でわかりやすい周知・広報や、他省庁、関係団体等とも連携・協力したデジタル化の機運醸成など、事業者のデジタル化を促進する施策に取り組むことを示しています。

このように、国税庁の本来の任務である「適正・公平な課税・徴収の実現」といった観点に加えて、「社会全体のDX推進」の観点からも社会に貢献していくというメッセージを明確にしています。

なお、欄外に記載していますが、納税者情報の取扱いや情報セキュリティの確保にも万全を期すことは当然とし、デジタルに不慣れな方、いわゆるデジタルデバイドも含めて、あらゆる納税者に対して効率的で使い勝手の良いサービスの提供を目指していくほか、内部事務のセンター化や次世代システム（KSK2（ケースケーツー））への移行、人材育成等のインフラ整備も併せて取り組んでいます。

## 税務行政の将来像 ～税務を起点とした社会全体のDXの推進～

- ◆ 税務手続のデジタル化だけでなく、事業者の業務のデジタル化を併せて促進することにより、経済取引のデジタル化につなげていきます。これにより、事業者が日頃行う事務処理の一貫したデジタル処理が可能となり、生産性の向上等といった効果も期待されます。
- ◆ 他の事業者のデジタル化も促され、「デジタル化の推進が更なるデジタル化につながる好循環」が生み出されることを通じて、社会全体のDX推進につながり、社会全体にデジタル化のメリットが波及することが期待されます。



20

## 税務行政の将来像 ～税務を起点とした社会全体のDXの推進～

こちらは、事業者のデジタル化促進による好循環を示したイメージです。

事業者の取引全体のデジタル化、会計・経理全体のデジタル化等を推進することは政府全体として取り組む重要な課題の一つとされています。

事業者が日頃行う事務処理（経済取引に関連するもの、バックオフィスで処理するもの）について、一貫してデジタル化されることで、単純誤りの防止による正確性の向上、書類の保存コストの低減、事務の効率化による生産性の向上といったメリット等が期待されます。

このため、国税庁では税務手続のデジタル化と併せて、事業者の業務のデジタル化を促す施策にも取り組んでいます。

こうしたデジタル化への取組により、他の事業者のデジタル化も促され、税務手続も業務も更なるデジタル化が進むという、「デジタル化の推進が更なるデジタル化につながる好循環」を生み出すことで、社会全体のDX推進につながり、社会全体にデジタル化のメリットが波及することが期待されます。

## 税務行政の将来像 ～事業者のデジタル化～

申告・納税と一緒に 日々の業務もデジタル化しませんか？

— デジタル化すると こんないいこと —

- オンライン化でリモートワークに対応
- データで保存ペーパーレスですっきり
- データ連携で生産性向上
- リアルタイムで経営分析

— デジタル化の 強い味方 —

— クラウド会計ソフト —

- 事業所でも自宅でも、どこでもアクセス可能！
- 銀行口座やクレジットカードなどのデータを自動連携可能！
- 連携したデータは自動で仕訳可能！
- 税理士等とリアルタイムで経営状況が共有できる！

(注) 具体的なソフトについては、各ソフトウェア会社にお問い合わせください。

— デジタルインボイス —

- 標準化されたデータだから、相手方のシステムを問わず自動処理が可能！
- クラウド会計ソフトと連携すれば、自動で仕訳も可能！
- デジタル処理で、入力ミスも防げる！
- ペーパーレスですっきり！

(注) デジタルインボイスに対応したサービスについては、デジタルインボイス推進協議（EIPA）ホームページをご確認ください。

— 補助金も活用できます —

IT導入補助金 最大補助率80%

- 中小企業・小規模事業者のみなさまがITツール導入時にご利用いただける補助金です。
- インボイス（インボイス対応型）なら、会計ソフト等に加え、PC等のハードウェア導入費用にも利用可能です。
- 安価なITツールの導入にも活用可能であり、小規模事業者の場合、導入費用の最大80%（中小企業の場合75%）補助されます。
- 詳しくはIT導入補助金事務局ホームページをご確認ください。

(注) 本内容はIT導入補助金2024の内容です。詳しくは、「サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局ポータルサイト」をご確認ください。

詳しく述べては 国税庁ホームページ「事業者のデジタル化促進」コーナー をご覧ください  
上記のほか、年末調整の電子化や電子帳簿等保存制度など、デジタル化に役立つ施策・制度を紹介しています

QRコード

QRコード

QRコード

21

## 税務行政の将来像 ～事業者のデジタル化～

デジタル化に向けた具体的なツールとして、クラウド会計ソフトとデジタルインボイスをご紹介します。

クラウド会計ソフトを利用し、クラウド上にデータ保存することにより、これまで書面での証憑確認、決済等の作業が必要であったところ、ペーパーレス化が図られるとともに、オンライン化によるリモートワークが実現可能となります。

また、クラウド会計ソフトと、銀行口座出入金履歴やクレジットカード明細をデータ連携することにより、自動で仕訳が可能となり、これまで手作業で行っていた事務作業がなくなることが期待されます。

さらに、リアルタイムで経営状況の把握が可能となり、税理士等と共有することにより、適時アドバイスが受けられます。

クラウド会計ソフトと併せてデジタルインボイスをご利用いただければ、取引相手の会計システムを問わず、請求情報の自動処理が可能となり、さらなる業務の効率化が期待されます。

事業者の方々にとって、こうしたITツールの導入にあたってハードルとなる費用については、補助金を活用することができ、小規模事業者の場合で最大80%の補助を受けることができます。

## 税務行政の将来像 ～“納税者目線”的徹底～

- ◆ 普段は税になじみのない方でも、日常使い慣れたデジタルツール（スマートフォン、タブレット、パソコンなど）から簡単・便利に手続を行うことができる環境構築を目指すなど、これまで以上に“納税者目線”を大切に、各種施策を講じます。
- ◆ そのためのアプローチとして、実際に納税者が「申告要否や手続を調べ、相談し、申告・納付する」といった一連の流れ全体を俯瞰し、最適なUI/UXの改善を図っていくため、想定される典型的な納税者像（ペルソナ）を設定し、当該ペルソナが税務手続を行う際のカスタマージャーニーを具体化することで現状の問題点を可視化し、改善策を検討していきます。
- ◆ 具体的な施策としては、以下のとおり、「日本版記入済み申告書」（書かない確定申告）の実現に向けた自動入力項目の拡大等の申告や申請等手続の簡便化、検索や相談のデジタルを活用した高度化等に取り組みます。

### 申告（納付・還付）、年末調整の簡便化

- 給与情報等の自動入力（申告手続の簡便化）  
→申告に必要なデータを自動的に取り込むことで、数回のクリック・タップで申告が完了する仕組み（「日本版記入済み申告書」）の実現
- e-TaxのUI/UX改善  
→各種e-Taxソフトの統合による導線の整理
- キャッシュレス納付の推進、公金受取口座を利用した還付
- 年末調整手続の簡便化

### 申請等の簡便化／自己情報のオンライン確認

- e-Taxの「マイページ」の充実
- 納税証明書のオンライン取得・納税情報の添付自動化

### 検索性向上／相談の高度化

- オンライン相談の充実  
→チャットボットの充実、ホームページの検索性向上
- 電話相談の高度化・利便性向上  
→国税相談専用ダイヤルの導入
- SNS（国税庁公式LINE）を利用した情報の配信

22

## 税務行政の将来像 ～“納税者目線”的徹底～

納税者の利便性の向上については、“納税者目線”を大切に、各種施策を講じていくこととしています。

具体的な施策についていくつか説明します。

左側の「申告、年末調整の簡便化」については、申告において給与所得者の源泉徴収票に係る情報を自動入力できるようにするなど、納税者が数回のクリックやタップで申告を完了できる「日本版記入済み申告書」の実現に向けて取り組んでいます。

中央の「申請等の簡便化/自己情報のオンライン確認」については、e-Tax上にマイページを開設し、スマートフォンやパソコンからe-Taxに登録されている本人情報や申告の参考となる各税目に関する情報を確認できるようにしました。

右側の「検索性向上/相談の高度化」については、国税庁ホームページで導入している「税務相談チャットボット」の対象手続の拡充及び回答の精度の向上に努めております。

このように国税庁では“納税者目線”を大切にし、「あらゆる税務手続が税務署に行かずでできる」社会の実現に向けて取り組んでいます。

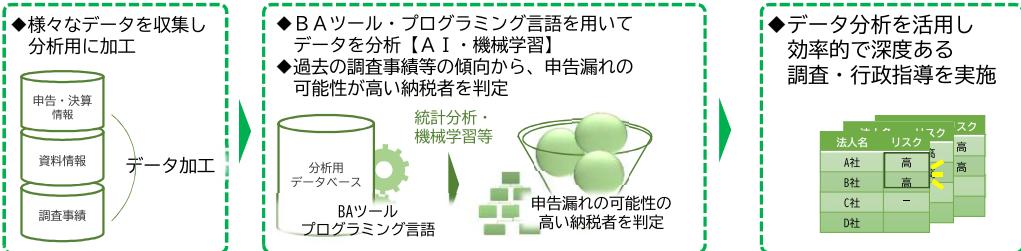
※「カスタマージャーニー」とは、顧客（納税者）が行う一連の手続の流れを時系列で整理し手続全体を俯瞰することで、現状の問題点などを整理するマーケティング手法のことを行います。

## 税務行政の将来像 ～AI・データ分析の活用～

AIも活用しながら幅広いデータを分析することにより、申告漏れの可能性が高い納税者の判定や、滞納者の状況に応じた対応の判別を行うなど、課税・徴収の効率化・高度化に取り組んでいきます。

### 1 申告漏れの可能性が高い納税者の判定

収集した様々なデータを、BAツール・プログラミング言語を用いて統計分析・機械学習等の手法により分析することで、申告漏れの可能性が高い納税者等を判定し、その分析結果を活用することで、効率的な調査・行政指導を実施し、調査必要度の高い納税者には深度ある調査を行う取組を進めています。



※ BA (Business Analytics) ツール…蓄積された大量データから統計分析・機械学習等の高度な分析手法を用いて、法則性を発見し、将来の予測を行うツール

23

## 税務行政の将来像 ～AI・データ分析の活用～

国税庁においては、AIも活用しながら、幅広いデータを分析することにより、申告漏れの可能性が高い納税者の判定や、滞納者の状況に応じた対応の判別を行うなど、課税・徴収の効率化・高度化に取り組んでいきます。

こちらは、課税の分野の取組です。

納税者本人から提供される申告・決算情報のほか、第三者から提供される資料情報、更には実際に税務調査を行った際の情報といったデータを分析用に加工します。

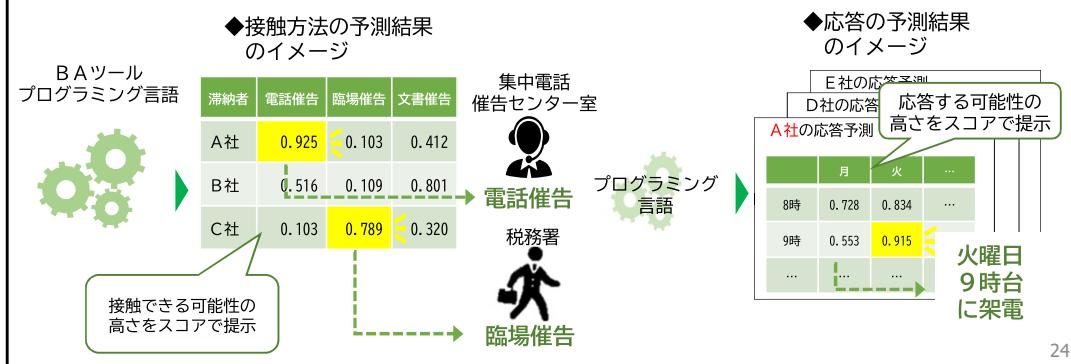
これらのデータを、BAツールやプログラミング言語を用いて統計分析・機械学習の手法により分析することで、申告漏れの可能性が高い納税者を判定し、その分析結果を活用することで、効率的な調査・行政指導を実施し、調査必要度の高い納税者には深度ある調査を行う取組を進めています。

## 税務行政の将来像 ～AI・データ分析の活用～

### 2 滞納者への最適な接触方法等の予測

BAツール・プログラミング言語を用いて、滞納者の各種情報（過去の接触事績、申告書データ、業種等）を基に、滞納者ごとに接触できる可能性の高い方法（電話催告、臨場催告、文書催告）を予測し、効率的な滞納整理を実施します。

集中電話催告センター室においては、滞納者の情報（規模・業種等）や過去の架電履歴等を分析し、曜日・時間帯ごとの応答予測モデルを構築した上で、応答予測の観点を追加したコールリスト（AIコールリスト）に基づき架電する等により、応答率の向上を図ります。



24

## 税務行政の将来像 ～AI・データ分析の活用～

続いて、徴収の分野の取組です。

国税局や税務署では、滞納している納税者の方に連絡を取る必要がありますが、臨場や電話をしても様々な理由により接觸できないといった場合があります。

そこで、滞納者との接觸方法について、電話催告、臨場催告及び文書催告のうち、接觸できる可能性の高い方法を予測するモデルを構築し、効率的な滞納整理の実施を目指しています。

また、集中電話催告センター室においては、個々の滞納者の情報や、過去の架電履歴等のデータとAIを活用して、滞納者が電話に応答する可能性の高い曜日・時間帯を予測するモデルを構築し、この応答予測モデルに基づいて架電する取組を行っています。

こうしたデータ分析は、デジタルの利点を活用するという観点から非常に重要なものと考えており、引き続き積極的に取組を進めてまいります。

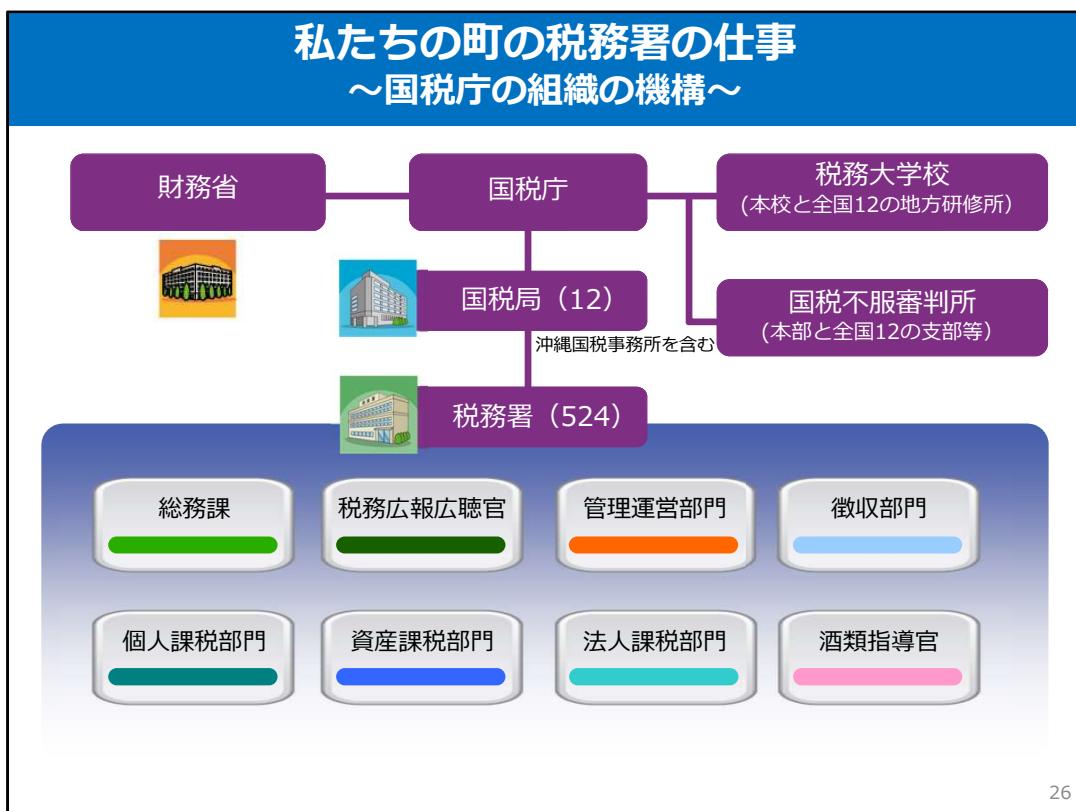
## 税務署の仕事

### - 私たちの町の税務署の仕事

- ▶ 国税庁の組織の機構
- ▶ 管理運営部門（担当）の仕事
- ▶ 徴収部門の仕事
- ▶ 個人課税部門の仕事
- ▶ 資産課税部門の仕事
- ▶ 法人課税部門の仕事
- ▶ 酒類指導官の仕事
- ▶ 参考（内部事務のセンター化）

25

税務署の仕事について、ご覧のような項目をご説明いたします。



## 私たちの町の税務署の仕事 ～国税庁の組織の機構～

国税庁は、内国税の賦課・徴収を担当する行政機関であり、昭和24年に大蔵省（現財務省）の外局として設置されました。

国税庁の下には、全国に沖縄国税事務所を含む12の国税局、524の税務署が設置されており、国税庁本庁は、税務行政の執行に関する企画・立案等を行い、国税局と税務署の業務を指導・監督しています。

国税局は、国税庁の指導・監督を受け、管轄区域内の税務署の賦課・徴収事務について指導・監督を行うとともに、大規模・広域・困難事案等について、自らも賦課・徴収を行っています。

税務署は、国税庁や国税局の指導・監督の下に、国税の賦課・徴収を行う第一線の執行機関であり、納税者と密接なつながりを持つ行政機関です。

そのほか、税務職員の研修機関である税務大学校、また、特別の機関として、納税者の不服申立ての調査・審理に当たる国税不服審判所があります。

## 私たちの町の税務署の仕事 ～管理運営部門（担当）の仕事～

### 管理運営部門

提出書類の収受、各種用紙の交付、納税証明書の発行、国税の領収、税に関する一般的な相談などの窓口関係事務を担当

国税の債権管理、還付手続、申告書や届出書の入力などの内部事務を担当

資産税納付に当たっての延納・物納に関する事務などを担当

納税者の利便性向上のため、受付窓口を「管理運営部門（担当）で一本化」



電話相談センター

ワンストップサービス



27

## 私たちの町の税務署の仕事 ～管理運営部門（担当）の仕事～

税務署の管理運営部門は、提出書類の収受、各種用紙の交付、納税証明書の発行、国税の領収、税に関する一般的な相談などの窓口関係事務のほか、国税の債権管理や還付手続、申告書や届出書の入力などの内部事務、延納・物納に関する事務等を担当しています。

また、税務署では、受付窓口を一本化をして、それを担当しているのが管理運営部門になります。

## 私たちの町の税務署の仕事 ～徴収部門の仕事～

### 徴収部門



国税が、その納期限までに納付されないときは督促を行い、なお納付されない場合には、**滞納整理**を実施

#### 滞納整理の具体的な進め方

財産の  
調査

財産の  
差押え

差押財産の  
換価（売却）

換価代金等の  
配当

納税者の状況によっては、**納税緩和制度**を適用

- ・国税の納付を猶予する 「納税の猶予」
- ・差押財産の換価を猶予する 「換価の猶予」
- ・滞納処分の執行を停止する 「滞納処分の停止」



28

## 私たちの町の税務署の仕事 ～徴収部門の仕事～

国税が、その納期限までに納付されないときは督促状を発することとなり、それでも納付がされない場合には、徴収部門において滞納整理を行います。

滞納整理に当たっては、まずは自主的な納付を促します。

その上で、納付が困難な事情がある場合には、事業や財産の状況など、滞納者の個々の実情を十分に伺った上で、法令等の規定に基づき、納税の猶予などの納税緩和制度の適用を行っています。

一方で、自主的な納付を促しても納付の意思が認められないような場合には、期限内に国税の納付を行っている大多数の納税者との公平性を確保するため、捜索等により財産を把握し、差押え及び換価等の滞納処分を行います。

## 私たちの町の税務署の仕事 ～個人課税部門の仕事～

### 個人課税部門

「所得税及び復興特別所得税」や個人事業者の「消費税及び地方消費税」の、申告等の相談・指導・調査を担当

個人事業者向けの各種説明会の開催や記帳指導を担当

毎年、所得税の確定申告期間（2月16日～3月15日）には、多くの納税者が確定申告を行っており、令和5年分の所得税及び復興特別所得税については、2,324万人が申告を行っています。



e-Taxを利用すれば、自宅のパソコン・スマートフォンから申告・納税・申請等が行えます



マイナポータル

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」からマイナンバーカードを利用してe-Taxで申告する際、マイナポータルと連携することにより、確定申告書の各項目に自動で入力・計算することができます

29

## 私たちの町の税務署の仕事 ～個人課税部門の仕事～

個人課税部門は、所得税及び復興特別所得税や個人事業者の消費税及び地方消費税について、申告等の相談・指導・調査を行っています。

また、個人事業者向けの各種説明会や記帳指導も行っています。

毎年2月中旬から3月までの確定申告の期間には、多くの納税者の方々が確定申告を行っており、令和5年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告者数は、約2,324万人になりました。

## 私たちの町の税務署の仕事 ～資産課税部門の仕事～

資産課税部門

相続税や贈与税のほか、所得税のうち土地や株式等の譲渡所得について、申告等の相談・指導・調査を担当



相続税・贈与税、土地や株式等の譲渡所得の申告相談等

路線価図の作成

納税者の自宅・取引金融機関等に出向き調査を実施  
申告内容に誤りがあれば、  
・正しい申告を指導  
・更正処分等を実施

土地評価の基準となる路線価の決定

30

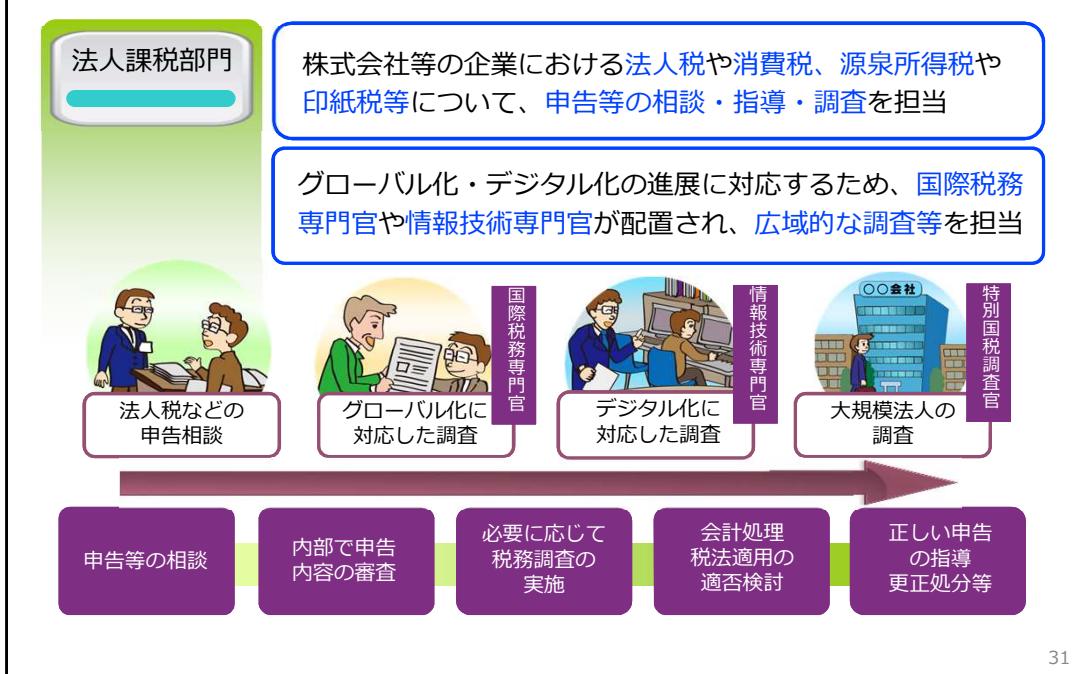
## 私たちの町の税務署の仕事 ～資産課税部門の仕事～

資産課税部門は、相続税や贈与税のほか、所得税のうち土地や株式等の譲渡所得について、申告等の相談・指導・調査を行います。

納税者の自宅や取引金融機関等に出向き調査を行い、申告内容に誤りがあれば、正しい申告を指導し、更正処分等を行います。

また、相続税や贈与税の計算に必要な土地評価の基準となる路線価などを決める事務も、資産課税部門の仕事です。

## 私たちの町の税務署の仕事 ～法人課税部門の仕事～



31

## 私たちの町の税務署の仕事 ～法人課税部門の仕事～

法人課税部門は、株式会社等の企業の法人税や消費税、源泉所得税や印紙税等について申告等の相談・指導・調査を行います。

また、税務署によっては、経済取引のグローバル化・デジタル化の進展に対応するため、国際税務専門官や情報技術専門官が配置され、調査等を広域的に行ってています。

企業から申告書が提出されると、まず内部で申告内容の審査を行い、その後必要であれば税務調査で企業を訪問します。

それから、帳簿書類等を基に会計処理や税法適用の適否を検討します。

申告内容に誤りがあれば、正しい申告を指導し、更正処分等を行っています。

## 私たちの町の税務署の仕事 ～酒類指導官の仕事～

### 酒類指導官

酒類の製造・販売業に必要な免許申請に関する相談・審査を担当

酒造会社やビール工場等で、仕入・製造・出荷の全工程の検査を担当

酒類業活性化研修の実施や業界ニーズを把握することによる業界支援を担当



酒類販売業免許の相談

製造業者への調査

お酒の適正な販売管理の推進

酒類業界の活性化

正しく税額が計算されているか調査  
適正な申告を指導

酒類の適正な販売管理の推進  
酒類業界の活性化・健全な発達に向けた取組

32

## 私たちの町の税務署の仕事 ～酒類指導官の仕事～

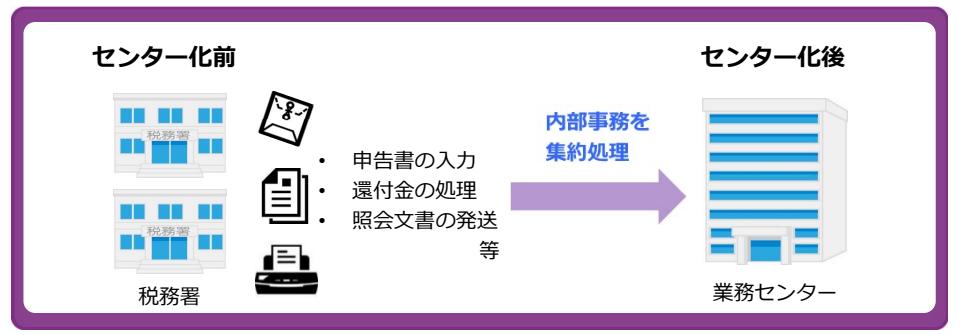
酒類指導官は、酒類の製造・販売業に必要な免許申請に関する相談・審査を行うほか、清酒やビール工場等に出向き、仕入・製造・出荷の全工程について検査を行います。

その際には、正しく税額が計算されているかどうかを調査し、適正な申告を指導します。

また、酒類産業行政の担当としての役割を担い、中小企業施策等の情報提供や、酒類の適正な販売管理の推進、酒類業界の活性化・健全な発達に向けた取組を行っています。

## 参考 (内部事務のセンター化)

- 国税庁では、一部の税務署を対象に、複数の税務署の内部事務を専担化した「業務センター」で集約処理を行う「内部事務のセンター化」を実施  
(※令和8年7月以降、全ての税務署を対象に内部事務のセンター化を実施)
- 内部事務とは、申告書の入力処理や申告内容についての照会文書の発送などの事務をいい、従来税務署で行ってきた内部事務について、業務センターで集約処理することにより、事務の効率化と正確性の確保を目指し、効率化により確保した事務量は、納税者サービスの充実や税務調査・滞納整理などといった外部事務の充実につなげていきます



33

### 参考

#### ～内部事務のセンター化～

国税庁では、令和3年から、一部の税務署を対象に、複数の税務署の内部事務を専担化した業務センターで集約処理する「内部事務のセンター化」を実施しています。

内部事務とは、例えば、申告書の入力処理、申告内容についての照会文書の発送などの事務をいい、専担化した業務センターで集約処理することにより、事務の効率化と正確性の確保を目指しています。

効率化により確保できた事務量は、納税者サービスの充実や税務調査・滞納整理・データ活用といった外部事務の充実・高度化につなげていくこととしています。

申告書、申請書及び添付書類等を書面により提出する場合で、所轄税務署が内部事務のセンター化の対象となっているときには、該当する「業務センター」への送付をお願いしております。

国税庁ホームページの税務署検索で所轄の税務署を検索いただき、申告書等の送付先をご確認ください。

## 適正・公平な 税務行政の推進

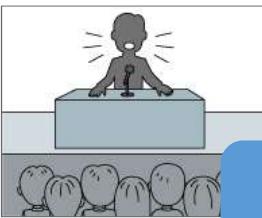


- 税務行政の運営の考え方
- 調査において重点的に取り組んでいる事項
- 記帳・帳簿等の保存制度
- 無申告事案への対応
- シェアリングエコノミー等新分野の経済活動の適正課税の確保に向けた取組の概要
- 査察調査
- 確実な税金の納付
- 国際的な取引への対応

34

適正・公平な税務行政の推進について、ご覧のような項目をご説明いたします。

## 税務行政の運営の考え方 ～国税庁開庁時のGHQハロルド・モス氏の演説～



国税庁は、内国税の賦課・徴収を担当する行政機関  
昭和24年に大蔵省（現、財務省）の外局として設置

**正直者には尊敬的  
悪徳者には畏怖的**

適正に申告している納税者からは、  
国税庁に対する信頼を獲得  
反対に、悪質な納税者に対しては、  
適正な調査を実施

ハロルド・モス氏から  
贈られたスローガン



内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を図るために

広報活動や租税教育などの支援活動を実施

善良な納税者が課税の不公平感を持つことがないよう、納税義務が適正に果たされていないと認められる納税者に対し、的確な指導や調査を実施



35

## 税務行政の運営の考え方 ～国税庁開庁時のGHQハロルド・モス氏の演説～

国税庁は、内国税の賦課・徴収を担当する行政機関であり、昭和24年に大蔵省、現財務省の外局として設置されました。

その国税庁開庁式の中で、発足に重要な役割を果たしたハロルド・モス氏は、国税庁に一つのスローガンを贈りました。

「正直者には尊敬的、悪徳者には畏怖的」

適正に申告している納税者からは、国税庁は任務を全うしていると認められるように、反対に悪質な納税者からは、的確な調査を行う等で恐れられるようにといった、国税庁のあるべき姿が示されています。

国税庁の任務である、「内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現」を図るためにには、納税者である国民の皆様の理解と信頼を得ることが何より必要です。

そのため、申告・納税に役立つ様々な情報を提供する各種広報活動や、児童・生徒等が租税の意義や役割、納税の義務等を正しく理解して社会の構成員として社会の在り方を主体的に考える資質や能力を育てることを目的とした租税教育の充実に向けた環境整備や学校教育の支援に取り組んでいます。

また、善良な納税者が課税の不公平感を持つことがないよう、納税義務が適正に果たされていないと認められる納税者に対し、的確な指導や調査を実施しています。

## 調査において重点的に取り組んでいる事項 ～適正・公平な税務行政の推進～

実地調査で把握した1件当たり申告漏れ所得金額（令和4事務年度）

申告所得税	調査件数 <b>46千件</b>	法人税	調査件数 <b>62千件</b>
	1件当たり申告漏れ所得金額 <b>1,208万円</b>		1件当たり申告漏れ所得金額 <b>1,257万円</b>

### 調査において重点的に取り組んでいる事項

- ① 消費税の適正課税の確保のため、十分な審査と調査等を実施
- ② 資産運用の多様化・グローバル化を念頭に置いた調査等を実施
- ③ 資料情報を活用し、的確に無申告者を把握
- ④ シェアリングエコノミー等新分野の経済活動への的確な対応
- ⑤ 納税者の主張を正確に把握し、適正な課税処理を遂行

36

## 調査において重点的に取り組んでいる事項

### ～適正・公平な税務行政の推進～

国税庁では、様々な角度から情報の分析を行い、不正に税金の負担を逃れようとする悪質な納税者に対しては、適切な調査体制を編成し、厳正な調査を実施することとしています。

一方で、その他の納税者に対しては、文書や電話などによる簡易な接触を行うなど限られた人員等をバランスよく配分し、効果的・効率的な事務運営を心掛けています。

実地調査は、納税者の事業所などにおいて帳簿などを確認し、申告に誤りがあれば是正を求めるものです。

実地調査で把握した1件当たりの申告漏れ所得金額は、令和4事務年度においては、申告所得税は1,208万円、法人税は1,257万円となっています。

現在、調査において重点的に取り組んでいる事項は、①消費税の適正課税の確保のための十分な審査と調査等、②資産運用の多様化・グローバル化を念頭に置いた調査等、③的確な無申告者の把握、④シェアリングエコノミー等新分野の経済活動への的確な対応、⑤納税者の主張の正確な把握と適正な課税処理の遂行の5点です。

①について、消費税は、国の租税収入のうち最も金額が大きい税目であり、国民の関心も極めて高いことから、一層の適正な執行に努めています。

特に、虚偽の申告により不正に還付金を得ようとするケースについては、調査などを通じて還付原因となる事実関係を確認し、不正還付防止に努めています。

また、輸出物品販売場制度を悪用して、不正に消費税免税物品の売買等を行った者への対応については、税関当局とも連携し、厳正な課税処理に努めています。

②について、増加する海外への投資や海外取引などについて、国外送金等調書をはじめとする資料や海外当局との租税条約等に基づく情報交換制度などによって得た情報を効果的に活用して実態解明を行い、深度ある調査を実施しています。

特に、富裕層については、多様化・グローバル化する資産運用から生じる運用益に対して適正に課税するとともに、将来の相続税の適正課税に向けて情報の蓄積を図っています。

③について、無申告は、適正な申告をしている納税者に強い不公平感をもたらすことになるため、資料情報の更なる収集・活用を図るなどし、的確に無申告者を把握し、積極的

に調査を実施しています。

④について、シェアリングエコノミー等の新分野の経済活動については、業界団体や仲介事業者などを通じて利用者（納税者）へ適正申告を呼びかけるなど、適正申告のための環境作りに努めています。

また、情報収集・分析の充実に努め、課税上の問題があると見込まれる納税者を的確に把握し、行政指導や税務調査を行っています。

⑤について、調査に当たっては、納税者の主張を正確に把握し、的確な事実認定に基づいて十分に法令面の検討を行った上で、適正な課税処理を行うよう努めるとともに、法令に定められた手続の遵守を徹底しています。

## 調査において重点的に取り組んでいる事項 ～消費税不正還付問題への対応～

### 消費税不正還付の主な事例

- ・架空の国内仕入れ及び架空の海外売上げを計上する事例
- ・輸出物品販売場（免税店）制度を悪用し、ブローカー等の指示の下、外国人旅行者等が免税価格で購入した商品を国内転売することで不正に利益を得る事例

### 消費税不正還付に対する調査状況

令和4事務年度（令和4年7月から翌年6月）に、消費税還付申告者（個人・法人）に対して6,932件（対前事務年度比1.42倍）の実地調査を実施し、追徴税額は約577億円（対前事務年度比1.49倍）に上る。

### 消費税不正還付への対応

- ① 厳格な還付審査の実施
- ② 悪質な手法等に着目した積極的な調査の実施
- ③ 組織体制の充実（専門部署の設置・拡充）
- ④ 広報活動を通じた未然防止の取組

37

## 調査において重点的に取り組んでいる事項

### ～消費税不正還付問題への対応～

国の租税収入のうち、最も金額が大きい税目は消費税です。

多くの納税者の方々が正しく申告・納税をする一方、消費税制度を悪用し、取引をしたように見せかけるなど虚偽の内容を申告して、消費税の還付を不正に受けようとする事案が後を絶ちません。

不正の手口は多種多様ですが、主な事例を2つ紹介いたします。

1つ目は、架空の国内仕入れ及び架空の海外売上げを計上していた事例です。

事業者が国内で商品を取引する際には、消費税が課されます（課税取引）、国外に商品を販売（輸出）した場合には、消費税が免除されます（免税取引）。

事業者は売上げに係る消費税から仕入れに係る消費税を差し引いて申告を行いますが、この差引後の金額がマイナスとなった場合は、消費税の還付を受けることができます。

この仕組みを悪用し、国内で仕入れた商品を国外へ輸出したかのように虚偽の申告をして、不正に消費税の還付を受けようとしていたというものです。

2つ目は、輸出物品販売場制度（免税店制度）を悪用した事例です。

免税店においては、一定の外国人旅行者等（免税購入対象者）に対して、所定の手続を行うことにより、商品を輸出する場合と同様に、消費税を免除して販売することができます。

この場合、外国人旅行者等は免税価格で購入した商品を国外に持ち出す必要がありますが、国内事業者であるブローカー等の指示の下、多量・多額の免税購入を行った上で、国外に持ち出さずに国内転売することで不正に利益を得ていたというものです。

また、同様の手口で、免税店が主導して不正を行ったといった、さらに悪質な事例も把握されています。

このような、消費税不正還付に対する調査状況は、令和4事務年度（令和4年7月から翌年6月）に、個人及び法人の消費税還付申告者に対する実地調査を6,932件（対前事務年度比1.42倍）実施し、追徴税額は約577億円（対前事務年度比1.49倍）となっておりま

37

す。

消費税不正還付問題への対応として、国税庁では、申告、行政指導・調査、徴収の各段階に応じた適切な対応を行えるよう、関係部署が連携して、①還付申告書の厳格な審査を実施するほか、②悪質な手法等に着目した積極的な調査、③組織体制の充実、④広報活動を通じた未然防止の取組など、組織を挙げて取り組んでいます。

## 調査において重点的に取り組んでいる事項 ～富裕層に対する適正課税の取組～

### いわゆる「富裕層」とは

資産（有価証券・不動産等）の大口所有者、経常的な所得が特に高額な者

### 富裕層への取組

- 情報収集機能の充実
  - ・国外送金等調査制度・国外財産調査制度・財産債務調査制度の活用
  - ・外国税務当局との情報交換ネットワークの拡充など
- 調査体制の充実
  - ・重点管理富裕層プロジェクトチームを全国の国税局（所）に設置
  - ・富裕層のうち、特に多額の資産を保有していると認められる納税者について、関係する個人や法人を含めた一体的な管理、分析を実施

### 富裕層に対する調査事例

- ・CRS情報を活用し、租税条約等に基づく情報提供要請も実施することにより、海外金融機関から得た多額の利息等の漏れを把握し課税した事例
- ・国外送金等調査を活用し、家族名義の金融機関口座を利用して海外のオークションによる売却益を得ていた者に対して課税した事例

38

## 調査において重点的に取り組んでいる事項

### ～富裕層に対する適正課税の取組～

国税庁では富裕層に対する適正課税の確保が重要との観点から、有価証券や不動産といった資産を多数所有している個人や経常的な所得が特に高額な個人をいわゆる富裕層として管理しています。

このような富裕層については、国外送金等調査、国外財産調査や財産債務調査などの法定調査、外国税務当局との情報交換ネットワークを活用し、積極的に情報を収集しています。

また、富裕層に関する情報収集・分析を更に強化する観点から、全国の国税局に重点管理富裕層プロジェクトチームを設置し、富裕層の中でも特に多額の資産を保有していると認められる納税者について、その関係する個人や法人を含めて一体的に管理し、情報の収集・分析を行い、課税上の問題が認められる場合には調査を実施しています。

このような取組を通じて、今後とも富裕層に対する適正課税の確保に向けた取組に一層努めていきます。

## 記帳・帳簿等の保存制度 ～個人の白色申告者の記帳・帳簿等の保存制度～

### 1. 対象となる白色申告者

事業所得、不動産所得、山林所得を生ずべき業務を行う全ての方  
(申告の必要がない方も対象)

### 2. 記帳する内容

売上げなどの収入、仕入れや経費について、取引年月日や金額等を帳簿に記載

### 3. 帳簿書類の保存

帳簿のほか、請求書・領収書などの書類を保存する必要

39

## 記帳・帳簿等の保存制度 ～個人の白色申告者の記帳・帳簿等の保存制度～

### 1. 対象となる白色申告者

個人の白色申告の方については、確定申告の必要がない方、つまり、申告義務が無い方を含めて、事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方に記帳と帳簿書類の保存が義務付けられています。

### 2. 記帳する内容

白色申告の方の記帳する内容は、収入金額や必要経費について、取引の年月日、相手方の名称、金額、日々の売上げ・仕入れの合計金額等を帳簿に記載します。

記帳に当たっては、一つ一つの取引ごとではなく日々の合計金額をまとめて記載するなど、簡易な方法で記載してもよいことになっています。

### 3. 帳簿書類の保存

収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や棚卸表、請求書、領収書などの書類を保存する必要があります。

39

## 無申告事案への対応 ～無申告法人・個人に対する取組～

令和4事務年度

無申告法人1,632件に対して調査を実施

法人税について95億円

消費税について105億円の追徴課税



個人の無申告者に対しては、5,229件調査を実施

所得税について224億円の追徴課税

40

### 無申告事案への対応 ～無申告法人・個人に対する取組～

無申告は、申告納税制度の下で自発的に適正な申告・納税をしている納税者に強い不公平感をもたらすこととなるため、的確かつ厳格に対応していく必要がありますが、その存在自体の把握が困難であることから、更なる資料情報の収集及び活用を図り、的確な課税処理に努めていくことが必要です。

令和4事務年度は、事業を行っていると見込まれるのにもかかわらず申告していない無申告法人1,632件に対して調査を実施し、法人税について95億円、消費税について105億円の追徴課税を行いました。

そのうち364件は借名口座を用いて利益を隠蔽するなど意図的に無申告であった事案であり、法人税について61億円、消費税について47億円の追徴課税を行いました。

同様に、所得税の申告義務があるにもかかわらず申告していない個人の無申告者に対しては、5,229件を調査し、所得税について224億円の追徴課税を行いました。

## シェアリングエコノミー等新分野の経済活動の適正課税の確保に向けた取組の概要

### 新分野の経済活動・取引例

- ・デジタルコンテンツ
- ・ネット通販・ネットオークション
- ・暗号資産（仮想通貨）
- ・ネット広告（アフィリエイト等）
- ・シェアリングビジネス・サービス



デジタルコンテンツ



暗号資産（仮想通貨）

#### （主な特徴・傾向）

- ①広域的・国際的取引が容易
- ②逃げ足が速い
- ③取引の実態が分かりにくい
- ④申告手続等に馴染みのない方の参入が容易

### 適正申告のための環境作り

#### 国税庁ホームページを通じた情報発信

##### （掲載内容の例）

- ・確定申告等の税務手続
- ・取引に関する課税上の取扱い

##### 納税者利便の向上

- ・スマートフォン専用画面で申告書作成
- ・QRコードを利用したコンビニ納付

##### 仲介事業者・業界団体を通じた適正申告の呼びかけ

##### （取組例）

- ・業界団体から会員各社（仲介事業者）へ呼びかけ
- ・仲介事業者から利用者へ呼びかけ

### 情報収集・分析の充実

#### プロジェクトチームの設置

- ・全国税局・事務所に設置
- ・関係部署の職員で構成

#### 公開情報から効率的に収集（インターネット等）

- 法的枠組みも利用して非公開の有用情報を収集（法定調査、情報照会手続等）

各種情報を組み合わせて、課税上問題があると見込まれる納税者を的確に把握

#### 自発的な適正申告の履行を呼びかける必要のある納税者

#### 大口・悪質な申告漏れ等が見込まれる納税者

### 行政指導の実施

#### 取引の有無・内容を確認（お尋ね）

#### 自主的な申告内容の見直し・申告の必要性の確認を要請（見直し・確認）

※効果的・効率的な実施のため担当部署の設置も検討

### 厳正な調査の実施

#### プラットフォーマー等からの証拠収集・事実認定

- ・反面調査
- ・外国当局への情報提供要請

#### ICT事案特有の証拠隠しへも対応

- （例）デジタル・フォレンジックの活用

## シェアリングエコノミー等新分野の経済活動の適正課税の確保に向けた取組の概要

近年、経済活動のデジタル化の更なる発展により、デジタルコンテンツ配信、ネット広告、暗号資産、シェアリングエコノミーなど、新分野の経済活動が広がりを見せています。

これらの経済活動は、ネットワーク上で行われているものであり、①広域的・国際的な取引が比較的容易である、②逃げ足が速い、③取引の実態が分かりにくい、④申告手続等に馴染みのない方も参入が容易である、などといった特徴を有しており、国税庁として的確に対応しなければ、適正な申告を行っていない納税者を見過ごすことになりかねません。

こうした新分野に対する適正申告のための環境作りとして、①国税庁ホームページを通じた申告等の税務手続や取引に関する課税上の取扱いの情報発信、②申告・納付手続の利便性の向上、③仲介事業者や業界団体等を通じた適正申告の呼びかけなどに取り組んでおり、こうした取組を引き続き、推進していくこととしています。

更に、情報収集・分析の充実の観点では、情報照会手続等の法的枠組みも活用して情報収集を行い、収集した情報を的確に分析することにより、課税上問題があると見込まれる納税者を的確に把握し、行政指導や税務調査を実施して、適正課税の確保に努めていくこととしています。



## 検察調査 ～検察制度とは～

検察制度は、悪質な脱税者に対して刑事责任を追及し、それにより多くの人に注意を促す一罰百戒の効果を通じて、適正・公平な課税の実現と申告納税制度の維持に資することを目的としています。

その目的を達成するため、一般の税務調査とは別に、偽りその他不正の行為により故意に税を免れた納税者に、正しい税を課すほか、強制的権限行使するなど犯罪捜査に準ずる方法で調査を行い、その結果に基づき検察官に告発し、公訴の提起を求めます。

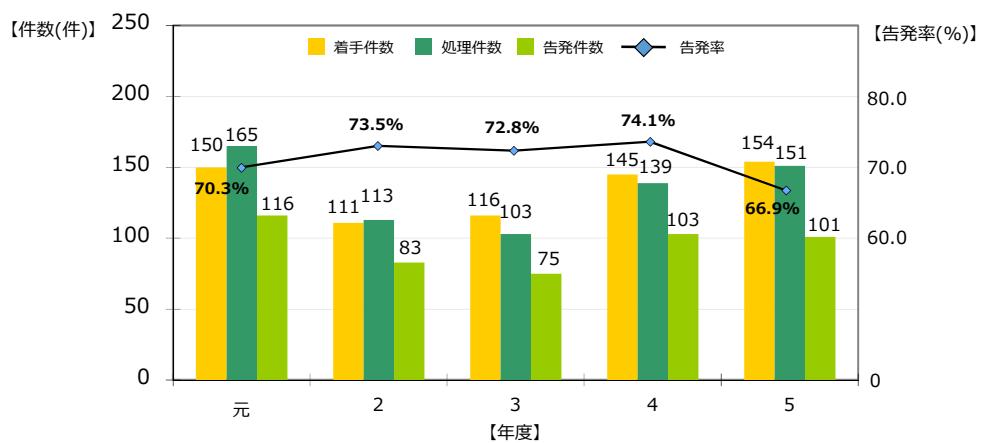
## 査察調査 ～査察調査の状況～

経済取引の広域化・  
グローバル化・デジタル化  
金融取引の多様化

脱税事件の  
複雑・巧妙化

資料情報の  
充実・強化  
効率的な調査展開

### 着手・処理・告発件数と告発率の推移



43

## 査察調査

### ～査察調査の状況～

経済取引の広域化・グローバル化及びデジタル化はもとより、金融取引の多様化などにより、脱税の手段は複雑・巧妙化しています。

国税庁では、資料情報の充実・強化、効率的な調査展開などにより、悪質な脱税者に対して、積極的な立件・告発を行っています。

令和5年度に査察調査に着手した件数は154件でした。

また、令和5年度中に処理、つまり検察官への告発の可否を最終的に判断した件数は151件、そのうち検察官に告発した件数は101件であり、告発率は66.9%でした。

## 査察調査 ～査察事件の判決の状況～

### 査察事件の一審判決の状況

項目 年度	判決件数 (件)	有罪件数 (件)	有罪率 (%)	実刑判決人数 (人)
3	117	117	100	5
4	61	61	100	3
5	83	83	100	9



脱税は、  
社会公共の敵

44

## 査察調査 ～査察事件の判決の状況～

令和5年度中に一審判決が言い渡された件数は83件であり、すべての事件で有罪判決が出され、また実刑判決が9人に出されました。

多くの納税者の方々は適正な申告納税を行っておられます BUT 一部に悪質な脱税者がいることは非常に残念なことです。

脱税はいわば社会公共の敵というべきもので、このような脱税を摘発するため、全国の国税査察官は国民の皆様のご理解、ご協力を得て日々努力しています。

## 確実な税金の納付 ～滞納の未然防止・整理促進への取組～

チラシ・ホームページ等を活用した期限内納付の意識を高めるための周知・広報を実施

納期限前後における納付指導の実施

- ・納付手段の多様化による納税者の利便性の向上
- ・個人の納税者に対する振替納税の利用勧奨や振替不能の防止策を実施
- ・ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）を利用した予納の利用勧奨を実施

大口・悪質滞納事案に対する厳正な対応

処理困難事案に対する組織的な対応

滞納残高の圧縮に向けた滞納事案の確実な処理

### 滞納の 未然防止

### 滞納の 整理促進

45

## 確実な税金の納付

### ～滞納の未然防止・整理促進への取組～

令和5年度末における滞納整理中のものの額は、9,276億円になっています。

国税庁では、まずは滞納が発生しないようにすることが重要であると考えており、チラシ・ホームページ等を活用した期限内納付のための周知・広報や、はがきや電話による納期限の前後における納付指導等を通じ、滞納の未然防止に取り組んでいます。

なお、納税者が国税を納付しやすい環境を整備するため、国税の納付手段として、金融機関や税務署の窓口での納付のほか、インターネットバンキングなどを利用した電子納税、バーコード又はQRコードを利用したコンビニ納付、e-Taxにより口座振替ができるダイレクト納付、インターネットを利用したクレジットカード納付、スマホアプリ納付といった多様な納付手段を順次導入しています。

更に、ダイレクト納付を利用して予納していただくことで、納期限前であっても、定期的に均等額を納付することや、収入に応じて任意のタイミングで納付ができ、計画的な納付が可能となっています。

その上で、滞納となった国税については、期限内に国税の納付を行っている大多数の納税者との公平性を確保するため、大口・悪質滞納事案などについて厳正・的確な滞納処分を実施するなど、滞納事案の確実な処理を行い、滞納の整理促進に取り組んでいます。

なお、滞納処分の執行に当たっては、滞納者の個々の実情に即しつつ、法令等の規定に基づき適切に対応しています。

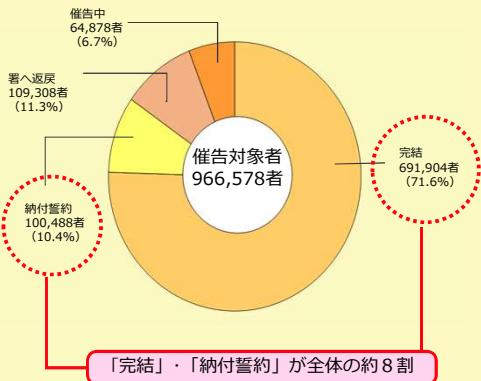
## 確実な税金の納付 ～集中電話催告センター室～

集中電話催告センター室  
(納税コールセンター)



集中電話催告センター室の  
滞納整理状況

■ 集中電話催告センター室の滞納整理状況  
令和5年7月から令和6年6月末までに電話催告の対象となった966,578者のうち、完結に至ったのは691,904者（71.6%）となっています。



46

## 確実な税金の納付 ～集中電話催告センター室～

新たに発生した滞納事案については、できるだけ早期に滞納者に接触を図ることが、速やかな納付につながり、処理を促進する上で有効です。

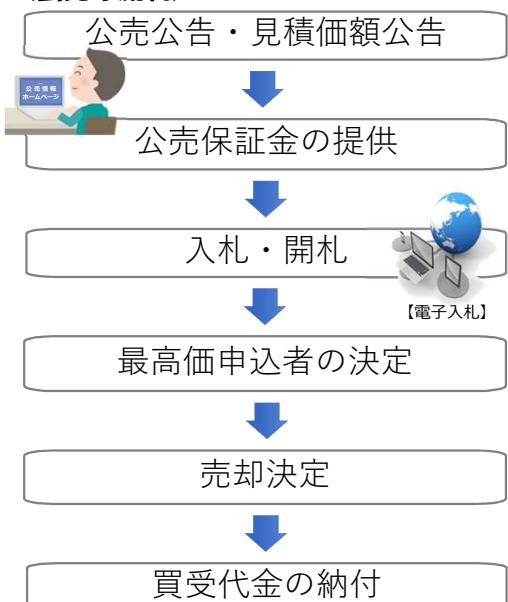
そのため、国税庁では各税局に設置する集中電話催告センター室において、電話や文書による納付催告を実施しています。

これにより、令和5年7月から令和6年6月末までの1年間で、納付催告の対象となった約96万7千者のうち、完結に至ったのは約69万2千者、納付の誓約をしたのは、約10万者となっています。

割合で言うと、完結に至ったのは71.6%、納付の誓約をしたのは10.4%となっています。

## 確実な税金の納付 ～公売の実施～

### ＜公売の流れ＞



### ＜公売で売却した財産の例＞



47

## 確実な税金の納付

### ～公売の実施～

公売は、滞納となった税金を徴収するために差し押された財産を、強制的に売却して、その代金を納税に充てるという制度であり、差押財産の換価手続の一つです。

令和4年7月から令和5年6月末までの1年間で、全国で242回の公売を実施し、その結果、不動産、自動車、宝飾品など約2,000物件が売却され、その売却価額は約54億円となっています。

なお、公売手続については、従来から実施している、民間のオークションサイトを活用して競り売りを行う「インターネット公売」に加えて、令和5年4月から、国税庁の公売情報ホームページ上からオンラインにより必要書類の提出や入札等の手続を行うことができる「電子入札」を開始しています。

そのほか、国税局や税務署の掲示板に紙媒体で掲示していた公売公告を公売情報ホームページにも併せて掲載するなど、電子化に取り組んでいます。

このようにインターネットの活用や手続の電子化を進め、利便性向上を図ることによって、多くの方に公売に参加していただき、差し押された財産をより高価な価額で売却するよう努めています。

#### 【参考①】

令和5年度のインターネット公売では、延べ約6千人の参加があり、自動車、宝飾品及び不動産など約14,000物件が売却され、その売却総額は約4億円となっています。

#### 【参考②】

写真は、令和5年度のインターネット公売で売却した財産

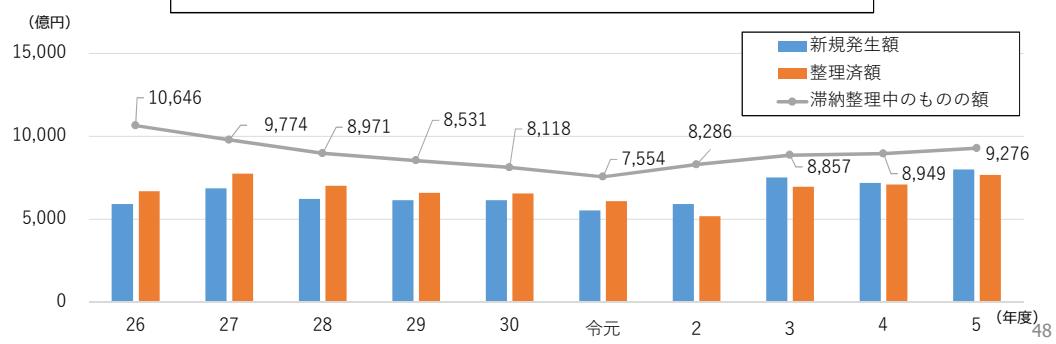
- 写真上段 自動車（BMW） 【落札価額】7,456,000円
- 写真下段左側 腕時計（ウブロ） 【落札価額】2,406,000円
- 写真下段右側 指輪（ダイアモンド） 【落札価額】311,001円

## 確実な税金の納付 ～悪質な滞納者に対する厳正な対応～

### 悪質な滞納者への対応

- ・適時の財産調査・搜索の実施
- ・差押え・公売などの滞納処分を厳正・的確に実施
- ・プロジェクトチームによる組織的な滞納処分の実施
- ・国税を徴収するための訴訟の提起
- ・滞納処分を免れるために行つた財産の隠蔽行為等の告発

滞納整理中のものの額、新規発生滞納額、整理済額の推移



### 確実な税金の納付 ～悪質な滞納者に対する厳正な対応～

滞納者の中には、様々な事情を抱えている方もいるため、滞納整理に当たっては、滞納者の個々の実情を十分に把握し、法令等の要件に該当する場合には、分割納付を認めて納税を猶予するなど、適切に対応しています。

一方、納付の意思が認められなかつたり、納付の約束の不履行を繰り返すような悪質な滞納者には、プロジェクトチームを編成して組織的に搜索や差押えなどの滞納処分を実施するほか、国税当局の側から滞納者の行った財産の贈与等を取り消す詐害行為取消訴訟を提起するなど、厳正に対処しています。

また、財産の隠蔽等により滞納処分の執行等を免れようとする特に悪質な滞納者については、滞納処分免脱罪の告発を行うなど、特に厳正に対処しています。

このような取組などにより、令和5年度末における滞納整理中のものの額は9,276億円となり、ピーク時である平成10年度の2兆8,149億円の約3割となっています。

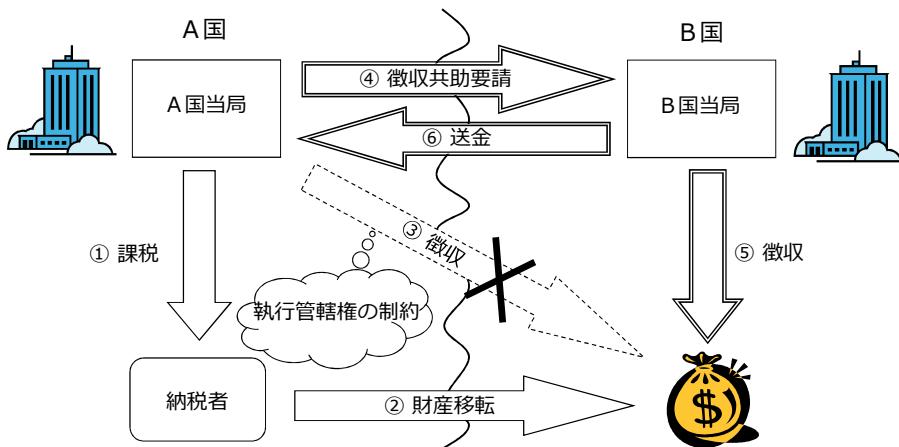
#### 【参考】

詐害行為取消訴訟とは、滞納者と第三者との間における債権者（国）を害する行為（詐害行為）の効力を否定して、滞納者から離脱した財産をその第三者から取り戻して滞納者に復帰させるための訴訟をいいます（国税通則法第42条、民法第424条参照）。

## 国際的な取引への対応 ～国際徴収への取組～

徴収共助とは、租税債権の徴収において執行管轄権という制約がある中で、各国の税務当局が互いに条約相手国の租税債権を徴収していくこうとする枠組み。

### ＜徴収共助の仕組み（イメージ）＞



## 国際的な取引への対応 ～国際徴収への取組～

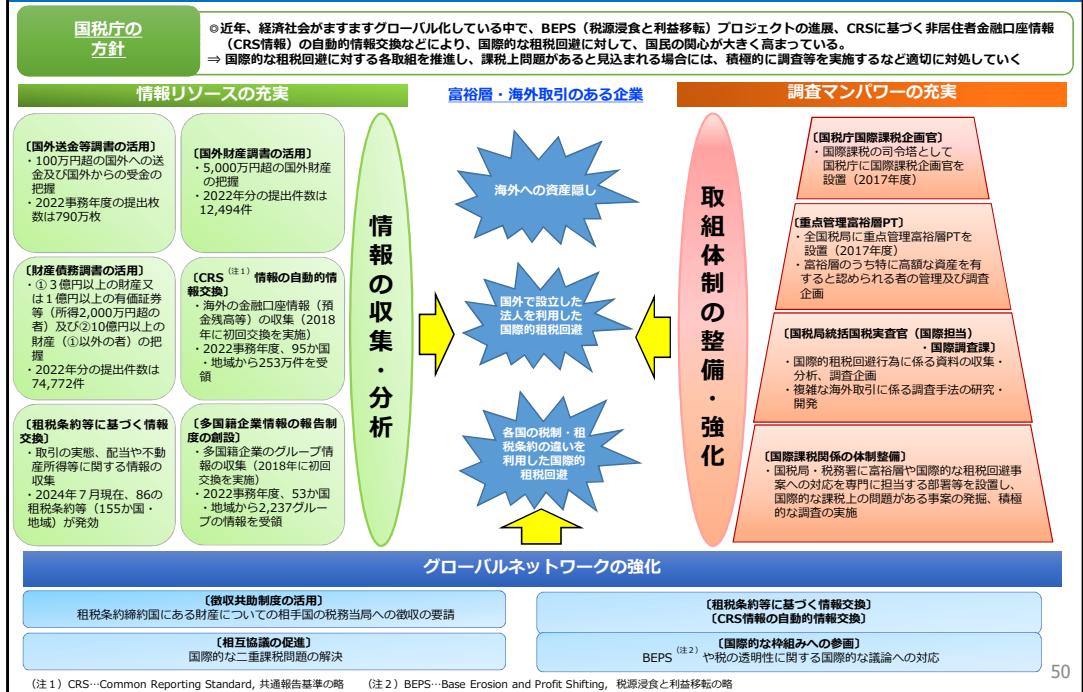
近年、経済活動のグローバル化などを背景として、滞納者が日本の徴収権限の及ばない海外に財産を移転させる、滞納者が海外に居住するなどの国際的な滞納事案が発生しています。

日本をはじめ、各国の税務当局は滞納している税金を徴収するため、国外では差押え等の滞納処分をすることができません。

このため、租税条約等において、各国の税務当局が互いに条約相手国の税金を徴収する徴収共助という仕組みがあります。

国税庁でも、徴収共助の制度を活用し、国際的な滞納税金の徴収に積極的に取り組んでいます。

## 国際的な取引への対応 ～国際的な租税回避に対する取組～



## 国際的な取引への対応 ～国際的な租税回避に対する取組～

国税庁では、図の中央にある富裕層や海外取引のある企業による、海外への資産隠し、国外で設立した法人を利用した国際的租税回避などに適切に対応するため、3つの取組を推進し、積極的に調査等を実施しています。

1つ目は、情報リソースの充実です。

国境を越えた経済活動から生じる所得を補足し、適正・公平な課税を実現するために、国外送金等調書、国外財産調書、財産債務調書、租税条約等に基づく外国税務当局との情報交換、CRSによる金融口座情報、多国籍企業情報の報告制度を活用して海外取引や国内外の財産を的確に把握し、収集・受領した資料情報等を総合的に分析しています。

2つ目は、調査マンパワーの充実です。

富裕層は海外で資産運用を行うことが多いことから、富裕層の中でも特に多額の資産を保有している方を、関係者や関係法人も含めてグループとして一体的に管理して情報を収集し、分析を行うチームを全国に設置しています。

最後の3つ目は、グローバルネットワークの強化です。

先ほどお話しした租税条約等に基づく外国との情報交換を実施するほか、OECDなどにおける取組に積極的に参加し、外国税務当局との連携の強化に努めています。

## 国際的な取引への対応 ～B E P Sプロジェクト～

### B E P S (Base Erosion and Profit Shifting、税源浸食と利益移転) プロジェクトとは

- 企業が調達・生産・販売・管理等の拠点をグローバルに展開し、電子商取引も急増するなど、グローバルなビジネスモデルの構造変化が進む中、この構造変化に国際課税ルールや各国の税制が追いつかず、多国籍企業の活動実態と国際課税ルール等の間にずれが生じていた。
- BEPSプロジェクトは、多国籍企業がこのようなずれを利用して租税回避を行うこと（BEPS）がないよう、国際課税ルール全体を見直すプロジェクト。

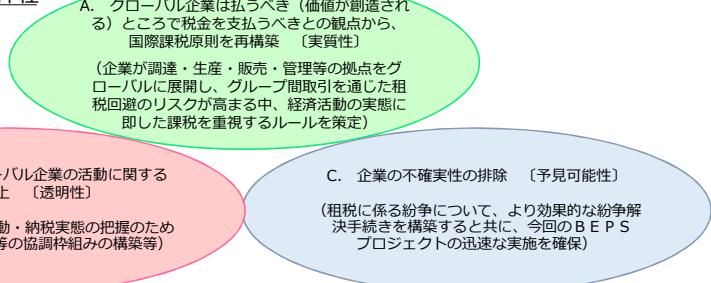
### 経緯

- 2012年6月、OECD租税委員会が本プロジェクトを立ち上げ。
- G20財務大臣からの要請も受け、2013年7月には「BEPS行動計画」を公表。
- 2015年10月には「最終報告書」を公表し、G20財務大臣に報告。11月のG20サミットにも報告。

### 現在の取組み

- 現在、「BEPS実施フェーズ」として、以下の取組を実施中。
  - 各國での法整備、租税条約の改正作業等のモニタリング
  - 残された課題についての継続検討
  - 開発途上国を含む幅広い国と関係機関が協調する枠組み（技術支援等を含む）の構築

### 「B E P Sプロジェクト」の三本柱



51

## 国際的な取引への対応 ～BEPSプロジェクト～

多国籍企業が国際的な税制の隙間や抜け穴を利用した租税回避によって税負担を軽減する、BEPS（ベップス）という問題が国際的に大きな問題となっています。

多国籍企業によるBEPSに対処するためには、国際課税ルール全体を見直すことが必要であることから、OECD租税委員会は、2012年6月にBEPSプロジェクトを立ち上げ、G20とともに議論を進めてきました。

その結果、2015年10月に様々な勧告を含む最終報告書が公表され、G20サミットに報告されました。

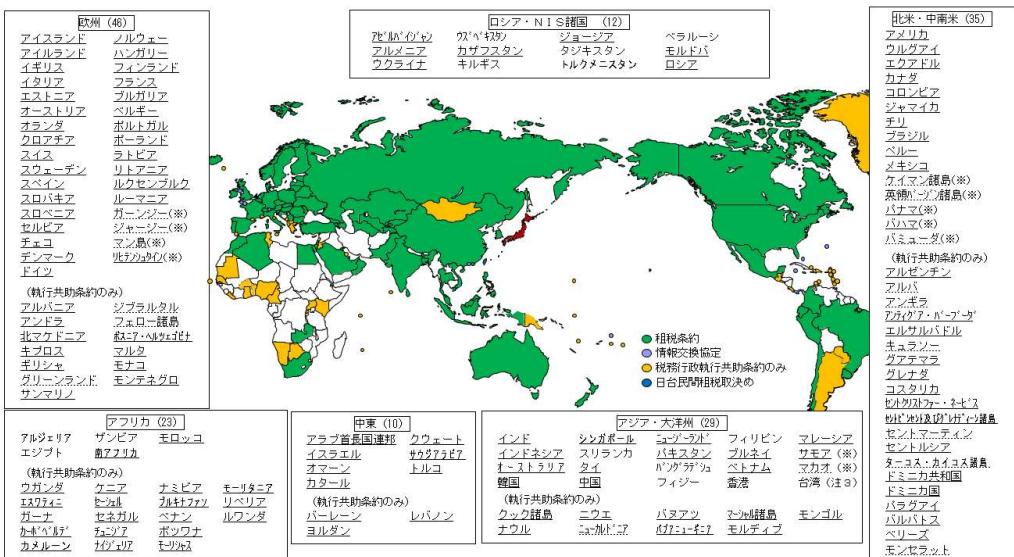
現在は、各國での勧告の実施に必要な法整備の状況などのモニタリングがスタートしており、更に、BEPSプロジェクトの成果を開発途上国等に広めるための取組も始まっています。

なお、2016年6月の租税委員会本会合を京都で開催するなど、日本はこれまでBEPSプロジェクトに対し、積極的に関与してきました。

今後も、引き続きBEPSへの対応のための議論を主導していきます。

## 国際的な取引への対応 ～租税条約等に基づく情報交換～

\* 86条約等、155か国・地域／令和6年7月1日現在



(注) 印 : 租税に関する情報交換規定を主体とするもの。  
下線 : 税務行政執行共助条約の締結。  
台民民間租税取決め : 台湾については、公益財団法人交流協会（日本側）と亞東関係協会（台湾側）との間の民間取決め及びその内容を日本国内で実施するための法令によって、全体として租税条約に相当する枠組みを構築（現在、両協会は、公益財団法人日本台湾交流協会（日本側）及び台湾日本関係協会（台湾側）にそれぞれ改称されている。）。

52

## 国際的な取引への対応 ～租税条約等に基づく情報交換～

この図は、我が国の租税条約等のネットワークを示したものです。

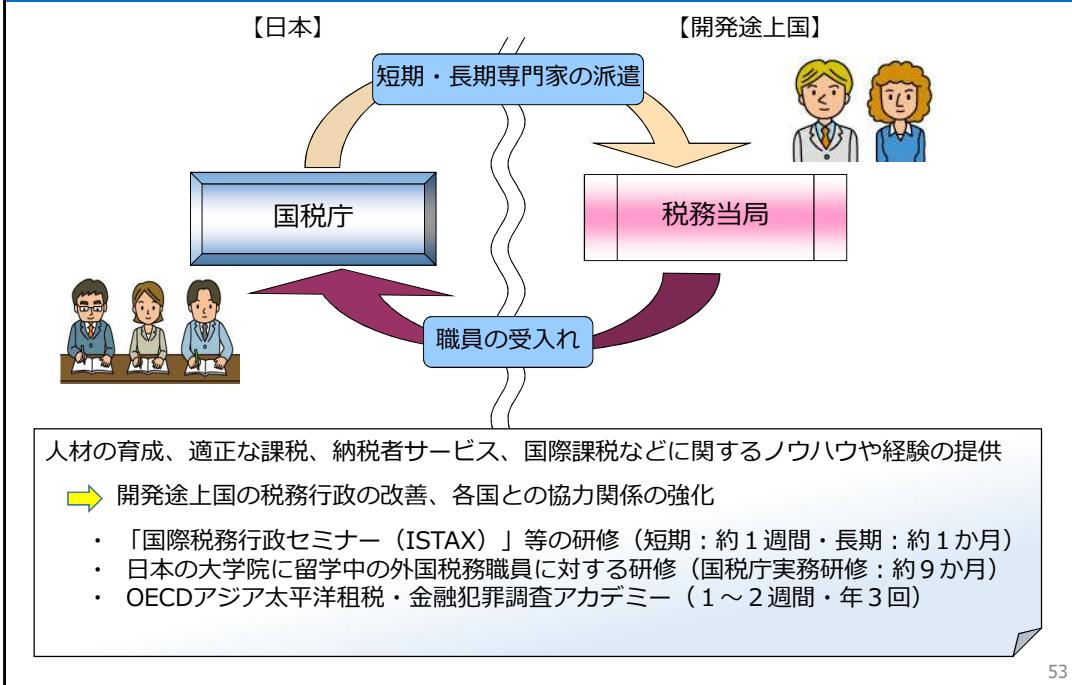
租税条約等に基づき、納税者の取引などの税に関する情報を税務当局間で交換が可能となっています。

二国間での新たな租税条約等の締結が進められているほか、多国間の条約である「税務行政執行共助条約（税務当局間の執行協力を規定した多国間の枠組み）」が、我が国についても、平成25年10月に発効しています。

令和6年7月1日現在、我が国の発効済み租税条約等の数は86となり、我が国が締結している租税条約等の適用対象国・地域は、155か国・地域となっています。

このように租税条約等のネットワークが拡大されますと、情報交換についても一層の拡充が見込まれます。

## 国際的な取引への対応 ～開発途上国に対する技術協力～



## 国際的な取引への対応 ～開発途上国に対する技術協力～

国税庁は、開発途上国に対する技術協力に積極的に取り組んでおり、国内外において、開発途上国の税務職員を対象とした日本の税制、税務行政等に関する研修を行い、各国の税務行政の改善及び日本との協力関係の強化に努めています。

例えば、国内においては、政府開発援助、ODAの枠組みの下、独立行政法人国際協力機構、JICAと協力し、税務職員を日本に招いて、研修を実施しているほか、日本の大学院に留学している税務職員等を対象とした研修である国税庁実務研修を実施しています。

また、国税庁は、OECDと連携しながら、アジア・太平洋地域の国々を主な対象とするOECDアジア太平洋租税・金融犯罪調査アカデミーを令和元年5月に開講し、各国の租税犯罪調査官等の調査技術の向上、国際的な協力関係の構築に貢献しています。

国外においては、国税庁職員をJICAの専門家として派遣するなどして、各国の要請に応じた内容のセミナーを現地で実施しています。

## 納税者 サービスの充実



### - 納税環境の整備①

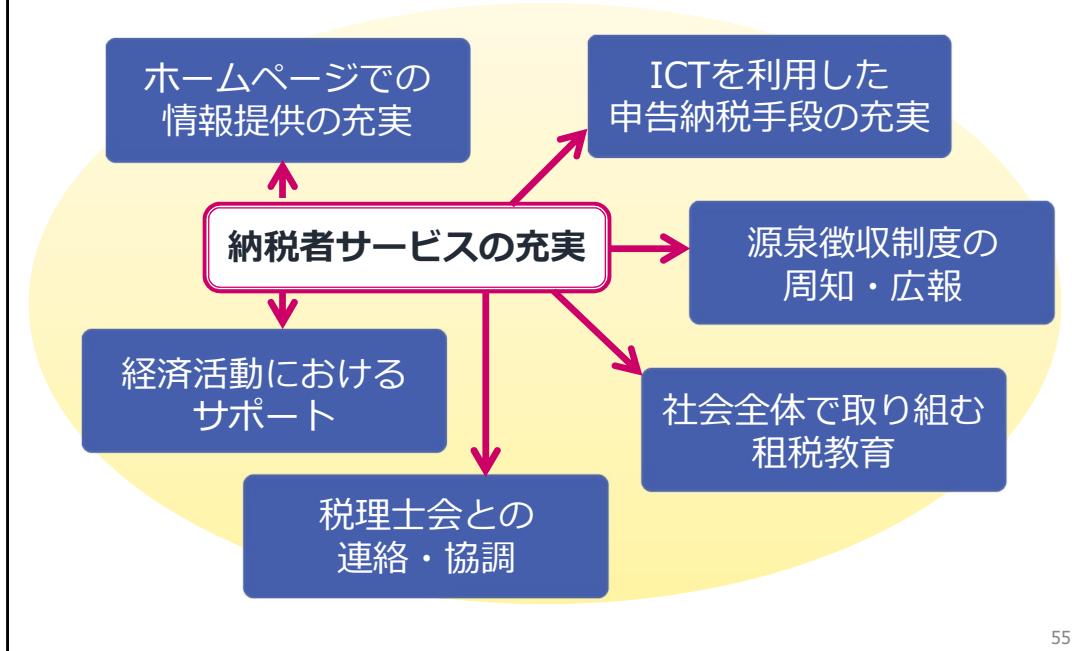
- ▶ 納税者サービスの充実
- ▶ デジタル社会の実現に向けた取組
- ▶ 国税庁ホームページの充実
- ▶ チャットボット・タックスアンサー
- ▶ 確定申告書等作成コーナー
- ▶ スマートフォンを利用した個人の申告について
- ▶ e-Taxのメリット
- ▶ 〔法人税等の電子申告〕申告データの円滑な電子提出のための主な環境整備施策
- ▶ キャッシュレス納付の利用拡大
- ▶ キャッシュレス納付
- ▶ 電子納税証明書

54

納税者サービスの充実について、ご覧のような項目をご説明いたします。

## 納税環境の整備①

### ～納税者サービスの充実～



55

## 納税環境の整備①

### ～納税者サービスの充実～

国税庁では、普段は税にじみのない方でも簡単・便利に手続を行うことができるよう、納税者サービスの充実に努めるため、納税者目線を大切にしつつ、次のような取組を行います。

#### ホームページでの情報提供の充実

納税者が自ら正しい申告と納税が行えるよう、申告等のために必要な税務情報及び法令解釈を明確にするための情報を、ホームページなどを通じて提供します。

#### ICTを利用した申告納税手段の充実

e-Taxや国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」など、ICTを活用した納税者にとって利便性の高い申告・納税手段の充実を推進します。

#### 経済活動におけるサポート

納税者が自己の経済活動についての税法上の取扱いを事前に予測することが可能となるよう、事前照会や移転価格税制に関する事前確認に対応します。

#### 源泉徴収制度の周知・広報

源泉徴収制度についても、源泉徴収義務者に対する更なる周知・広報を通じ、その適正な運営が図られるよう努めます。

#### 税理士会との連絡・協調

納税者が適正な申告納税を行う上で、税理士の果たす役割は重要であることから、e-Taxの普及及び定着、書面添付制度の活用など税理士会との連絡・協調に努めます。

#### 社会全体で取り組む租税教育

租税教育については、社会全体で取り組むべきとの考え方の下、充実に向けた支援に取り組み、関係省庁、教育関係者、税理士会等民間団体と連携します。

## 納税環境の整備①

### ～デジタル社会の実現に向けた取組～（政府の方針）

#### デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和6年6月21日閣議決定）

目指すべきデジタル社会の実現に向けて、政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策を明記したもの。国税庁に関するデジタル社会の実現に向けた取組としては「確定申告の利便性向上に向けた取組の充実」、「国税関係手続のデジタル化の推進」などの施策が掲載されている。

#### 重点計画の基本的な考え方

##### デジタル社会により目指す社会の姿

「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」

##### デジタル社会の実現に向けての理念・原則

⇒「誰一人取り残されない」デジタル社会の実現に向けて、個々人の多種多様な環境やニーズ等を踏まえて、利用者目線できめ細かく対応していくことにより、誰もが、いつでも、どこでも、デジタル化の恩恵を享受できるようにする。

→10原則（デジタル改革基本方針）

- ①オープン・透明②公平・倫理③安全・安心④継続・安定・強靭⑤社会課題の解決⑥迅速・柔軟  
⑦包摂・多様性⑧浸透⑨新たな価値の創造⑩飛躍・国際貢献

→デジタル3原則（国の行政手続オンライン化原則）

デジタルファースト／ワンストップ／コネクテッド・ワンストップ

→業務改革(BPR)と規制改革の必要性 など

56

## 納税環境の整備①

### ～デジタル社会の実現に向けた取組～（政府の方針）

デジタルの活用によって、我々を取り巻く環境もめまぐるしく変化しています。

政府全体でみると、2021年9月に日本のデジタル社会実現の司令塔としてデジタル庁が発足し、これから日本が目指す社会の姿である「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」の実現に向けて、国や地方公共団体、民間事業者などの関係者と連携して社会全体のデジタル化を推進する取組を進めているところです。

目指すべきデジタル社会の実現に向けて、政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策を明記し、各府省庁が取り組むべき個別の施策を掲げた「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が、令和6年6月21日閣議決定され、「確定申告の利便性向上に向けた取組の充実」、「国税関係手続のデジタル化の推進」などの国税庁の関連施策についても掲載しています。

誰一人取り残されることなく、多様な幸せが享受できる社会を実現するためには、個々人の多種多様な環境やニーズ等を踏まえて、利用者目線できめ細かく対応していくことにより、誰もが、いつでも、どこでも、デジタル化の恩恵を享受できるようにするといった理念やデジタル3原則といった各種原則、BPRなどをあらゆる施策や取組において徹底していく必要があります。

# 納税環境の整備①

## ～国税庁ホームページの充実～

**e-Taxページ**  
e-Taxによる申告等の手続をサポート

**社会保障・税番号制度<マイナンバー>**  
国税における番号制度に関する情報を提供

**路線価図**  
オンラインで路線価情報を提供

**公売情報**  
公売物件や公売手続などの情報を提供

**動画で見る**  
税の情報・税の仕事

掲載画像は令和6年8月現在のものです。

## 納税環境の整備① ～国税庁ホームページの充実～

国税庁ホームページでは、申告・納税の手続などに関する情報を提供しており、誰もが容易に利用できるよう、検索機能や利用者の目的に沿った案内機能の向上を図るとともに、文字拡大や音声読み上げ機能など、視覚に障害のある方や高齢者の方の利便性に配意しています。

また、スマートフォンやタブレットなどの様々な閲覧環境に対応した表示に努めています。

国税庁ホームページでは、税に関する情報の提供のため、国税庁の業務内容、統計情報、報道発表資料、法令解釈通達、質疑応答事例などが閲覧できるほか、税に関する情報や国税庁の様々な取組に関する情報を動画と図解で解説するインターネット番組「Web-TAX-TV」、相続税などの課税における土地の評価額の基準となる路線価や評価倍率など、税務手続に役立つ情報を提供しています。

また、「暮らしの税情報」や「所得税の確定申告の手引き」といったパンフレットや手引き、そのほか申告書や各種届出書の様式などを閲覧・印刷することができます。

その他、国税庁ホームページは、インターネットを通じて税務手続が行える「e-Tax」、確定申告書等の作成やe-Taxによる提出をサポートする「確定申告書等作成コーナー」のほか、身近な税についての質問を解決するための「チャットボット・タックスアンサー」など、申告や納税などの税務の窓口としての役割、納税者の皆様からのご意見やご要望を寄せていただく「ご意見・ご要望」を設けて、広聴窓口としての役割を果たしています。

# 納税環境の整備①

## ～チャットボット・タックスアンサー～

- ◆ 24時間いつでも税に関する相談ができる「税務相談チャットボット」を国税庁ホームページに導入しており、これまでに、「所得税の確定申告」、「消費税の確定申告」、「インボイス制度」、「年末調整」の相談に加えて、令和6年4月からは「所得税の定額減税」の相談を開始しました。引き続き、その拡充及び精度向上にも努めています。
- ◆ チャットボットやタックスアンサーについては、調べたい情報がより簡単に見つかるよう検索性の向上などに取り組んでいきます。

### 1 チャットボットによる相談

① 相談内容を選択

② 相談画面

### 2 タックスアンサー～自分に合った状況から探す～

Q1 あなたが知りたい情報を教えてください

※個人向け  ①個人事業主向け  ②企業向け

Q2 何に関する情報を知りたいですか

申告・納税・年末調整  助手・退職・年金など  ③医療・介護・障害・障害

土地・建物  ④金融商品  ⑤相続・贈与

Q3 どのような状況について知りたいですか

⑥妊娠・出産をした  ⑦医療費を支払った  ⑧介護をしている

Q4 税目等について選んでください

\*所得税

Answer 以下の情報が見つかりました。

- 1100: 所得控除のあらまし  
会社員 | 年金受給者 | 白衣業者 | 不動産賃付業者
- 1119: 医療費控除に関するお問い合わせ  
会社員 | 年金受給者 | 白衣業者 | 不動産賃付業者
- 1120: 医療費を支払ったとき(医療費控除)  
会社員 | 年金受給者 | 白衣業者 | 不動産賃付業者
- 1122: 医療費控除の対象となる医療費  
会社員 | 年金受給者 | 白衣業者 | 不動産賃付業者

チャットボットへの質問件数

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
所得税確定申告	40万件	434万件	634万件	651万件	887万件
消費税確定申告	—	—	—	11万件	37万件
インボイス制度	—	—	19万件	69万件	—
年末調整	25万件	49万件	56万件	63万件	—
定額減税	—	—	—	—	50万件

(注)「令和6年」は、令和6年5月31日現在の件数を示す。  
「令和6年」は、「消費税確定申告」と「インボイス制度」を統合して運用しているため、合計の件数を示す。  
「年末調整」の集計期間については、以下のとおり。  
(令和2年～令和3年)10月から12月で集計 (令和4年以降)10月から翌年1月で集計

58

# 納税環境の整備①

## ～チャットボット・タックスアンサー～

国税庁においては、チャットボットやタックスアンサーなどのデジタル相談の充実や利便性の向上を図り、利用者自身で税に関する疑問を解決できる環境の整備に努めております。

チャットボットはAIが24時間いつでも自動で回答するウェブサービスで、利用方法はスライド左側に記載のとおり、相談内容を選択し、「メニューから選択」又は「文字で入力」のどちらかの方法で質問すると、簡潔な回答と参考情報のリンクが表示され、短時間で必要な情報にアクセスできます。

タックスアンサーでは、スライド右側に記載のとおり、4つの質問に答えることで必要な情報を検索できる「自分に合った状況から探す」機能のほか、ライフイベント等に応じて検索できるようにするなど検索方法を充実することで、情報の探しやすさを向上させております。

今後もチャットボットやタックスアンサーは、最適なUI/UXの実現へ見直しを進めいくとともに、調べたい情報がより簡単に見つかるよう検索性の向上にも取り組んでまいります。

## 納税環境の整備①

### ～確定申告書等作成コーナー～

国税庁HPへ

申告書等の作成

税務署への提出

①「確定申告書等作成コーナー」へアクセス



マイナンバーカードを利用して、  
e-Taxで申告する場合

②画面の案内に沿って  
金額等を入力すると、  
自動で税額等を計算



③作成した申告書を  
e-Tax送信



#### マイナポータル連携でさらに便利に!!

- ✓ マイナポータルと連携して控除証明書等のデータを一括取得
- ✓ 取得したデータを確定申告書の該当項目へ自動入力

59

## 納税環境の整備①

### ～確定申告書等作成コーナー～

国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーでは、画面の案内に沿って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税、贈与税の申告書や青色申告決算書などが作成できます。

作成した申告書等は、e-Taxを利用して送信することができます。

令和5年分確定申告期において、確定申告書等作成コーナーで作成された所得税及び復興特別所得税の確定申告書の提出人員は、確定申告会場で利用されたものを含めて1,237万人と、全提出人員（2,324万人）の約53%を占めており、多くの方が利用されています。

また、マイナンバーカードを利用してe-Taxで申告する際、マイナポータルと連携することにより、マイナポータル経由で、申告に必要な各種控除証明書等のデータを一括取得し、確定申告書の該当項目へ自動入力できる「マイナポータル連携」の機能を提供しています。

控除証明書等の集計や1件ずつ入力する手間が不要で大変便利です。

初めて申告される方でも、税務署に出向くことなく簡単に、ご自身でe-Taxによる申告手続きができますので、是非、ご利用ください。

今後も、この確定申告書等作成コーナーが更に使いやすいものとなるよう、利用者からの声も踏まえた改善を行うなど利便性向上に取り組んでいきます。

## 納税環境の整備①

### ～スマートフォンを利用した個人の申告について～

#### スマートフォンでも操作性の高い画面の提供

スマートフォンでも操作しやすい「スマホ専用画面」を提供し、その対象画面は順次拡大しています。

令和7年1月以降、**所得税の全ての画面**において、操作性の高い画面を提供する予定です。

※ 消費税及び贈与税については、一部画面について提供する予定です。



#### スマホ用電子証明書への対応

Android™のみ対応しています

令和7年1月からe-Taxが「スマホ用電子証明書」に対応します。

「スマホ用電子証明書」をご利用いただくことで、**マイナンバーカードを読み取らなくても**、申告書のe-Tax送信ができるようになります。

※ ご利用には、マイナポータルからスマホ用電子証明書の利用申請・登録をする必要があります。

60

## 納税環境の整備①

### ～スマートフォンを利用した個人の申告について～

確定申告書等作成コーナーは、利用者の皆様の身近なデバイスであるスマートフォンでも、ご利用いただくことができます。

スマートフォンでの手続きの利便性の向上を目的とした施策を2つご紹介いたします。

一つ目は、操作性の高い画面の提供です。

国税庁ではこれまで、スマートフォンでも操作しやすい「スマホ専用画面」を提供し、その対象となる画面を順次拡大してきたところです。

所得税においては、これまで、住宅ローン控除の適用を受ける場合など、一部の画面はスマートフォンでの操作に適した画面に対応していませんでしたが、令和7年1月以降は、所得税の全ての画面において、操作性の高い画面を提供する予定です。

また、消費税と贈与税においては、一部の画面において提供する予定です。

二つ目は、スマホ用電子証明書への対応になります。

「スマホ用電子証明書」とはスマートフォンに搭載できる電子証明書で、現在、スマホ用電子証明書対応のAndroid端末へ搭載が可能となっています。

令和7年1月から、e-Taxにおいても、スマホ用電子証明書をご利用になれます。

スマホ用電子証明書をご利用いただくことで、申告手続の過程で、マイナンバーカードをスマートフォンにかざして読み取る必要がなくなり、スムーズにe-Taxを利用することが可能になります。

## 納税環境の整備①

### ～e-Taxのメリット～

#### — e-Tax ってこんなに便利 —

24時間※  
いつでもどこでも  
利用可能！

※ メンテナンス時間を除きます。

マイナポータル  
連携で自動入力  
手間いらず！

データで保存  
ペーパーレスで  
すっきり！

添付書類も  
オンライン提出  
郵送不要！

#### — こんな場面で こんなに便利 —

確定申告  
(個人の方)

給与所得の  
源泉徴収票  
情報の自動入力

納付手続

納税証明書の  
交付請求・受取

- 生命保険料控除証明書などの添付書類は、e-Taxで入力・送信すれば**提出・提示が不要**
- 自宅からe-Taxで提出された還付申告は、**3週間程度で還付**

- 事業主の方が給与所得の源泉徴収票のデータをe-Taxで提出すれば、従業員の方の確定申告の際に**給与情報が自動で入力**され、申告手続が簡単に

- **キャッシュレス納付**で、金融機関や税務署などの窓口に行かずに納付が完了
- **PCやスマートフォンで納付**すれば、現金や納付書が不要に

- 税務署の窓口に行かずに**スマートフォン**で納税証明書の交付請求から受取まで可能
- 納税証明書（PDF形式）は何度も使用でき、書面で何枚でも印刷可能
- **手数料がお得**  
※ 1税目1年度1枚あたり  
e-Tax : 370円 書面請求 : 400円

61

## 納税環境の整備①

### ～e-Taxのメリット～

e-Taxは、税務署に行かなくても24時間いつでもどこでも利用可能であるほか、申告や届出の内容はデータで保存されるため、ペーパーレス化を図ることができます。

また、添付書類も併せて送信できますので、郵送の手間や費用もかかりません。

所得税の確定申告の場面では、マイナポータル連携を利用すれば、給与所得の源泉徴収票の情報や各種控除証明書等の情報を確定申告書の該当項目へ自動入力できますので、入力の手間を省略でき、入力誤りを防ぐことができます。

また、e-Taxで提出された還付申告については、還付までの期間を通常の6週間程度から3週間程度に短縮しており、早期に還付金を受け取ることができます。

このようにe-Taxで申告を行うと様々なメリットがありますので、是非、マイナンバーカードでe-Taxをご利用ください。

## 納税環境の整備①

～【法人税等の電子申告】申告データの円滑な電子提出のための主な環境整備施策～

### 提出情報等のスリム化

- ・イメージデータ（PDF形式）で送信された添付書類の紙原本の保存不要化
- ・勘定科目内訳明細書の記載内容の簡素化【書面申告も同様】

### データ形式の柔軟化

- ・法人税申告書別表(明細記載を要する部分)・財務諸表・勘定科目内訳明細書のデータ形式の柔軟化（CSV形式）

### 提出方法の拡充

- ・e-Taxの送信容量の拡大
- ・添付書類等の提出方法の拡充（光ディスク等による提出）
- ・通算親法人による通算子法人の法人税に関する申告書等の提供

### 提出先の一元化

- ・国・地方税当局間の情報連携を通じた財務諸表の提出先の一元化

### 認証手続の簡便化

- ・法人税申告における電子署名の簡素化（経理責任者の電子署名等の不要化）【書面申告も同様】
- ・委任を受けた役員又は社員の電子署名による電子申告を可能

### 参考：電子申告の義務化の対象法人

- ・資本金の額等が1億円超の普通法人等は、法人税及び地方法人税並びに消費税及び地方消費税が「電子申告の義務化」の対象
- ・通算法人は、資本金の額等に関わらず、法人税及び地方法人税が「電子申告の義務化」の対象

62

## 納税環境の整備①

～【法人税等の電子申告】申告データの円滑な電子提出のための主な環境整備施策～

経済社会においては、デジタル化や働き方の多様化が進展しています。

税務手続においてもデジタルの活用を推進することによって、納税者がスムーズに申告等を行うことができる納税環境を整備し、また、データの円滑な利用を進めることによって、社会全体のコスト削減や企業の生産性向上を図ることが大切であると考えています。

そのため、法人税等の申告データについては円滑に電子提出できるように、提出情報等のスリム化、データ形式の柔軟化、提出方法の拡充、提出先の一元化、認証手続の簡便化の利便性向上施策を講じ、環境整備を行いました。

なお、資本金の額等が1億円超の大法人等が法人税等を申告する場合には、e-Taxを利用することが義務化されています。

環境整備施策の詳細や大法人の電子申告義務化につきましては、e-Taxホームページに掲載していますので、そちらをご確認いただければと思います。

### 【参考】

資本金の額等が1億円超であるかどうかについては、「事業年度開始の時」に判定します。

なお、消費税の申告において、期間特例を受けている法人の各課税期間の消費税申告についても、「事業年度開始の時」に判定します。

## 納税環境の整備①

### ～キャッシュレス納付の利用拡大～

#### 選べるキャッシュレス納付

＼＼どちらも簡単で便利だよ！／／

ダイレクト納付 (e-Taxによる口座振替)

振替納税



インターネットバンキングによる納付

クレジットカード納付

スマホアプリ納付

#### キャッシュレス納付の利用拡大に向けた取組

①現金管理等に伴う社会全体のコストの縮減、②非対面による納付の実現、  
③更なる納税者利便の向上のため、次の取組を実施しています。

- ・金融機関や関係団体、地方公共団体などと連携したキャッシュレス納付の周知・広報、利用勧奨
- ・「ダイレクト納付」の利便性の向上（令和6年4月以降）

63

## 納税環境の整備①

### ～キャッシュレス納付の利用拡大～

国税のキャッシュレス納付には、e-Taxを利用して口座振替ができるダイレクト納付、預貯金口座から自動的に口座引落しを行う振替納税、インターネットバンキングを利用した電子納税、クレジットカードやスマートフォンの決済アプリ（Pay払い）を利用した納付があります。

これらの手続は税務署や金融機関に出向くことなく納付が行えるメリットがあります。

納税者の方が、「より便利に、よりスムーズ」に納税できるよう、引き続きキャッシュレス納付の利便性向上に努め、金融機関や関係団体、地方公共団体などと連携してキャッシュレス納付の利用拡大に取り組みます。

なお、令和6年4月にダイレクト納付の機能改善を行い、その利便性が更に向上しました。

#### (参考) 自動ダイレクト（ダイレクト納付の利便性の向上）

令和6年4月1日以降、e-Taxで申告等データを送信する際に「自動ダイレクト」の利用に関するチェックボックスにチェックを入れて送信することにより、法定納期限に自動で口座振替により納付できるようになりました。

また、簡単な操作で即時又は期限を指定して口座振替により納付できます。

※法定納期限当日に電子申告を行った場合はその翌日

## 納税環境の整備① ～キャッシュレス納付～

### ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）



こんな方におススメ！

毎月源泉所得税を納めている方（源泉徴収義務者）や消費税の中間分を納めている法人の方など、納付の機会が多い方

### 振替納税



こんな方におススメ！

毎年の確定申告で所得税や消費税を納めている個人の方

## 納税環境の整備① ～キャッシュレス納付～

ダイレクト納付とは、あらかじめ預貯金口座情報を記載した利用届出書を税務署に提出することで、e-Taxを利用して電子申告をした後に、簡単な操作で口座振替ができる納付方法です。

このダイレクト納付を利用すれば、申告から納税までの一連の手續が、e-Tax上ですべて完結できるようになります。

また、税理士の方が納税者の方に代わって納付手続を行うことも可能になります。

毎月、源泉所得税を納めている方（源泉徴収義務者）や消費税の中間分を納めている法人の方など、納付の機会が多い方におススメです。

振替納税とは、個人の方が、あらかじめ預貯金口座情報を記載した振替依頼書を税務署又は金融機関に提出することで、決まった期日に自動で口座引落しを行う納付方法です。

毎年の確定申告で所得税や消費税を納めている個人の方におススメです。

この振替納税は、申告の度に納付手続をする必要がなく、決まった期日に自動的に引き落とされるため、納税を失念するようなこともありません。

なお、個人の方であれば、ダイレクト納付の利用届出書や振替納税の振替依頼書を、書面による提出だけでなく、e-Taxでも提出（送信）することが可能です。

## 納税環境の整備①

### ～電子納税証明書～

#### ①インターネットで請求（来署不要）



- スマートフォンや自宅・オフィスのパソコンから、e-Taxを使って、納税証明書請求データを作成します。
- 「納税証明書の交付請求（電子交付用）」画面から、PDF形式を選択し、画面に従い納税証明書の種類、枚数、目的等を入力し、送信してください。

#### ②PDFファイルで受取



- e-Taxのメッセージボックスにスマートフォンやパソコンでアクセスし、インターネットバンキング等により手数料を納付した後、電子納税証明書（PDFファイル）をダウンロードします。

電子納税証明書（PDFファイル）は、期間内であれば何度でもダウンロードいただけます。

#### ③自分で印刷しても使用可能



- ダウンロードした電子納税証明書（PDFファイル）は、自宅やオフィスのプリンタから印刷ができます。
- また、コンビニエンスストアの印刷サービスを利用して印刷することもできます（印刷サービスの利用には別途料金がかかります。）

電子納税証明書（PDFファイル）は、何枚でも印刷してお使いいただけます。

65

## 納税環境の整備①

### ～電子納税証明書～

国税庁では、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」を目指しており、納税証明書の請求についても、e-Taxの利用を推進しております。

①スマートフォンや自宅・オフィスのパソコンから、e-Taxを使ってPDFファイル形式の電子納税証明書を請求することで、請求から受取までの一連の手續が、税務署窓口へ出向くことなく、e-Tax上で完結できるようになっています。

②PDFファイル形式の電子納税証明書は、期間内であれば何度でもダウンロードすることができます、③また、自宅等のプリンタから印刷可能であるため、納税者の方にとって便利なものとなっています。

#### 【参考】

納税証明書に付されているQRコードを「納税証明書確認コーナー」（国税庁HP）で読み取ることで、証明内容の検証を行うことが可能です。

なお、納税証明書を提出先に提出する場合は、提出先から求められた期限内に発行されたものであることを確認してください。

また、電子納税証明書は、PDF形式のほかに、XML形式で発行することも可能です。

## 納税者 サービスの充実



### - 納税環境の整備②

- ▶ マイナンバー制度について
- ▶ マイナンバー制度の国税分野での利用
- ▶ マイナポータルを活用した年末調整・所得税確定申告の簡便化
- ▶ マイナンバーカード
- ▶ マイナンバーカードのメリット
- ▶ マイナンバーカードの申請方法
- ▶ マイナンバーカードの安全性とお問合せ先
- ▶ 法人番号について

66

納税者サービスの充実について、ここでは、ご覧のような項目をご説明いたします。

## 納税環境の整備②

### ～マイナンバー制度について～



#### 概要

マイナンバー制度は、①行政を効率化し、②国民の利便性を高め、③公平・公正な社会を実現するための社会基盤

#### 個人番号（マイナンバー）

- ・12桁の番号で、住民票を有する国民全員に1人1つ指定
- ・市区町村から、住民票の住所宛に個人番号通知書<sup>(※)</sup>により通知
- ・利用範囲は、法令又は条例で定められた事務に限定

(※) 通知カードは、令和2年5月25日に廃止されています。

#### 法人番号

- ・13桁の番号で、株式会社などの法人等に1法人1つ指定
- ・国税庁から、法人番号指定通知書により通知
- ・原則として、公表され、誰でも自由に利用可能

67

## 納税環境の整備②

### ～マイナンバー制度について～

マイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現するための社会基盤です。

まず、マイナンバーとは、住民票を有する全ての方に1人1つ指定される12桁の番号です。

市区町村長が住民票の住所宛に個人番号通知書により通知します。

その利用範囲は社会保障、税、災害対策など、法令又は条例で定められた事務に限定されています。

次に、法人番号とは、株式会社などの設立登記法人、国の機関、地方公共団体、その他の法人や人格のない社団等に1法人1つ指定される13桁の番号です。

国税庁長官が法人番号指定通知書により通知します。

法人等の3情報、すなわち商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号は、インターネットを利用して広く一般に公表され、誰でも利用可能となっています。

## 納税環境の整備②

### ～マイナンバー制度の国税分野での利用～

#### 税務関係書類へのマイナンバーや法人番号の記載

- 確定申告書等の提出の際には、その提出の都度

マイナンバーの記載 + 本人確認書類の提示又は写しの添付 が必要です。

##### 【本人確認書類の例】

例1 マイナンバーカード

例2 通知カード + 運転免許証、パスポート、公的医療保険の被保険者証等  
(番号確認書類) + (身元確認書類)

- (注) 1 「通知カード」は令和2年5月25日に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き番号確認書類として利用できます。  
2 所得税等の申告書には、控除対象となる配偶者及び扶養親族の方のマイナンバーも記載が必要ですが、本人確認書類の提示又は写しの添付は不要です。

- 法人番号の提供時には、番号法上の本人確認は不要です。

#### 納税者利便の向上

- 住宅ローン控除等の申告手続における住民票の添付を省略
- マイナポータルを活用した、年末調整や所得税確定申告の簡便化

68

## 納税環境の整備②

### ～マイナンバー制度の国税分野での利用～

申告書や法定調書等を税務署等に提出する際には、その提出の都度、マイナンバーと法人番号の記載が必要です。

法定調書の対象となる金銭等の支払等を受ける方は、法定調書の提出義務がある方に対して、マイナンバーと法人番号を提供することが必要となります。

なお、マイナンバーの提供を受ける際には、なりすましを防ぐため、番号法に基づき厳格な本人確認が求められます。

本人確認には、番号確認と身元確認があり、マイナンバーカードはカード1枚で番号確認と身元確認が行えます。

通知カードは令和2年5月25日に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き番号確認書類として利用できます。

また、確定申告書等を提出する際には、税務署等で本人確認をさせていただくことから、マイナンバーカード等の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。e-Taxで確定申告書等を提出すれば、本人確認書類の提示又は写しの添付は不要です。

本人確認書類の提出に当たっては、原本を添付することのないようご注意ください。

加えて、マイナンバー制度の導入を契機とした納税者利便の向上施策として、住宅ローン控除等の申告手続における住民票の写しの添付が不要となりました。

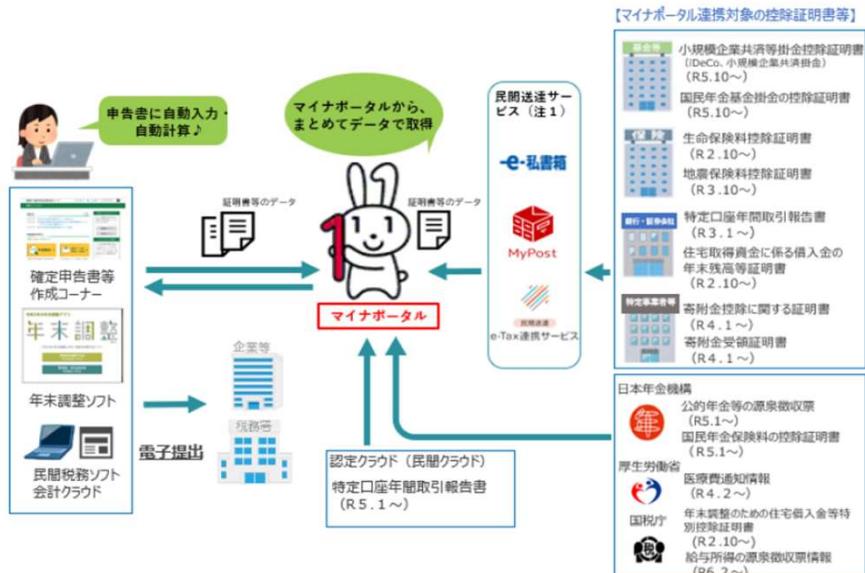
更に、マイナポータルを活用した年末調整や所得税確定申告の簡便化が進んでいます。

## 納税環境の整備②

### ～マイナポータルを活用した年末調整・所得税確定申告の簡便化～

(年末調整は令和2年10月から、所得税確定申告は令和3年1月から開始)

«マイナポータル連携の全体図»



69

## 納税環境の整備②

### ～マイナポータルを活用した年末調整・所得税確定申告の簡便化～

マイナポータルを活用した年末調整及び所得税確定申告の簡便化について説明します。

まず、マイナポータルとは、政府が運営するオンラインサービスです。

子育てや介護に関する行政手続がワンストップでできたり、行政からのお知らせが自動的に届きます。

年末調整や所得税の確定申告の手続において、国税庁が提供している「年末調整ソフト」や「確定申告書等作成コーナー」からマイナポータル連携を利用することにより、手続に必要な書類のデータをまとめて取得し、各種申告書の該当項目へ自動で入力することができます。

これにより、簡単に各種申告書を作成・提出することが可能となります。

令和5年分の確定申告からはマイナポータル連携の対象に「給与所得の源泉徴収票」の情報、iDeCo、小規模企業共済掛金の控除証明書が加わりました。

今後も引き続き各省庁等と連携し、連携の対象となる情報を順次拡大するとともに、マイナポータル連携可能な控除証明書等の発行主体についても拡大していきたいと考えております。

## 納税環境の整備② ～マイナンバーカード～

### マイナンバーカード

表面に氏名、住所、生年月日、性別及び顔写真、裏面にマイナンバー等が記載されICチップが搭載されたプラスチック製のカード

- 平成28年1月以降、市区町村への申請により交付
- 全国民が無料で取得できる唯一の公的身分証明書



#### 【想定されるマイナンバーカードの利用例】

- ・本人確認のための身分証明書
- ・市区町村の図書館の利用証や印鑑登録証など、地方公共団体が条例で定めるサービス
- ・e-Tax等の電子申請時の電子証明

大切に保管してください！



70

## 納税環境の整備②

### ～個人番号カード（マイナンバーカード）～

次にマイナンバーカードについて説明します。

マイナンバーカードは、表面に氏名、住所、生年月日、性別及び顔写真、裏面にマイナンバーが記載されるICチップ付きのカードです。

市区町村に申請し、交付を受けることができます。

マイナンバーの利用範囲は、社会保障、税、災害対策など、法令又は条例で定められた事務に限定されていますが、マイナンバーカードは、様々な場面で利用できます。

具体的には、本人確認のための身分証明書として利用できるほか、ICチップに搭載される電子証明書を用いて、e-Taxなどの各種電子申請を行うことも可能です。

これからのデジタル社会においては、正確な本人確認が極めて重要なことから、政府においては、マイナンバーカードを安全・安心なデジタル社会の基盤と位置付けています。

現在、マイナンバーカードの人口に対する保有枚数率は、令和6年6月現在で約74%と、多くの方がカードを保有しているところです。

## 納税環境の整備②

### ～マイナンバーカードのメリット～

### メリットいっぱい！マイナンバーカード

The infographic highlights six key benefits of the My Number Card:

- 本人確認書類になる！**
  - ライブ会場の入場、携帯電話の契約、会員登録などに使える！
  - ・旧姓（旧氏）の併記ができる！
  - ・行政手続などでマイナンバーの提示を求められたときに、1枚で済む！
- コンビニで各種証明書が取得できる！**
  - 市区町村窓口に行けないときも近くのコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書などを取得できる！
  - ・各店舗によりサービスが異なります。
  - ・毎日6:00～23:00。
- 健康保険証としても使える！**
  - ・9割以上の医療機関・薬局に対応！
  - ・本人の同意のもと、医師・薬剤師と特定健診・薬剤情報などを共有できます。より簡単に医療情報を見える自己負担の支払いが不要になります。
- オンラインで行政手続！**
  - 引越しの際には…
    - ・いつでも、簡単にお問い合わせ！
    - ・子育て・介護の手続きも…
      - ・オンラインで手続きできる市町村が増加中！
      - ・確定申告も…
        - ・マイナンバーカードを使ったe-Taxがますます便利になります！
  - 「マイナポータル」で暮らしがもっと便利に！**
    - マイナポータルを活用すれば…
      - ・行政機関などが持つあなたの情報を確認できる！
      - ・行政機関などからのお知らせを受け取れる！
      - さらに！
        - ・特定健診情報等、薬剤情報、医療費通知情報が確認できる！
        - ・マイナポータルと連携すれば、e-Taxを利用した確定申告がさらにカンタンになります！
  - 民間のサービスでも使える！**
    - ・銀行口座開設時や本人確認などに使える！
    - ・銀興証としての利用も！

ますます便利に！マイナンバーカード！

スマホにカード機能を搭載！  
・スマートフォンで、マイポータル上様々なサービス利用  
・QRコード読み取り  
・コンビニエンスストアでマイポータルの利用印鑑に  
・2023年12月20日より一部店舗で実現  
・運転免許証・電子処方箋と一体化！  
※2024年夏実現予定

▲ マイナンバーカード読み取り対応機種はこちら

71

## 納税環境の整備②

### ～マイナンバーカードのメリット～

次にマイナンバーカードのメリットを紹介します。

マイナンバーカードがあれば、顔写真入りの身分証明書として使えるほか、全国のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種証明書が取得できたり、健康保険証としても利用できます。

また、e-Taxによる確定申告や引っ越し時の手続き、保育所の入所申請といった行政機関へのオンライン申請にも利用できます。

今後は運転免許証や電子処方箋との一体化も検討されていることから、マイナンバーカードはますます便利になっていきます。

## 納税環境の整備②

### ～マイナンバーカードのメリット～

#### マイナンバーカード（健康保険証としての利用）

##### ① より良い医療を受けることができる

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができます。  
また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。事故や災害時にも、お薬情報が共有されて安心です。

##### ② 手続きなしで高額医療の限度額を超える支払を免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を 超える支払が免除されます。

#### 大切なお知らせ

##### ▲ご注意ください！

(令和6年7月時点)

今年12月2日から

現行の保険証は

発行されなくなります

※12月2日時点で有効な保険証は最大1年間有効です

72

## 納税環境の整備②

### ～マイナンバーカードのメリット～

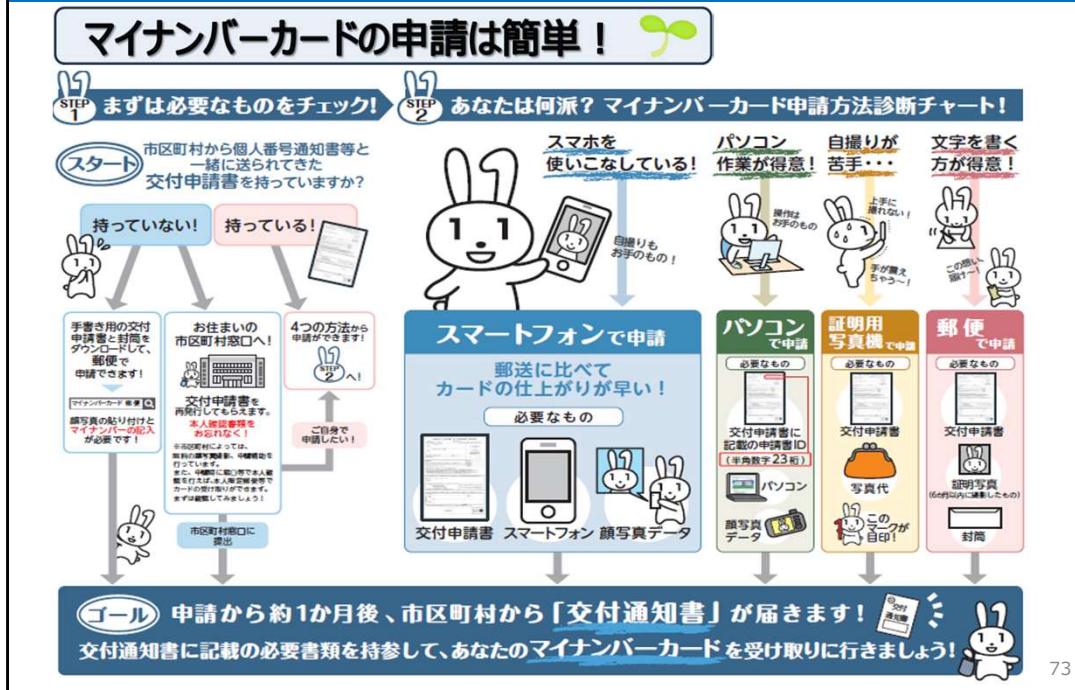
マイナンバーカードの健康保険証としての利用いわゆるマイナ保険証について説明します。

マイナ保険証のメリットとして、利用した場合医療費の支払額が従来保険証より安くなるほか、薬の処方状況などを医療機関に提供することでより良い医療が受けられるほか、手続きを行うことなく高額療養制度における限度額超過分の支払いが免除されます。

なお、令和6年12月2日からは現行の保険証が発行されなくなり、マイナ保険証がこれからのデジタル社会のスタンダードになります。

## 納税環境の整備②

### ～マイナンバーカードの申請方法～



73

## 納税環境の整備②

### ～マイナンバーカードの申請方法～

マイナンバーカードの申請は簡単にできます。

送付された交付申請書に必要事項を記入し、顔写真を張り付けて郵送する方法などがありますが、スマートフォンによるオンライン申請が便利でおすすめです。

申請から約1か月経つと、市区町村から「交付通知書」が届きますので、「交付通知書」に記載の必要書類を持参することで、マイナンバーカードを受け取ることができます。

## 納税環境の整備②

### ～マイナンバーカードの安全性とお問合せ先～

**知って安心！マイナンバーカードの使い方**

**持ち歩き方**

普通に持ち歩いていいの？

ええんじや。キャッシュカードの感覚が近いのか。失くさないようにするのじゃよ！

**提示方法**

銀行や勤務先などでマイナンバーの提示を求められたときはどうすればいい？

おもて・うら両面を見せるのじゃ。

じゃあレジタルショップなどで、本人確認機種として使うときは？

おもて面を見るのじゃ。その裏、うら面のマイナンバーは見られても大丈夫じゃが、マイナンバーを書き留めたりコピーを取ることはダメなのじゃ。

**暗証番号**

暗証番号を友達に教えるても大丈夫？

キャッシュカードと同様、他人に教えるのはいいのじゃ。暗証番号はマイナンバーカードを利用するためには大事なものじゃ！

**SNSへカードの画像の投稿は？？**

こんなに安全なら、カードを自慢しても大丈夫？

マイナンバーを誰かに知られる大丈夫なように安全対策は施されているが、不特定多数の目に入る場所への投稿は禁止されているのじゃ！

**まとめ！マイナンバーカードは安全です！**

おもて

なりすましはできません  
個人情報をため、対面での悪用は困難。

マイナンバーを見られても悪用は困難  
マイナンバーを利用するには、個人情報を確認書類などでカード機能をする必要があるため、悪用は困難。

オンラインの利用には電子証明書を使うため、マイナンバーが使われる事はありません

プライバシー性の高い個人情報は入っていません

ICチップ部分は、税や年金などの個人情報は記録されません。

プライバシー性の高い個人情報は入っていません

失炎・盗難の場合は、24時間365日体制で一時利用停止可能  
アプリ毎に暗証番号を設定し、一定回数間違うと機能ロック  
不正に情報を読み出そうとすると、ICチップが壊れる仕組み

マイナンバーについてのお問合せ

**マイナンバー総合フリーダイヤル マイナンバー 0120-95-0178**

平日：9時30分～20時00分 土日祝：9時30分～17時30分（休業日除く）  
料金：通話によるマイナンバーカードの一時利用停止については24時間365日無料

■一部の電話機等で記入欄に記入できない場合  
050-3818-1250 050-3816-9405

■問合せ  
英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語  
応対のフリーダイヤル  
This telephone number is toll-free corresponding to English, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese.  
Inquiries about Social Security and Tax Number System.  
0120-0178-26 0120-0178-27  
<https://www.ko-hanbang.go.jp/hofukinseki/>

**安全性**

**持ち歩いても大丈夫！マイナンバーカードの**

**教えて!!マイナンばあちゃん**

万全なのじゃ

マイナンバーの生き字引  
マイナンばあちゃん

デジタル庁 総務省

74

## 納税環境の整備②

### ～マイナンバーカードの安全性とお問合せ先～

マイナンバーとマイナンバーカードのセキュリティ対策について説明します。

まず、マイナンバーですが、これを利用する際には、顔写真付き身分証明書での本人確認が必要であり、マイナンバー単独で手続を行うことはできません。

他人にマイナンバーを知られても、その他人が本人になりすまして手続ができる仕組みになっています。

また、マイナンバーカードは、顔写真入りですので、他人が提示して利用することは困難ですし、オンラインで利用する場合には、カードに格納された電子証明書とマイナンバーとは異なる本人しか知らない暗証番号が必要となります。

このように、マイナンバーカードも本人以外の方が入手しても利用できない仕組みとなっています。

さらに、万が一マイナンバーカードを紛失したり、盗まれたりした場合でも、24時間365日体制で一時利用停止が可能であるほか、不正にカードから情報を読み出そうとすると、ICチップが壊れる仕組みとなっています。

ちなみに、マイナンバーカードのICチップ部分には、税や年金等の機微な個人情報は記録されておりません。

マイナンバー制度に関するご不明な点は、マイナンバー総合フリーダイヤル（0120-95-0178）にお問い合わせください。

## 納税環境の整備②

### ～法人番号について①～

#### 法人番号は国税庁長官が指定

- 国税庁長官は、①株式会社等の設立登記法人、②国の機関、③地方公共団体、④これら以外の法人や人格のない社団等に、13桁の法人番号を指定し、通知しています。
- 法人番号を指定した法人等の基本3情報（①名称、②所在地、③法人番号）は、国税庁法人番号公表サイトで公表しています。
- 法人番号は、社会的インフラとして官民問わず幅広い分野での利活用が期待されています。同サイトでは、基本3情報を検索することができるほか、利用者が法人番号などの情報を利活用しやすいよう、データのダウンロード機能やWeb-API機能<sup>(注)</sup>を提供しています。

(注) 利用者のシステムから条件を指定したリクエストを送信することで、その指定した条件に合致する情報を取得することができるシステム間連携の仕組み。

75

## 納税環境の整備②

### ～法人番号について①～

次に、法人番号について説明します。

国税庁は、法人番号の指定を行っています。

国税庁長官は、①株式会社などの設立登記法人、②国の機関、③地方公共団体、④これら以外の法人や人格のない社団等に対して、13桁の法人番号を指定し、通知しています。

法人番号を指定した法人等の名称、所在地、法人番号を合わせて基本3情報といい、この情報を国税庁法人番号公表サイトで公表しています。

また、法人番号は、マイナンバーと異なり利用範囲に制限がなく、社会的インフラとして官民問わず幅広い分野での利活用が期待されています。

同サイトでは、基本3情報を検索することができるほか、利用者が法人番号などの情報を利活用しやすいよう、データのダウンロード機能やWeb-API機能を提供しています。

## 納税環境の整備②

### ～法人番号について②～

- 国税庁法人番号公表サイトでは、名称、所在地、法人番号などの条件で、法人等の情報を検索できます。

The screenshot shows two main parts: the search interface and the search results page.

**Search Interface:**

- Top navigation bar: "国税庁法人番号公表サイト" (National Tax Agency Corporate Number Disclosure Site)
- Two search tabs: "名称・所在地などから調べる" (Search by name, location, etc.) and "法人番号から調べる" (Search by corporate number).
- "商号又は名称" (Trade name or company name) input field with radio buttons for "部分一致検索" (Partial search) and "完全一致検索" (Exact search).
- "所在地" (Address) input field with dropdown menus for "都道府県" (Prefecture) and "市区町村" (City/town/village).
- "法人番号" (Corporate number) input field containing "1234567890123".
- "検索" (Search) button.
- "検索条件の設定" (Set search conditions) link.

**Search Results:**

- Header: "検索結果" (Search results).
- Table of results:

最新情報	法人番号	登記情報
株式会社国税商事	7000012050002	所在地: 東京都千代田区霞が関3丁目1-1 代表者名: 柴田和也 登記情報: 3-1-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo
- Information about the document:

これらの機関は異議書を印刷した書類は、法令(注)に規定する法人番号等の登記の際に、金融機関等に提示する書類と一緒にして提出することができます。  
(注)「商号登記」、「登記情報開示法」、「内閣総理大臣が認定するための国外送金等による資本の進出等に要するもの」及び「税民契約等の実施に伴う所得控除法」、「法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」
- Footer: "変更履歴" (Change history) section with details like "変更登記日: 平成20年1月1日" and "変更内容: 東京都千代田区霞が関3丁目1-1" (Change content: 3-1-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo).

(参考URL)

・国税庁法人番号公表サイト <https://www.houjin-bangou.nta.go.jp>

76

## 納税環境の整備②

### ～法人番号について②～

国税庁法人番号公表サイトについて説明します。

国税庁法人番号公表サイトでは、名称、所在地、法人番号などの条件で、法人等の情報を検索できます。

また、この検索結果画面を印刷した書面は、法人番号等を金融機関等に提示する書類として使用することができます。

(参考URL)

・国税庁法人番号公表サイト <https://www.houjin-bangou.nta.go.jp>

## 納税環境の整備②

### ～法人番号について③～

- 国税庁法人番号公表サイト英語版webページでは、法人等からの登録を受けて、名称・所在地の英語表記を公表しています。この登録をしておけば、海外の取引先などから法人番号の照会を受けた際に、同ページを提示することで速やかに対応できます。

英語版webページ

The screenshot shows a web page with the following details:

- ① Information on the Corporate Number 7000012050002
- ② Name: National Tax Agency
- ③ Address: 3-1-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo

Three red boxes highlight these three items, each with a corresponding numbered callout to the right.

① 法人番号を表示します。

② 名称の英語表記を表示します。

③ 所在地の英語表記を表示します。

(参考URL)

- ・国税庁法人番号公表サイト英語版webページ <https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/en/>
- ・国税庁法人番号公表サイト英語表記登録フォーム <https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/eigotouroku/>

77

## 納税環境の整備②

### ～法人番号について③～

国税庁法人番号公表サイトの英語版webページについて説明します。

このページでは、法人等からの登録を受けて、名称・所在地の英語表記を公表しています。

この登録をしておけば、海外の取引先などから法人番号の照会を受けた際に、同ページを提示することで速やかに対応できます。

また、輸出相手国の税関が、輸出法人等の情報を確認する場合、同ページによる確認が可能になり、取引が円滑に進むこととなります。

登録方法については、国税庁法人番号公表サイトに掲載しておりますので、ご興味を持たれた方がいらっしゃいましたら、ご確認いただければ幸いです。

参考URL)

- ・国税庁法人番号公表サイト英語版webページ <https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/en/>
- ・国税庁法人番号公表サイト英語表記登録フォーム <https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/eigotouroku/>

## 災害等からの 復興に向けて



- 災害（震災等）への対応
  - ▶ 申告・納付等の期限延長措置
  - ▶ 納税の猶予
  - ▶ 災害にあったときの所得税の軽減

78

「災害等からの復興に向けて」について、ご覧のような項目をご説明いたします。

## 災害（震災等）への対応 ～申告・納付等の期限延長措置～

災害等の理由により、申告・納付等をその期限までにできないときは、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限を延長することができます

### 地域指定

災害等による被害が広い地域に及ぶ場合、国税庁長官が延長する地域と期日を定めて告示

### 対象者指定

国税庁が運用するシステムの使用不能等により、申告・納付等ができない方が多数に上ると認められる場合、国税庁長官が延長する対象者の範囲と期日を定めて告示

### 個別指定

災害等により申告・納付等ができない納税者の申請に基づき、税務署長等が期日を定めて延長

79

## 災害（震災等）への対応 ～申告・納付等の期限延長措置～

災害等の理由により申告・納付等をその期限までにできないときは、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲で、申告・納付等の期限が延長されます。

これには、①地域指定による場合と、②対象者指定による場合と、③個別指定による場合とがあります。

①地域指定とは、災害等による被害が広い地域に及ぶ場合に、国税庁長官が延長する地域と期日を定めて告示することで、その告示の期日までに申告・納付等を行えばよいことになります。

②対象者指定とは、国税庁が運用するシステムが、期限間際に使用不能であるなどにより、申告・納付等をすることができない方が多数に上ると認められる場合に、国税庁長官が延長する対象者の範囲と期日を定めて告示することで、その告示の期日までに申告・納付等を行えばよいことになります。

③個別指定とは、災害等により申告・納付等ができない場合に、個別に税務署長に申請して、期限の延長措置を受けることになります。

なお、地域指定により延長された期限の期日が指定された場合においても、個別指定により期限の延長措置を受けることができます。

## 災害（震災等）への対応 ～納税の猶予～

災害等により財産に相当の損失を受けた場合

損失を受けた日以後 1 年以内に納期限が到来する国税



納期限から 1 年以内の期間で納税を猶予

災害のやんだ日から 2 か月以内に申請することが必要

災害等により納付が困難になった場合

既に納期限が到来している国税



納付が困難になったと認められる金額を限度として

原則として 1 年以内の期間で納税を猶予

80

## 災害（震災等）への対応

### ～納税の猶予～

災害により、財産に相当の損失を受けた場合は、その損失を受けた日以後 1 年以内に納期限が到来する国税について、災害がやんだ日から 2 か月以内に税務署長に申請することで、納期限から原則として、1 年以内の期間で納税の猶予を受けることができます。

また、既に納期限が到来している国税についても、税務署長に申請することで、災害等により納付が困難になったと認められる金額を限度として、原則として 1 年以内（やむを得ない理由があると認められるときは、延長の申請をすることにより最長で 2 年以内）の期間で納税の猶予を受けることができます。

## 災害（震災等）への対応 ～災害にあったときの所得税の軽減～

災害により住宅や家財などに損害を受けた場合は、確定申告を行うことで、  
所得税法の雑損控除又は災害減免法の適用を受けることができます

	所得税法（雑損控除）	災害減免法	
損失の発生原因	災害、盗難、横領による損失	災害による損失	
対象となる資産の範囲等	住宅や家財を含む生活に通常必要な資産（棚卸資産や事業用の固定資産、山林、生活に通常必要でない資産を除く）	住宅や家財（ただし、損害金額が住宅や家財の価額の1/2以上である場合）	
控除額の計算 又は 所得税の軽減額	控除額は次のイと口のうち、いずれか多い方の金額 イ 損害金額 - 所得金額の10分の1 口 災害関連支出の金額 - 5万円	その年の所得金額 500万円以下 500万円超 750万円以下 750万円超1,000万円以下	軽減額 全額 1/2 1/4
その他の事項	○原則、災害関連支出の金額に係る領収書は、確定申告書に添付又は提示が必要 ○控除しきれない雑損控除の金額は、翌年以後3年間（一定の場合は5年間）に繰り越して控除可能 ○災害により生じた土砂を除去するための支出などは、災害のやんだ日から1年以内（大規模な災害等の場合は3年以内）に支出されるものが対象	○原則、損害を受けた年分の所得金額が1,000万円以下の人に限る ○確定申告書などに適用を受ける旨、被害の状況及び損害金額を記載することが必要	

81

## 災害（震災等）への対応 ～災害にあったときの所得税の軽減～

地震、火災、風水害などの災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で、「所得税法」に定める雑損控除の方法、又は「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税額の全部又は一部を軽減することができます。

これら二つの方法では、損失の発生の原因や対象となる資産の範囲等が異なります。このように、万が一災害等にあって損害を受けた場合には、税制面においても配慮されています。

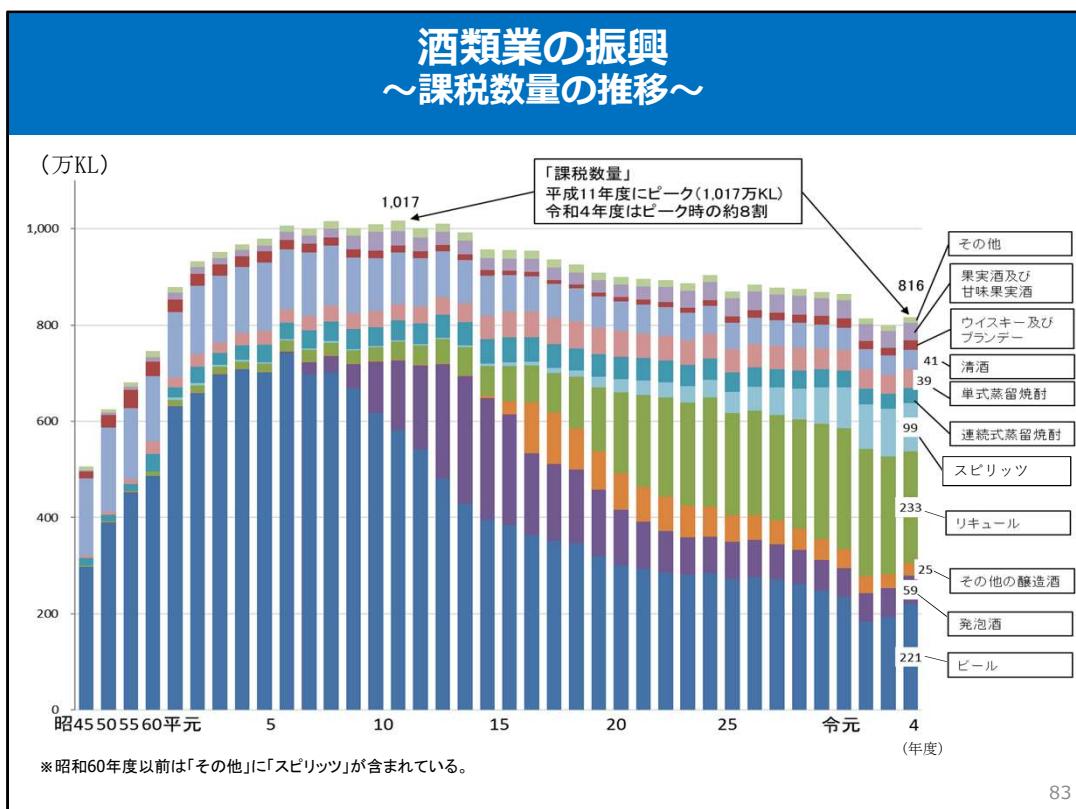
## 酒類業の振興

### 酒類業の振興

- ▶ 課税数量の推移
- ▶ 近年の輸出動向
- ▶ 輸出拡大実行戦略
- ▶ 海外販路開拓支援及び  
日本産酒類の認知度向上
- ▶ 酒類事業者向け補助金
- ▶ ブランド化・高付加価値化の推進
- ▶ 日本酒、焼酎、泡盛等のユネスコ無形文化  
遺産登録に向けた取組
- ▶ 酒類総合研究所との連携した技術支援

82

酒類業の振興について、ご覧のような項目をご説明いたします。



83

## 酒類業の振興 ～課税数量の推移～

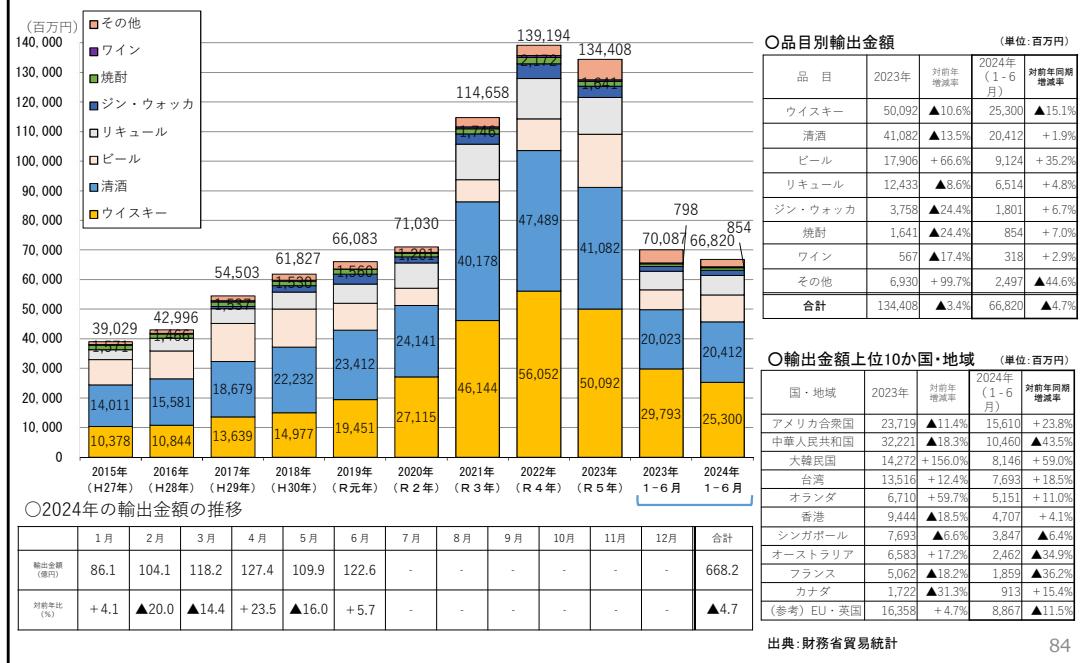
はじめに、日本における酒類の課税数量の推移についてご説明いたします。

酒類の課税数量は、少子高齢化や人口減少等を背景に、平成11(1999)年度をピークとして減少傾向にあります。

特にビールは、低価格の発泡酒やチューハイなどのリキュール等に消費が移行し、大幅に減少しています。

このように、酒類の国内市場が縮小傾向にある中で、酒類事業者には、従来型の商品の開発・製造・販売等の方法にとらわれず、新たな商品の開発、販売手法やサービスを創造し、新たな市場の開拓等に取り組んでいくことが求められています。

## 酒類業の振興 ～近年の輸出動向～



出典: 財務省貿易統計

84

## 酒類業の振興 ～近年の輸出動向～

日本産酒類の輸出については、清酒（日本酒）やウイスキー等の日本産酒類の国際的な評価の高まり等を背景に、年々増加傾向にあります。

2023年（令和5年）の日本産酒類の輸出金額は、1,344億円（対前年比3.4%減）となり、過去最高となった2022年に次ぐ水準で推移しております。

輸出金額を品目別に見ると、ウイスキーが最も多く501億円（対前年比10.6%減）、次いで清酒が411億円（対前年比13.5%減）となりました。

輸出金額が上位の国・地域を見ると、中華人民共和国が322億円（対前年比18.3%減）、次いでアメリカ合衆国が237億円（対前年比11.4%減）、大韓民国が143億円（対前年比156.0%増）となっています。

酒類の国内市場が縮小傾向にある中、酒類市場や需要の拡大といった、酒類業の健全な発達のためには、とりわけ伸びしろが大きい海外市場への輸出促進を中心とした振興策の強化はこれまで以上に重要です。

## 酒類業の振興 ～輸出拡大実行戦略～

重点品目	ターゲット国・地域	2025年目標 (2023年)
清酒	米国、中国、香港、EU・英国、台湾、韓国、シンガポール（※1）	600億円 (410.8億円)
ウイスキー	EU・英国、米国、中国、台湾（※2）	680億円 (500.9億円)
本格焼酎・泡盛	中国、米国、台湾（※2）	40億円 (12.0億円)

※1 その他の国・地域として、東南アジア、南米等を含む  
※2 その他の国・地域として、東南アジア等を含む



85

## 酒類業の振興 ～輸出拡大実行戦略～

酒類に限らず、農林水産物・食品の輸出に積極的に取り組むことは、政府全体の方針となっており、輸出目標として「2025年までに2兆円、2030年までに5兆円」を掲げています。

この目標達成のため、海外で評価される日本の強みがあり、輸出拡大の余地が大きく、関係者が一体となった輸出促進活動が効果的な品目を、重点品目と位置付けています。

酒類については、清酒、ウイスキー、本格焼酎・泡盛が、重点品目に選ばれており、これら日本産酒類の輸出促進が政府一丸となって推進されています。

海外展開に向けた意欲的な取組を行っていくことは、日本産酒類の国際的な評価を証明することを通じ、国内での価値の再認識にもつながります。

また、酒類業界の主な課題としては、商品の差別化、高付加価値化、海外市場の開拓、技術の活用と人材の確保、中小企業支援が挙げられます。

国税庁では、酒類業界の現状や課題等を踏まえ、国内外の酒類市場の拡大を図り、酒類業の更なる振興、健全な発達につながるように、以下の取組を実施しています。

## 酒類業の振興 ～海外販路開拓支援及び日本産酒類の認知度向上～

### 販路開拓支援

(令和5年度海外商談会等)

海外における日本産酒類の販路拡大を支援するため、様々な国・地域に配置した「酒類輸出コーディネーター」が、商談会などの業務を企画・実施した。

#### 【実施国・地域】

中国、米国、香港、台湾、韓国、インド、シンガポール、マレーシア、英国、ドイツ、フランス、スペイン、ハンガリー、オーストラリア

#### 【実施内容詳細】

1. コーディネーターによる①商談会の企画、  
②輸出に関する日本国内向けセミナー動画の制作
2. 国内事業者と海外バイヤーとの、対面型商談会又はオンライン型商談会を実施

#### 【実施結果】

約4,900件の商談機会を創出した。

### 日本産酒類の認知度向上

(令和5年度国際的プロモーション)

米国・テキサス州において、現地レストラン・バー関係者向けに日本酒やペアリングに関する認知度・理解度の向上を目的とするセミナーを開催した。

現地インフルエンサーから日本酒とペアリングに関する情報拡散を図った。

①セミナーにより日本酒やペアリングに関する理解を深めてもらった



②現地インフルエンサーによる日本酒とペアリングに関する情報拡散を実施



86

## 酒類業の振興

### ～海外販路開拓支援及び日本産酒類の認知度向上～

まず、日本産酒類の輸出促進のため、海外での販路開拓支援と日本産酒類の認知度向上の取組をしています。

販路開拓の支援のためには、海外現地で酒類の販売業を行っている事業者と日本の酒類事業者が取引の契約を締結し、その地での日本産酒類の流通量を増やしていく必要があります。

そのため、スライドの左側のように海外現地での対面による商談会やオンラインを活用した商談会を支援しています。

更に、スライド右側のように、日本産酒類に対する関心を高めることにより、流通した日本産酒類がしっかりと消費されていく環境を整えるためのプロモーションイベントを実施しています。

## 酒類業の振興 ～酒類事業者向け補助金～

- ◆ 酒類事業者による、日本産酒類のブランディング、インバウンドによる海外需要の開拓などの海外展開に向けた取組及び国内外の新市場開拓などの意欲的な取組を支援することにより、日本産酒類の輸出拡大及び酒類業の経営改革・構造転換を図るとともに、酒類業の健全な発達を促進することを目的とする
- ① 日本産酒類の海外販路拡大や商品等の高付加価値化に関する取組
  - ② 酒蔵自体の観光化や地域における酒蔵ツーリズムプランの策定の取組
  - ③ 商品の差別化による新たなニーズの獲得
  - ④ 販売手法の多様化による新たなニーズの獲得
  - ⑤ ICT技術を活用した、製造・流通の高度化・効率化

### ●酒蔵ツーリズム

#### ウイスキーと日本酒の体験型ツーリズム

- ・ウイスキーのブレンド、日本酒の製造を体験できるよう既存の体験型観光酒蔵を整備
- ・地域の宿泊等関係事業者と連携して、高付加価値の周遊・滞在型のツーリズムプランを提供し、地域価値創造・地域連携の機運を醸成



### ●有機酒類による差別化等

#### 有機焼酎の開発とVRを駆使した新規販路開拓

- ・有機でありながら食用としては規格外のサツマイモを用いた有機焼酎を製造し、農家の収益向上、フードロスの抑制を図る
- ・VRを活用し、消費者へ焼酎の味や香、テロワールを蔵元が伝える仕組みを構築
- ・現代に復元させた伝統的な蒸留器による焼酎を通じ、海外での焼酎の認知を図る



87

## 酒類業の振興

### ～酒類事業者向け補助金～

また、国内外の需要開拓に取り組む酒類事業者を支援する補助金もあります。

この補助金では、

- ①日本産酒類の海外販路拡大や商品等の高付加価値化に関する取組や
  - ②酒蔵自体の観光化や地域における酒蔵ツーリズムプランの策定の取組
- といった酒類業者の海外展開に向けた取組を支援するほか、
- ③商品の差別化による新たなニーズの獲得、
  - ④販売手法の多様化による新たなニーズの獲得、
  - ⑤ICT技術を活用した製造・流通の高度化・効率化

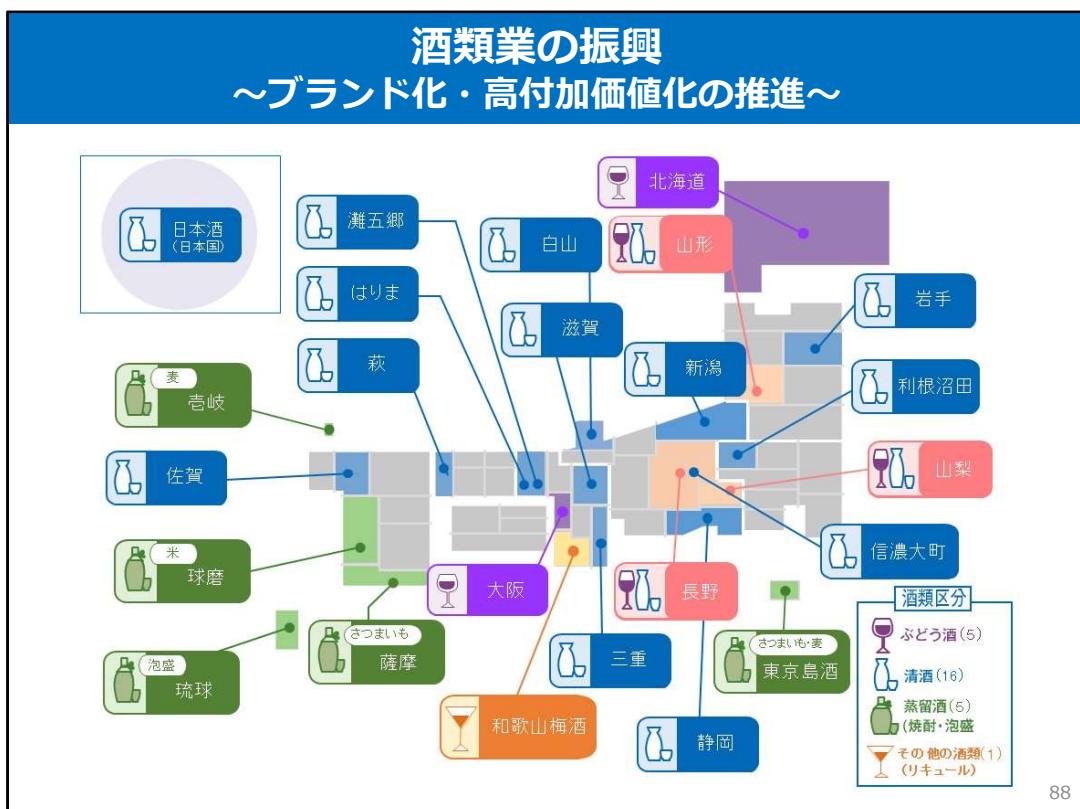
といった国内外の新市場開拓等に取り組む酒類事業者を支援しています。

(これらの施策により、日本産酒類の輸出拡大及び酒類業の経営改革・構造転換を図り、

酒類業の健全な発達

を促進することとしています。)

## 酒類業の振興 ～ブランド化・高付加価値化の推進～



## 酒類業の振興 ～ブランド化・高付加価値化の推進～

更に、商品の差別化・高付加価値化を推進するための取組として、地理的表示制度も実施しています。

地理的表示制度とは、日本酒、焼酎、ワイン、ビールなど全ての日本産酒類を対象として、ある特定の産地ならではの特性が確立されている場合に当該産地内で生産され、生産基準を満たした商品だけが、その産地名を独占的に名乗ることができる制度です。

この制度の活用が促進されることで、より一層の地域ブランドの価値向上が図られると考えています。

国税庁が指定した地理的表示は、資料に記載のとおりですが、令和6年には、蒸留酒の地理的表示として、東京島酒が新たに指定され、全てで27件となりました。

なお、国レベルの地理的表示として「日本酒」を指定していますので、日本国内においては、国内産米を原料とし、かつ、日本国内で製造された清酒だけが「日本酒」と表示することができるようになりました。

## 酒類業の振興 ～日本酒、焼酎、泡盛等のユネスコ無形文化遺産登録に向けた取組～

### ○ 政府方針等

- 岸田総理大臣施政方針演説（令和4年1月通常国会）  
　　日本酒、焼酎、泡盛など文化資源のユネスコへの登録を目指すなど、日本の魅力を世界に発信
- 菅総理大臣施政方針演説（令和3年1月通常国会）  
　　日本酒、焼酎などの文化資源について、ユネスコ無形文化遺産への登録を目指す

### ○ 登録無形文化財登録

「伝統的酒造り」を登録無形文化財に登録（令和3年12月2日）  
(「書道」と並び、登録無形文化財として初めての登録)

- 1 登録要件
  - ・米などの原料を蒸すこと
  - ・手作業で伝統的なこうじ菌を用いてパラこうじを製造すること
  - ・並行複発酵を行っており、水以外の物品を添加しないこと 等
- 2 保持団体  
　　日本の伝統的なこうじ菌を使った酒造り技術の保存会(令和3年4月16日設立)  
　　会長：小西 新右衛門（こにし しんうえもん）



### ○ ユネスコ無形文化遺産への提案

- 令和5年3月 ユネスコ事務局に提案書を再提出（令和4年3月 当初提出）
- 令和6年6・9月 ユネスコ評価機関会合
- 令和6年11月 ユネスコ評価機関による評価結果公表
- 令和6年12月2~7日 政府間委員会において審議・決定見込み（パラグアイ）

89

## 酒類業の振興

### ～日本酒、焼酎、泡盛等のユネスコ無形文化遺産登録に向けた取組～

こうした取組だけでなく、技術支援として、日本酒、焼酎・泡盛等の日本のこうじ菌を使った伝統的な酒造り技術について、ユネスコ無形文化遺産登録を目指しており、岸田総理大臣の施政方針演説でも表明されています。

この技術は、令和3年12月に、伝統的酒造りとして、国の登録無形文化財に登録されました。

これは、幅広く文化財の裾野を広げて保存・活用を図る観点から、令和3年4月の改正文化財保護法で新設された制度であり、書道と並び、初めて登録されたものです。

その後、伝統的酒造りは、令和4年3月にユネスコ無形文化遺産へ提案（令和5年3月に再提案）されており、令和6年12月に政府間委員会において審議・決定される見込みとなっています。

国税庁では、酒造り技術の担い手から成る「日本の伝統的なこうじ菌を使った酒造り技術の保存会」等と連携し、国内外でユネスコ無形文化遺産登録に向けたさまざまな取組を進めています。

## 酒類業の振興 ～酒類総合研究所との連携した技術支援～

酒類総合研究所と連携して酒類製造者の技術力の維持強化を支援し、  
日本産酒類の品質向上・競争力強化に貢献

### 酒類製造技術相談

- 酒類総研の研究成果や先端技術の普及を推進とともに、製造者の抱える技術的課題を解決



清酒製造場への臨場の様子

### 地理的表示への支援

- ブランド価値向上に有効な地理的表示の推進のため、地域指定に向けた技術的な相談（品質特性やその管理方法など）に対応

### 酒類の安全性確保

- 酒類の放射性物質に関する調査や研究を実施。安全性に関する不安を払拭し、EUなど諸外国における輸出規制の撤廃にも成功

### 醸造技術者の育成

- ワイン・ビールの研究会等を開催し、各地で醸造技術者が学ぶ機会を提供



クラフトビール研究会

### 鑑評会（国税庁・酒類総研）

- 国税局の鑑評会では、地域特性にも配意した品質評価を実施



全国新酒鑑評会の品質評価の様子

90

## 酒類業の振興

### ～酒類総合研究所との連携した技術支援～

また、国税庁では、酒類総合研究所と連携し、技術支援を実施することで日本産酒類の品質向上・競争力強化に貢献しています。

具体的な取組としては、酒類製造者の醸造技術上の課題解決や先端技術の普及を行う「技術相談」、酒類製造者が製造方法などを学ぶ機会を提供する「ワインやビールの研究会の開催」、ブランド価値向上に有効な「地理的表示の地域指定に向けた技術的支援」、地域特性にも配慮した上で、酒類製造者の醸造技術基盤の向上を目的とする「酒類鑑評会の実施」、そして酒類の安全性確保の観点から、例えば放射性物質に関する調査や研究を実施し、科学的根拠に基づいて、諸外国の輸出規制の撤廃を働きかけることなどを行っています。

以上のような取組を通じて、国税庁は引き続き日本産酒類の輸出拡大に尽力することで、酒類業の振興に努めてまいります。

## 実績評価 (政策評価) と 税務行政の改善



- 実績評価（政策評価）と税務行政の改善
  - 実績評価（政策評価）の目的
  - 国税庁の使命と実績評価の目標
  - 令和4事務年度 実績評価の結果

91

実績評価（政策評価）と税務行政の改善について、ご覧のような項目をご説明いたします。

## 実績評価（政策評価）と税務行政の改善 ～実績評価（政策評価）の目的～

国民への説明  
責任を果たすこと

効率的で質の高い  
税務行政を目指し  
続けること

事務を改善し  
職員の意欲向上、  
組織の活性化を  
図ること

国民の理解と信頼

92

### 実績評価（政策評価）と税務行政の改善

#### ～実績評価（政策評価）の目的～

国税庁は主として政策の実施に関する機能を担う実施庁であるため、中央省庁等改革基本法に基づき、財務省が、国税庁の達成すべき目標を設定し、その実績を評価して公表しています。

国税庁の実績評価とは、国税庁が所管する事務について、①あらかじめ達成すべき目標を設定し、②その目標に対する実績を測定し、その達成度を評価することにより、③その達成度合いの情報を提供するものです。

また、国税庁の実績評価を実施する目的は、①国税庁の使命、実績目標、施策等を明らかにし、国民各層・納税者の皆様に対して説明責任を果たすこと、②常に、より効率的で質が高く、時代の要請にあった税務行政を目指し続けること、③国税庁の事務を改善し、職員の意欲向上、組織の活性化を図ることであり、これらについて分かりやすくお知らせすることによって、税務行政の透明性を確保し、国民各層・納税者の皆様からの理解と信頼を得ることです。

## 実績評価（政策評価）と税務行政の改善 ～国税庁の使命と実績評価の目標～

### 《国 税 庁 の 使 命》

納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する。

#### 国税庁の任務

財務省設置法  
第19条

実績目標（大）1  
内国税の  
適正かつ公平な  
賦課及び徴収

実績目標（大）2  
酒類業の  
健全な発達の  
促進

実績目標（大）3  
税理士業務の  
適正な運営の  
確保

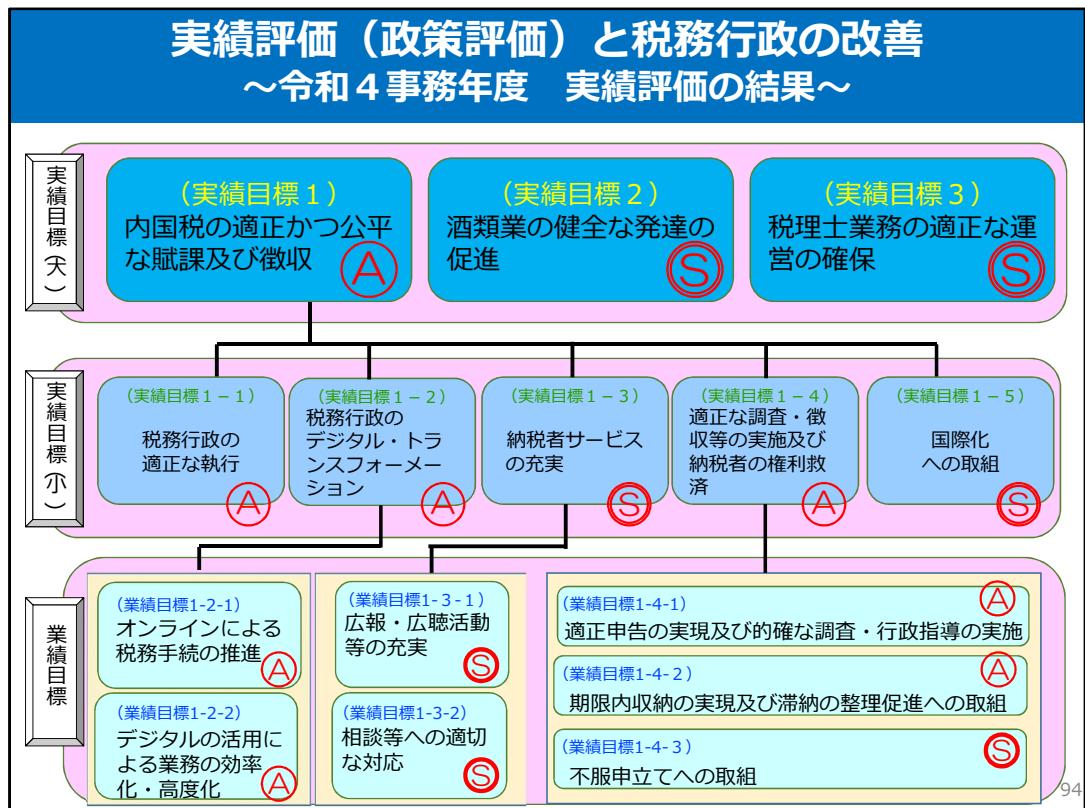
93

## 実績評価（政策評価）と税務行政の改善

### ～国税庁の使命と実績評価の目標～

国税庁の使命は、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ことであり、この使命を果たすため、財務省設置法第19条に国税庁の任務として、「内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収」、「酒類業の健全な発達の促進」及び「税理士業務の適正な運営の確保」の3つが定められています。

実績評価では、この3つの任務を、国税庁が達成すべき目標として実績目標（大）1から3に掲げています。



## 実績評価（政策評価）と税務行政の改善

### ～令和4事務年度 実績評価の結果～

目標体系は、ただいま説明しました実績目標（大）1から3が達成すべき目標となります。実績目標（大）1の「内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収」について、その内容が広範囲にわたるため、5つの実績目標（小）と更に7つの業績目標に細分化して設定し、これらの目標を通じて、より分かりやすい評価に努めています。

これらの目標は、「S+ 目標超過達成」、「S 目標達成」、「A 相当程度進展あり」、「B 進展が大きくない」、「C 目標に向かっていない」の5段階で評価しています。

令和4事務年度の実績評価の結果は、「S 目標達成」と評価したものが7つ、「A 相当程度進展あり」と評価したものが8つとなっています。

これらの評価・検証を踏まえ、税務行政の改善に取り組んでいきます。

実績評価の実施に当たっては、その客観性を確保し、評価の質を高めるため、外部有識者の方々からなる「財務省政策評価懇談会」を開催し、実施計画及び評価書についてのご意見をいただいた上、財務省ホームページにおいて公表しています（国税庁ホームページからもご覧になれます。）。

なお、令和6事務年度の実績評価の実施計画においては、令和5事務年度の実績目標を維持しつつ、令和5年6月に策定・公表した「税務行政のデジタル・トランシフォーメーション－税務行政の将来像2023－」で新たな柱となった「事業者のデジタル化促進」を新設した上で、各種施策に取り組んでいます。

## 国税庁の取組紹介動画



### - Web-TAX-TV

- ▶ 消費税の不正還付を許さない！
- ▶ 国外財産を追いかけろ！  
～国際徴収への取組～
- ▶ 脱税を見逃さない！  
～国税査察官の仕事～
- ▶ 隠された脱税資金を追え！  
～国税査察官の仕事Ⅱ～
- ▶ 見逃さない、悪質な税金の滞納
- ▶ 国際課税に関する取組の現状と今後の方向
- ▶ 海を越えた税務調査
- ▶ 海を越えた税務調査Ⅱ
- ▶ あなたのインターネット取引、確定申告していますか
- ▶ ドラマ版ダイジェスト
- ▶ 税のプロフェッショナルを目指して

95

国税庁の取組紹介動画について、ご覧の動画をご紹介いたします。

国税庁インターネット番組「Web-TAX-TV」やYouTube「国税庁動画チャンネル」では、これらの動画以外にも様々な動画を配信していますので、ご興味がございましたら、是非、ご覧ください。

## Web-TAX-TV ～「消費税の不正還付を許さない！」～



還付を迫る代表者



法人へ税務調査



仕入先へ取引内容確認



海外からの情報収集



調査結果を代表者に説明



不正還付が明るみに

96

### 調査において重点的に取り組んでいる事項 ～Web-TAX-TV「消費税の不正還付を許さない！」～

国税庁インターネット番組「Web-TAX-TV」では、消費税の不正還付を企む悪質な納税者に対し、的確な審査・調査により未然防止に取り組む調査官の仕事を、ドラマ仕立てで紹介した「消費税の不正還付を許さない！」を配信しています。

(あらすじ)

税務署に提出された一件の消費税還付申告。

還付申告者である法人の代表者から早期の還付を求められるが、申告の内容に疑問を持った調査官。

上司である統括官の指示のもと、消費税のスペシャリストである専門官、国際取引のスペシャリストである国際官と協力し、申告内容の疑問点を解明するために、法人が行っている仕入取引や輸出取引の調査を行った結果…。

是非、ご覧ください。

## Web-TAX-TV

～「国外財産を追いかけろ！～国際徴収への取組～」～



滞納者自宅の捜索



国際徴収チーム



国外財産を保有する事実が判明



外国税務当局へ徴収共助を要請



外国税務当局が滞納者の国外財産を差押さえ



滞納国税が徴収された

97

### 国際徴収

～Web-TAX-TV「国外財産を追いかけろ！～国際徴収への取組～」～

国税庁インターネット番組「Web-TAX-TV」では、悪質な滞納者の国外財産を日々追いかけ、徴収に取り組んでいる国税徴収官の姿をドラマ仕立てで紹介した「国外財産を追いかけろ！～国際徴収への取組～」を配信しています。

(あらすじ)

高額な滞納国税の徴収を免れるため、国外に財産を移転させた滞納者とその妻。

国税局は滞納者の自宅を捜索したが、めぼしい財産を発見できず、滞納国税を徴収することができなかった。

滞納者が過去に多額の国外送金をしていたため、国外財産の調査・徴収を専門とする国際徴収チームへ引き継がれ、滞納者の国外財産を追うための調査が進められることになる。

徴収官から国外財産の所有を問われ、白を切る滞納者であったが、外国税務当局への情報交換要請により、滞納者が国外に多額の財産を保有していることが明らかとなり…。

是非ご覧ください。

**Web-TAX-TV**  
～「脱税を見逃さない！～国税査察官の仕事～」～







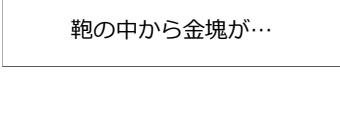
脱税を見逃さない！  
～国税査察官の仕事～



国税局における検討会



強制調査着手





鞄の中から金塊が…

食器棚から現金が…

嫌疑人に対する質問調査

98

## 査察調査

### ～Web-TAX-TV「脱税を見逃さない！～国税査察官の仕事～」～

国税庁インターネット番組「Web-TAX-TV」では、悪質な脱税者を摘発するために日夜努力している査察官の活躍をドラマ仕立てで紹介した「脱税を見逃さない！～国税査察官の仕事～」を配信しています。

(あらすじ)

嫌疑者は、美容食品「美肌クッキー」をヒットさせたカリスマ経営者。

国税査察官による張り込みなどの徹底した内偵調査により、派手な私生活や多額の貯蓄を把握し、脱税の疑いを強めていく。

内偵調査で把握した情報をもとに綿密な検討を重ねた結果、カリスマ経営者の脱税の嫌疑を確信した。

強制調査の許可状を請求し、カリスマ経営者や特殊関係人の居宅へ一斉に強制調査を実施する。

真実の收支計算表や、多額の現金・金塊を次々と発見。徐々に脱税の手口が明らかになっていく…。

是非ご覧ください。

## Web-TAX-TV

～「隠された脱税資金を追え！～国税査察官の仕事Ⅱ～」～



相続税法違反嫌疑事件  
の着手検討会



強制調査着手



嫌疑者の別荘捜索



嫌疑者のパソコンの  
データ分析



外国税務当局へ調査依頼



嫌疑者に対する質問調査

99

### 査察調査

～Web-TAX-TV「隠された脱税資金を追え！～国税査察官の仕事Ⅱ～」～

国税庁インターネット番組「Web-TAX-TV」では、悪質な脱税者を摘発するために日夜努力している査察官の活躍をドラマ仕立てで紹介した「隠された脱税資金を追え！～国税査察官の仕事Ⅱ～」を配信しています。

(あらすじ)

富裕層として雑誌等で紹介されていた田中工業のオーナー田中幸一が亡くなり、息子田中剛が財産を相続する。

山田査察官は、生前の田中幸一の事業状況等からすると相続税の申告額が余りにも少ないと判断し内偵調査を実施する。

内偵調査の結果、嫌疑者田中剛の相続財産除外額は3億円と見込まれ、強制調査に着手した。

自宅庭の地中に隠して保管していた現金1億円を把握するも残りの2億円の行方が不明であった。

発見されていない相続財産を見つけるべく、田中剛の自宅で発見された他人名義の不動産関係書類を基に査察調査を展開し、事件を解決していく…。

是非ご覧ください。

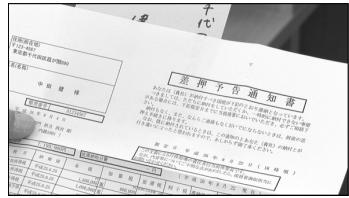
## Web-TAX-TV ～「見逃さない、悪質な税金の滞納」～



西沢徵収官



バーで働く滞納者



滞納者宛の差押予告通知書



チラシを配る女性



滞納者と面接する徴収官



差押財産

100

### 確定な税金の納付

#### ～Web-TAX-TV「見逃さない、悪質な税金の滞納」～

国税庁インターネット番組「Web-TAX-TV」では、納税者個々の実情に即しつつ、法令等に基づいて、滞納整理に取り組む国税徴収官の仕事ぶりをドラマ仕立てで紹介した「見逃さない、悪質な税金の滞納」を配信しています。

(あらすじ)

西沢徴収官は、徴収事務5年目の徴収官。

ある日、税務調査で決定された税金を一切納付せず、文書や電話の催告等も無視し続けているバー経営者の滞納事案を担当することになる。

様々な方法で滞納者に接触を試みるも、なかなか会うことができない。

そんな中、偶然もらった一枚のチラシから滞納者との接触に成功した西沢徴収官。

滞納者の自宅を捜索し、そこで発見したものとは・・・？

滞納者が改心し、滞納税額を全額納めたその理由とは・・・？

是非ご覧ください。

## Web-TAX-TV ～「国際課税に関する取組の現状と今後の方向」～



海外への財産隠し



富裕層PTの打合せ



情報収集をする山都実査官



海外からの情報収集



田楠家への調査



真実に辿り着く山都実査官

101

### 国際的な取引への課税

### ～Web-TAX-TV「国際課税に関する取組の現状と今後の方向」～

国税庁インターネット番組「Web-TAX-TV」では、富裕層や海外取引のある企業による資産隠しなどの国際的な租税回避行為を調査する「重点管理富裕層プロジェクト（富裕層PT）」の活躍をドラマ仕立てで紹介した「国際課税に関する取組の現状と今後の方向～富裕層PTの展開～」を配信しています。

---

(あらすじ)

国内で5法人を経営する田楠グループの田楠育夫は、「田楠家の財産を海外に隠した」と息子守に言い残し亡くなった。

富裕層PTの一員となった山都実査官は、育夫の相続財産が国外に隠されているのではないかと疑問を抱き、先輩実査官である海野実査官とともに調査を開始する。

「国税の調査は海外に及ばない」と豪語する田楠一族に、富裕層PTはどう立ち向かうのか！海を越えた国税の調査が動き出す。

---

是非ご覧ください。

## Web-TAX-TV ～「海を越えた税務調査」～



売上目標達成に燃える  
醍醐産業海外事業部長平井



取引先の仕入担当者は  
裏金を要求



国税局による調査



海外の税務当局調査官



外国の税務当局との  
積極的な情報交換の実施



税に関する  
コーポレートガバナンスの  
重要性に気づく醍醐社長

102

### 国際的な取引への対応

#### ～Web-TAX-TV「海を越えた税務調査」～

国税庁インターネット番組「Web-TAX-TV」では、租税条約等に基づく情報交換を活用した国際的取引に関する税務調査の実態をドラマで紹介する番組「海を越えた税務調査～国税局調査部の仕事～」を配信しています。

#### (あらすじ)

グローバル企業である醍醐産業の海外事業部長の平井は、売上目標を達成するため、取引先の仕入れ担当者のジョーンズに要求されるままに裏金を支払った。

そして、日本の国税局の調査権限が海外にある企業を直接調査できないことを利用し、ジョーンズに支払った裏金を、海外にある子会社への販売手数料に偽装した。

国税局調査部の森下国際税務専門官は、醍醐産業から子会社に支払われた不審な販売手数料に疑問を抱き、平井との面接で、その疑問は確信へと変わった。

森下は、租税条約等に基づく情報交換制度を活用し、海外税務当局に海外子会社に対する税務調査を依頼する。

日本の国税局と海外の税務当局による国境を越えた税務調査が始まる…。

適正・公平な課税のために、国境を越えた税務調査に励む調査官の仕事ぶりが分かりやすく紹介されたドラマ仕立ての番組です。

更に、企業のコーポレートガバナンスの在り方を再考させられる内容となっています。

是非ご覧ください。

## Web-TAX-TV ～「海を越えた税務調査Ⅱ」～



ポッタリ（運び屋）



ソウル地方国税庁  
チ・ジニ調査官、イ・ソジン調査官



国税局調査部  
渡辺主査



ゴンドー電機工業  
権藤社長



国際的な連携調査



観念するキム社長

103

### 国際的な取引への対応 ～Web-TAX-TV「海を越えた税務調査Ⅱ」～

国税庁インターネット番組「Web-TAX-TV」では、「海を越えた税務調査」シリーズの第二弾として、日韓両税務当局による情報交換を活用した両国の税務調査の実態を、ドラマ仕立て紹介した「海を越えた税務調査Ⅱ～日韓税務協力の推進～」を配信しています。

(あらすじ)

電機機器を取り扱うゴンドー電機工業。

日本企業のグローバル化が進む中で、社長の権藤は、韓国企業キム・ファクタリングとの取引を増やしていた。

その権藤社長の前には、毎月ある女性が現われる。

このフレーズとともに。

「アニヨハセヨ。おいしいキムチはいかがですか？」

日本の国税局調査部と韓国地方国税庁が協力し合い、権藤社長のたくらみを暴いていく…。

日韓両国の調査官が直接に会い、調査情報の交換や協議を行う国際的な連携調査ともいえる協力関係を分かりやすく紹介しています。

是非ご覧ください。

## Web-TAX-TV

～「あなたのインターネット取引、確定申告していますか」～



サイトを更新するブロガー



主婦のオークションサイト



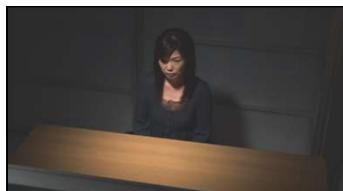
税務署担当者による  
情報収集



主婦への税務調査が始まる



私は大丈夫と思うブロガー



無申告を指摘され落ち込む  
ブロガー

104

### 調査において重点的に取り組んでいる事項

～Web-TAX-TV「あなたのインターネット取引、確定申告していますか」～

国税庁インターネット番組「Web-TAX-TV」では、インターネット広告やオークションで収入を得ていたにもかかわらず、申告をしていなかった主婦2人を題材にして、ドラマ仕立てで紹介した「あなたのインターネット取引、確定申告していますか」を配信しています。

(あらすじ)

趣味で始めた主婦のブログが次第に人気になり、アクセス件数のランキングも上位になっていた。

そして、ブログに掲載しているバナー広告の収入は次第に増えていき、お小遣い程度とは言えない金額になっていた。

親友の主婦も、インターネットで収入を得られることを知り、オークションサイトで自作の造花を販売し、次第に多額の収入を得ていった。

2人とも確定申告のことを気にすることなく日々を過ごしていたが、そんな2人に税務署の担当者が気付くことに…。

是非ご覧ください。

## Web-TAX-TV ～「ドラマ版ダイジェスト」～



国税の現場を目撃せよ。

105

### 国税庁の取組紹介動画 ～Web-TAX-TV「ドラマ版ダイジェスト」～

これまでご紹介した国税庁インターネット番組「Web-TAX-TV」の人気の6番組を2分30秒のダイジェストにまとめた「ドラマ版ダイジェスト」を配信しています。

#### [収録ドラマ 6作品]

- ・「国税査察官の仕事」
- ・「海を越えた税務調査 国税局調査部の仕事」
- ・「海を越えた税務調査Ⅱ 日韓税務協力の推進」
- ・「国際的租税回避行為への対応 国際税務専門官の仕事」
- ・「あなたのインターネット取引、確定申告していますか」
- ・「国税徴収官の仕事」

国税庁の調査、徴収の現場の雰囲気を体験いただけるものとなっていますので是非ご覧ください。

## Web-TAX-TV ～「税のプロフェッショナルを目指して」～



国税庁の仕事



調査官



徴収官



実査官



査察官



スペシャリストを目指しませんか  
税のプロフェッショナルを目指して

106

### 国税庁の仕事や魅力

### ～Web-TAX-TV「税のプロフェッショナルを目指して」～

国税庁インターネット番組「Web-TAX-TV」では、税のプロフェッショナルを目指す方に、国税庁の仕事やその魅力・やりがいをご紹介した「税のプロフェッショナルを目指して」を配信しています。

是非ご覧ください。

## 税の スペシャリスト になるためには



- 国税の仕事と魅力
- 税のスペシャリストになるためには
- 令和7年度から国税専門官採用試験が変わります！
- 令和5年度国税専門官採用試験から国税専門B区分（理工・デジタル系）が創設
- 事務職員の採用状況（令和6年4月）
- 女性の職場として…

107

「税のスペシャリストになるためには」について、ご覧のような項目をご説明いたします。

## 国税の仕事と魅力

### ～国税の職場で一緒に働きませんか？～

#### 国税の仕事～スペシャリストの3つの顔～



#### 国税の仕事の魅力

- ✓ 充実した研修制度
- ✓ 専門性の高い業務
- ✓ 他の公務員より高水準な給与
- ✓ ワークライフバランスの充実

108

## 国税の仕事と魅力

国税職員は、

- ・滞納税金の督促や、滞納処分、納税指導を行う「国税徴収官」
  - ・個人や法人に対する調査や申告指導を行う「国税調査官」
  - ・そして大口・悪質な脱税者に対する強制調査及び告発を行う「国税査察官」
- という3つの顔を持つ、税のスペシャリストです。

そして、国税の仕事の魅力として4点説明します。

1点目は「充実した研修制度」です。

採用後、税務大学校における長期研修において、職員として必要な税法や会計の基礎的事項を習得できるほか、試験や選考によって専門的知識・技能を習得することで、税のスペシャリストとして育成します。

2点目は「専門性の高い業務」です。

業務を通じて様々な資格取得を目指すことができる仕事です。

簿記の資格はもちろんのこと、現行の制度上、一定の職務経験により税理士の資格が付与されます。

3点目は「他の公務員より高水準な給与」です。

税務職員には、職務の困難性から、一般の行政職の方よりも給与の金額が約1割高い「税務職俸給表」が適用されます。

これは高度な専門知識と技能を求められているためですが、それだけ専門性が高く、やりがいがある仕事と言えます。

4点目は「ワークライフバランスの充実」です。

国税の職場では子育てと仕事の両立支援制度を積極的に活用しており、育児休業取得率は、女性100%、男性91.6%です。

制度があるのは当たり前ですが、男性、女性共に、制度を当たり前のように利用しているのが、国税の職場です。

## 税のスペシャリストになるためには

試験区分	対象	申込時期	採用予定数 (令和7年4月)
国税専門官採用試験	大卒程度	例年 3月頃	A区分 (法文系) 約1,000名  B区分 (理工・デジタル系) 約100名
税務職員採用試験	高卒程度	例年 6月頃	約750名
国税庁経験者採用試験 (国税調査官級)	転職希望の者 (大卒後8年を経過した者)	例年 8月頃	約100名
就職氷河期世代選考試験	S41.4.2生～ S61.4.1生	本年は 7月	約13名

109

## 税のスペシャリストになるためには

それではここで、税のスペシャリストとして、国税局や税務署で働く国税職員になるための採用試験について紹介させていただきます。

令和6年度に実施の採用試験には、

- ①高卒程度の方を対象とした税務職員採用試験
- ②大卒程度の方を対象とした国税専門官採用試験
- ③転職希望の方を対象とした国税庁経験者採用試験
- ④昭和41年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた方を対象とした就職氷河期世代選考試験があります。

税務行政を担う意欲のある方を毎年募集しております。

税の職場にご興味のある方は、是非、国税庁ホームページをご覧ください。

## 令和7年度から国税専門官採用試験が変わります！

### <専門試験（多肢選択式）の見直し>

- 必須の問題数を削減し「選択必須科目」を新設
- 「選択」は科目選択から任意の問題選択へ

→ 問題選択の柔軟性が高く（法律、経済、会計、英語等）、自分の専門性・得意分野等から解答したい問題を選択可能に！

※国税専門B（理工・デジタル系）の試験科目は、これまでと変更ありません。

試験科目見直し後	
区分	科目名
必須	民法・商法②
	会計学（簿記を含む）②
	民法・商法⑥
	会計学（簿記を含む）⑥
	憲法・行政法⑥
	経済学⑥
選択	英語⑥
	財政学⑥
	経営学⑥
	政治学・社会学・社会事情⑥
商業英語⑥	

### <「人物重視」の採用試験へ変更>

- 人物試験の配点比率を増やし、人物重視の試験に見直し

110

## 令和7年度から国税専門官採用試験が変わります！

国税専門官採用試験において、2点見直しを行います。

第一に、国税専門官採用試験の国税専門A区分（法文系）において、専門試験（多肢選択式）の見直しを行います。

見直しのポイントは2点です。

1点目、必須科目の問題数を削減するとともに、選択必須科目を新設します。

2点目、「選択」問題はこれまでの科目選択から任意の問題を選択いただくかたちに変更します。

専門試験（多肢選択式）を受験する際には、①民法・商法及び会計学のうち各2題を必ず解答し、②選択必須科目から4科目を選択した上で、当該4科目のすべての問題を解答し、40題に達するまでの残りの問題は、選択必須科目と選択科目の中から受験者が任意に選んだ問題を解答することになります。

この見直しに伴い、問題選択の柔軟性が高くなることはもとより、ご自身の専門性・得意分野等から解答したい問題を選択できるようになります。

なお、国税専門B（理工・デジタル系）の試験科目は、これまでと変更ありません。

第二に、国税専門A（法文系）及び国税専門B（理工・デジタル系）とともに、人物試験の配点比率を現在の22%から30%に増やし、人物重視の採用試験に変更します。

## 令和5年度国税専門官採用試験から 国税専門B区分（理工・デジタル系）が創設



### 国税専門B区分（理工・デジタル系）の専門試験について

専門試験は、理工・デジタル系の方が大学等で学ぶ基礎的な内容を中心に出題します。

#### 多肢選択式

必須問題（16題）	選択問題（42題中24題選択）
基礎数学②、	情報数学・情報工学③、
民法・商法②、会計学②、	物理④、化学⑥、統計学⑥、
	経済学⑥、英語⑥

- 選択問題は、42題の中から24題を任意に選ぶことができます。
- 解答時間は、2時間20分です。
- なお、民法・商法・会計学の4題は、基礎的な内容とする予定です。

#### 記述式

必須問題（1題）
科学技術に関する領域
● 専門試験（記述式）は、科学技術に関する一般的な課題（情報・理学・工学等の分野に跨る時事問題や社会事情など）について論述する小論文形式の問題です。 ● 解答時間は、1時間20分です。 ● なお、専門試験（記述式）は第1次試験で実施しますが、第1次試験合格者は対象に評定した上で、最終合格者決定に当たり、他の試験種目の成績と総合します。

人事院ホームページ（国家公務員試験採用情報NAVI）では、例題を掲載しています。 [https://www.jinji.go.jp/salyo/siken/mondairei/\\_top.html](https://www.jinji.go.jp/salyo/siken/mondairei/_top.html)

111

## 令和5年度国税専門官採用試験から国税専門B区分（理工・デジタル系）が創設

近年、経済取引のデジタル化が進展したことにより、調査・徴収事務は複雑・困難化しており、税務行政を取り巻く環境が大きく変化しています。

国税庁としては、このような経済社会の変化に税務行政が的確に対応できるような取組を着実に進めることが重要であると考えています。

そこで、国税庁においては、将来的には、AIを用いた申告内容の自動チェックや、大量かつ多種・多様な納税者データをICT・AIを活用して分析することによる調査選定などをを行うことも想定し、現在、税務行政のデジタル・トランスフォーメーションに取り組んでおります。

国税庁としましては、税務行政のデジタル・トランスフォーメーションをより一層進めしていくため、ICTに関する素養を備えている方を積極的に採用していきたいと考えており、令和5年度から、国税専門官採用試験に国税専門B区分（理工・デジタル系）を創設しました。

この新試験区分は、試験科目を見ていただけではわかるように、デジタル（情報）系の学部の学生のみをターゲットとしているのではなく、ICTに関する素養を備えていると考えられる、理工・デジタル系学部の学生が広く受験できるような試験科目を設定しています。

国税の職場は、法文系出身者の多い職場と思われがちですが、システム開発やデータ分析、ICT調査技法の開発を行う部署などが多く設置されており、理工・デジタル系学部出身者の方が活躍できる様々なフィールドが用意されておりますので、是非、理工・デジタル系学部の皆さんには、この機会に国税の職場に興味を持っていただき、多くの方に国税専門官採用試験を受験していただければと思います。

## 事務職員の採用状況（令和6年4月）

試験区分		採用人数（全国）
国税専門官 採用試験	A区分 (法文系)	864人 (内女性278人)
	B区分 (理工・デジタル系)	81人 (内女性17人)
税務職員 採用試験		713人 (内女性295人)
国税庁経験者 採用試験 (国税調査官級)		54人 (内女性12人)
障害者選考試験 ※ ステップアップ選考含む		6人 (内女性5人)
就職氷河期世代 選考試験		13人 (内女性2人)

112

## 事務職員の採用状況（令和6年4月）

令和6年度の職員の採用状況ですが、税務職員採用試験、国税専門官採用試験、国税庁経験者採用試験、障害者選考試験等及び就職氷河期世代選考試験での採用者数は、全国で713人、945人、54人、6人、13人となっております。

## 女性の職場として・・・

The infographic illustrates various policies for women in the workplace:

- 深夜勤務及び時間外勤務の制限**
- 健康診査等のための職務専念義務免除**
- 業務軽減等**
- 休息、補食のための職務専念義務免除**
- 通勤緩和**
- 育児休業、育児短時間勤務、育児時間、早出遅出勤務、超過勤務の制限等についても、配偶者の就業等の状況にかかわらず、取得できます。**
- 仕事と育児の両立のための行動計画メニュー**
- Work Life Balance**
- 妊娠～**
- 出産～**
- 1歳～**
- 3歳～**
- 6歳～**

**長さは取得可能期間を示します。**

**母性保護のための制度**

**出産時のための制度**

**育児のための制度**

**産前休暇**    **産後休暇**

**保育時間**

**育児休業**

**育児短時間勤務**

**育児時間**

**早出遅出勤務**

**深夜勤務、超過勤務の制限及び超過勤務の免除**

**深夜勤務及び超過勤務の制限**

**子の看護休暇**

**育児休業はいわゆる慣らし保育にも使えます。**

**早出遅出勤務は、小学校入学後も放課後児童クラブ等に通う子を送り又は迎えに行く場合にも利用できます。**

**令和4年1月1日より不妊治療のための特別休暇が新設されました。**

**働きやすい環境が整っています**

113

## 女性の職場として・・・

また、男性だけでなく女性にも活躍してもらえるような環境づくりに取り組んでいます。例えば、妊娠・出産という女性にしか経験できない人生のイベントにおいて、職場全体でサポートするといった取組を行っています。

その結果として女性職員の育児休業取得率は、ほぼ100%と非常に高く、妊娠・出産後も職場からのサポートがあるので、ほとんどの女性職員が職場復帰をし、キャリアを重ねています。

更に、配偶者である男性も子育てを気兼ねなく担えるよう、環境作りに努めており、男性職員の育児休業取得率は91.6%と非常に多くの男性職員が育児休業を取得しています。

国税の職場は、男性、女性共に非常に働きやすい環境となっています。

## おわりに

皆様のご意見・ご要望をお待ちしております。

詳しくは、国税庁ホームページの  
「税を考える週間」コーナーをご覧ください。

で

114

## おわりに

以上、これまで「これから社会に向かって」と題しまして、税の役割やその使途、適正・公平な課税と徴収の実現に向けた府局署の取組や国税庁のグローバル化・デジタル化に向けた諸施策について紹介させていただきました。

なお、国税庁ホームページに、「税を考える週間」のコーナーを開設しておりますので、今回紹介した内容について、更に詳しくお知りになりたい場合は、そちらも併せてご覧ください。

また、国税庁では、税務行政に対するご意見・ご要望をお待ちしています。

国税庁ホームページ又は最寄りの税務署にお寄せください。

ご清聴ありがとうございました。